令和８年（第５回）山鹿市議会９月定例会

会　期　日　程　表

日次	月　日	曜　日	本　会　議	委員会／備考
１	８月28日	金	開会・提案理由説明	
２	８月29日	（土）	休　　会	
３	８月30日	（日）		
４	８月31日	月		発言通告締切：正午
５	９月１日	火		
６	９月２日	水		
７	９月３日	木		
８	９月４日	金	質疑・委員会付託	予算決算委員会
９	９月５日	（土）	休　　会	
１０	９月６日	（日）		
１１	９月７日	月		予算決算委員会
１２	９月８日	火	一般質問	
１３	９月９日	水	一般質問	
１４	９月10日	木	休　　会	建設経済委員会
１５	９月11日	金		市民福祉委員会
１６	９月12日	（土）		
１７	９月13日	（日）		
１８	９月14日	月		総務文教委員会
１９	９月15日	火		予算決算委員会
２０	９月16日	水		
２１	９月17日	木		議会運営委員会
２２	９月18日	金	委員長報告・討論・採決・閉会	

令和８年（第５回）山鹿市議会９月定例会

目　　次

第１号（８月28日）　　頁

１．議事日程 …… 3

２．本日の会議に付した事件 …… 4

３．出席議員 …… 4

４．説明のため出席した者 …… 5

５．事務局職員出席者 …… 5

６．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 6

７．日程第２　会期の決定 …… 6

８．日程第３　議案第65号～議案第80号
　　認定第１号～認定第12号
　　報告第８号～報告第11号 …… 8

９．提案理由の説明 …… 8

（１）議案第65号（鬼塚市民部長） …… 8

（２）議案第66号（原福祉部長） …… 8

（３）議案第67号（森建設部長） …… 9

（４）議案第68号（田上教育部長） …… 9

（５）議案第69号（黒田消防本部消防長） …… 10

（６）議案第70号（入江市民医療センター事務部長） …… 10

（７）議案第71号（入江市民医療センター事務部長） …… 10

（８）議案第72号（功能総務部長） …… 11

（９）議案第73号（原福祉部長） …… 12

（10）議案第74号（新堀商工観光部長） …… 13

（11）議案第75号（豊田水道局長） …… 13

（12）議案第76号（甲斐市民医療センター事務部事務次長） …… 14

（13）議案第77号（森建設部長） …… 15

（14）議案第78号（田上教育部長） …… 15

（15）議案第79号（黒田消防本部消防長） …… 16

（16）議案第80号（新堀商工観光部長） …… 16

（17）認定第１号（功能総務部長） …… 17

（18）認定第２号（川上福祉部政策審議員） …… 17

（19）認定第３号（川上福祉部政策審議員）　…… 17
（20）認定第４号（川上福祉部政策審議員）　…… 17
（21）認定第５号（新堀商工観光部長）　…… 19
（22）認定第６号（園田農林部長）　…… 19
（23）認定第７号（園田農林部長）　…… 20
（24）認定第８号（園田農林部長）　…… 20
（25）認定第９号（豊田水道局長）　…… 21
（26）認定第10号（甲斐市民医療センター事務部事務次長）　…… 21
（27）認定第11号（森建設部長）　…… 22
（28）認定第12号（森建設部長）　…… 23
（29）報告第８号（功能総務部長）　…… 23
（30）報告第９号（永田総務部首席審議員）　…… 24
（31）報告第10号（園田農林部長）　…… 25
（32）報告第11号（園田農林部長）　…… 26
10．散　会　…… 27

第２号（９月４日）

１．議事日程　…… 31
２．本日の会議に付した事件　…… 31
３．出席議員　…… 31
４．欠席議員　…… 32
５．説明のため出席した者　…… 32
６．事務局職員出席者　…… 32
７．日程第１　質疑　…… 33
８．日程第２　委員会付託　…… 36
９．散　会　…… 36

第３号（９月８日）

１．議事日程　…… 39
２．本日の会議に付した事件　…… 39
３．出席議員　…… 39
４．説明のため出席した者　…… 40
５．事務局職員出席者　…… 41
６．日程第１　一般質問　…… 42

（１）豊田新二郎議員一般質問 …… 42
○原福祉部長答弁 …… 43
（２）豊田新二郎議員一般質問 …… 44
○原福祉部長答弁 …… 44
（３）豊田新二郎議員一般質問 …… 45
○原福祉部長答弁 …… 45
（４）豊田新二郎議員一般質問 …… 46
○原福祉部長答弁 …… 46
（５）豊田新二郎議員一般質問 …… 47
○原福祉部長答弁 …… 47
（６）豊田新二郎議員一般質問 …… 48
○黒田消防長答弁 …… 49
（７）豊田新二郎議員一般質問 …… 49
○黒田消防長答弁 …… 50
（８）豊田新二郎議員一般質問 …… 50
○黒田消防長答弁 …… 51
（９）豊田新二郎議員一般質問 …… 51
○黒田消防長答弁 …… 52
（10）豊田新二郎議員一般質問 …… 52
○黒田消防長答弁 …… 53
（11）豊田新二郎議員一般質問 …… 53
（12）小林文江議員一般質問 …… 54
○功能総務部長答弁 …… 55
（13）小林文江議員一般質問 …… 56
○功能総務部長答弁 …… 57
（14）小林文江議員一般質問 …… 57
○功能総務部長答弁 …… 58
（15）小林文江議員一般質問 …… 58
○田上教育部長答弁 …… 58
（16）小林文江議員一般質問 …… 59
○田上教育部長答弁 …… 59
（17）小林文江議員一般質問 …… 60
（18）服部香代議員一般質問 …… 60
○原福祉部長答弁 …… 61

(19) 服部香代議員一般質問 …… 62
○原福祉部長答弁 …… 63
(20) 服部香代議員一般質問 …… 63
○原福祉部長答弁 …… 64
(21) 服部香代議員一般質問 …… 64
○原福祉部長答弁 …… 65
(22) 服部香代議員一般質問 …… 66
○原福祉部長答弁 …… 67
(23) 服部香代議員一般質問 …… 67
○功能総務部長答弁 …… 68
(24) 服部香代議員一般質問 …… 69
○功能総務部長答弁 …… 70
(25) 服部香代議員一般質問 …… 70
○黒木教育部首席教育審議員 …… 72
(26) 服部香代議員一般質問 …… 72
○黒木教育部首席教育審議員 …… 73
(27) 服部香代議員一般質問 …… 73
○黒木教育部首席教育審議員 …… 74
(28) 服部香代議員一般質問 …… 74
(29) 北原和智議員一般質問 …… 75
○園田農林部長答弁 …… 76
(30) 北原和智議員一般質問 …… 77
○園田農林部長答弁 …… 77
(31) 北原和智議員一般質問 …… 78
○園田農林部長答弁 …… 78
(32) 北原和智議員一般質問 …… 79
○園田農林部長答弁 …… 79
(33) 北原和智議員一般質問 …… 80
○園田農林部長答弁 …… 81
(34) 北原和智議員一般質問 …… 82
○園田農林部長答弁 …… 82
(35) 北原和智議員一般質問 …… 83
(36) 髙松佳美議員一般質問 …… 84
○功能総務部長答弁 …… 84

(37) 髙松佳美議員一般質問 …… 85
○功能総務部長答弁 …… 86
(38) 髙松佳美議員一般質問 …… 86
○豊田水道局長答弁 …… 86
(39) 髙松佳美議員一般質問 …… 87
○功能総務部長答弁 …… 87
(40) 髙松佳美議員一般質問 …… 88
○功能総務部長答弁 …… 88
(41) 髙松佳美議員一般質問 …… 88
○田上教育部長答弁 …… 89
○功能総務部長答弁 …… 89
(42) 髙松佳美議員一般質問 …… 89
○田上教育部長答弁 …… 90
(43) 髙松佳美議員一般質問 …… 91
○田上教育部長答弁 …… 91
(44) 髙松佳美議員一般質問 …… 92
○田上教育部長答弁 …… 92
(45) 髙松佳美議員一般質問 …… 93
○田上教育部長答弁 …… 93
(46) 髙松佳美議員一般質問 …… 94
○原福祉部長答弁 …… 94
(47) 髙松佳美議員一般質問 …… 95
○原福祉部長答弁 …… 95
(48) 髙松佳美議員一般質問 …… 96
○原福祉部長答弁 …… 96
(49) 髙松佳美議員一般質問 …… 96
(50) 金光一誠議員一般質問 …… 97
○功能総務部長答弁 …… 98
(51) 金光一誠議員一般質問 …… 98
○森建設部長答弁 …… 99
(52) 金光一誠議員一般質問 …… 100
○森建設部長答弁 …… 100
(53) 金光一誠議員一般質問 …… 101
○園田農林部長答弁 …… 102

（54）金光一誠議員一般質問 …… 102
○園田農林部長答弁 …… 103
（55）金光一誠議員一般質問 …… 104
○園田農林部長答弁 …… 104
（56）金光一誠議員一般質問 …… 105
○早田市長答弁 …… 106
（57）金光一誠議員一般質問 …… 106
７．散　会 …… 107

第４号（９月９日）

１．議事日程 …… 111
２．本日の会議に付した事件 …… 111
３．出席議員 …… 111
４．説明のため出席した者 …… 112
５．事務局職員出席者 …… 113
６．日程第１　一般質問 …… 114
（１）隈部賢治議員一般質問 …… 114
○鬼塚市民部長答弁 …… 115
（２）隈部賢治議員一般質問 …… 115
○鬼塚市民部長答弁 …… 116
（３）隈部賢治議員一般質問 …… 117
○鬼塚市民部長答弁 …… 119
（４）隈部賢治議員一般質問 …… 120
○鬼塚市民部長答弁 …… 121
（５）隈部賢治議員一般質問 …… 122
○鬼塚市民部長答弁 …… 123
（６）隈部賢治議員一般質問 …… 124
（７）古家茂臣議員一般質問 …… 125
○園田農林部長答弁 …… 126
（８）古家茂臣議員一般質問 …… 126
○園田農林部長答弁 …… 126
（９）古家茂臣議員一般質問 …… 127
○園田農林部長答弁 …… 127
（10）古家茂臣議員一般質問 …… 128

○園田農林部長答弁 …… 128
(11) 古家茂臣議員一般質問 …… 129
(12) 芋生よしや議員一般質問 …… 130
○原福祉部長答弁 …… 132
(13) 芋生よしや議員一般質問 …… 133
○原福祉部長答弁 …… 134
(14) 芋生よしや議員一般質問 …… 134
○原福祉部長答弁 …… 135
(15) 芋生よしや議員一般質問 …… 136
○早田市長答弁 …… 137
(16) 芋生よしや議員一般質問 …… 138
○早田市長答弁 …… 138
(17) 芋生よしや議員一般質問 …… 138
○功能総務部長答弁 …… 139
(18) 芋生よしや議員一般質問 …… 140
○功能総務部長答弁 …… 140
(19) 芋生よしや議員一般質問 …… 140
○功能総務部長答弁 …… 140
(20) 芋生よしや議員一般質問 …… 141
○功能総務部長答弁 …… 142
(21) 芋生よしや議員一般質問 …… 142
○功能総務部長答弁 …… 142
(22) 芋生よしや議員一般質問 …… 143
(23) 勢田昭一議員一般質問 …… 144
○原福祉部長答弁 …… 145
(24) 勢田昭一議員一般質問 …… 145
○原福祉部長答弁 …… 146
(25) 勢田昭一議員一般質問 …… 146
○原福祉部長答弁 …… 147
(26) 勢田昭一議員一般質問 …… 147
○原福祉部長答弁 …… 148
(27) 勢田昭一議員一般質問 …… 148
○田上教育部長答弁 …… 149
(28) 勢田昭一議員一般質問 …… 149

○田上教育部長答弁 …… 150
(29) 勢田昭一議員一般質問 …… 150
○田上教育部長答弁 …… 151
(30) 勢田昭一議員一般質問 …… 151
○田上教育部長答弁 …… 151
(31) 勢田昭一議員一般質問 …… 152
(32) 高橋龍一議員一般質問 …… 152
○園田農林部長答弁 …… 153
(33) 高橋龍一議員一般質問 …… 153
○園田農林部長答弁 …… 155
(34) 高橋龍一議員一般質問 …… 156
○森建設部長答弁 …… 156
(35) 高橋龍一議員一般質問 …… 157
○森建設部長答弁 …… 157
(36) 高橋龍一議員一般質問 …… 158
○田上教育部長答弁 …… 158
(37) 高橋龍一議員一般質問 …… 159
８．散　会 …… 159

第５号（９月18日）

１．議事日程 …… 163
２．本日の会議に付した事件 …… 164
３．出席議員 …… 164
４．欠席議員 ……
５．説明のため出席した者 …… 165
６．事務局職員出席者 …… 165
７．日程第１　議案第65号～議案第80号・認定第１号～認定第12号
請願第１号 …… 166
８．各常任委員長の報告 …… 166
（１）建設経済委員長報告 …… 166
（２）市民福祉委員長報告 …… 167
（３）総務文教委員長報告 …… 168
（４）予算決算委員長報告 …… 169
９．質　疑 …… 169

10. 討　論 …… 169
（１）服部香代議員討論 …… 169
（２）金光一誠議員討論 …… 171
（３）永田壮拡議員討論 …… 172
（４）芋生よしや議員討論 …… 174
（５）古川和博議員討論 …… 177
11. 採　決 …… 179
12. 日程第２　意見書案第１号・議案第81号 …… 183
13. 提案理由の説明 …… 183
（１）意見書案第１号（髙松佳美議員） …… 183
（２）議案第81号（功能総務部長） …… 184
14. 質　疑 …… 185
15. 討　論 …… 186
（１）永田壮拡議員討論 …… 186
（２）古家茂臣議員討論 …… 187
（３）芋生よしや議員討論 …… 188
（４）服部香代議員討論 …… 190
16. 採　決 …… 191
17. 閉　会 …… 191

８月２８日(金曜日)

令和８年（第５回）山鹿市議会９月定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

令和８年８月28日（金曜日）午前10時開会

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　議案第65号　山鹿市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

議案第66号　山鹿市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例及び山鹿市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

議案第67号　山鹿市下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

議案第68号　山鹿市社会体育施設条例の一部を改正する条例

議案第69号　山鹿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

議案第70号　山鹿市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第71号　山鹿市民医療センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

議案第72号　令和８年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）

議案第73号　令和８年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第74号　令和８年度山鹿市工業団地整備事業特別会計補正予算（第１号）

議案第75号　令和８年度山鹿市水道事業会計補正予算（第１号）

議案第76号　令和８年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）

議案第77号　令和８年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第１号）

議案第78号　財産の取得について（学校給食共同調理場厨房機器）

議案第79号　財産の取得について（高規格救急自動車）

議案第80号　訴えの提起について（工業団地整備事業に係る抵当権抹消登記請求）

認定第１号　令和７年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第２号　令和７年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第３号　令和７年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第４号　令和７年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第５号　令和７年度山鹿市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

認定第６号　令和７年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第７号　令和７年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第８号　令和７年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第９号　令和７年度山鹿市水道事業会計決算の認定について

認定第10号　令和７年度山鹿市病院事業会計決算の認定について

認定第11号　令和７年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について

認定第12号　令和７年度山鹿市農業集落排水事業会計決算の認定について

報告第８号　令和７年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について

報告第９号　一般財団法人山鹿市地域振興公社の経営状況の報告について

報告第10号　株式会社小栗郷の経営状況の報告について

報告第11号　株式会社鹿本町振興公社の経営状況の報告について

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

出席議員（20名）

１番	工　藤　彩友美
２番	北　原　和　智
３番	髙　松　佳　美
４番	小　林　文　江
５番	古　家　茂　臣
６番	永　田　壮　拡
７番	原　　芳　郎
８番	隈　部　賢　治
９番	高　橋　龍　一
10番	豊　田　新二郎
11番	山　下　誠　治
12番	古　川　和　博
13番	金　光　一　誠
14番	松　見　真　一
15番	小　川　榮　二
16番	芋　生　よしや

17番	勢田昭一
18番	有働辰喜
19番	服部香代
20番	永田紘二

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	早田順一
副市長	阿蘇品貴司
教育長	堀田浩一郎
総務部長	功能宇治
総務部首席審議員	永田健一
市民部長	鬼塚敦夫
福祉部長	原幸徳
農林部長	園田和雄
商工観光部長	新堀竜一郎
建設部長	森賢治
教育部長	田上博之
市民医療センター事務部長	入江智紀
消防本部消防長	黒田武徳
福祉部政策審議員	川上高博
水道局長	豊田秀行
教育部首席教育審議員	黒木幸博
市民医療センター事務部事務次長	甲斐通博
財務課長	富﨑嘉隆
子ども課長	森英州
農業振興課長	佐伯勝徳
下水道課長	有働和史

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

事務局職員出席者

議会事務局長	中村武志
書記	服部隆文
書記	竹丸泰行

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前10時00分　開会

――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――

○有働辰喜　議長

会議に先立ち申し上げます。

このたびの令和８年熊本地震では、甚大な被害が発生し多くの方々の貴い命が失われました。亡くなられた方々の御冥福をお祈りし、謹んで黙祷をささげたいと思います。傍聴席の皆様におかれましても、御一緒にお願いいたします。

御起立をお願いします。黙禱。

［黙祷］

○有働辰喜　議長

黙祷を終わります。ご協力ありがとうございました。御着席ください。

――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――

○有働辰喜　議長

ただいまから令和８年（第５回）山鹿市議会９月定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――

日程第１　会議録署名議員の指名

○有働辰喜　議長

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、小林文江議員、髙松佳美議員を指名いたします。

――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――

日程第２　会期の決定

○有働辰喜　議長

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日から９月18日までの22日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○有働辰喜　議長

御異議なしと認めます。よって、会期は22日間と決定いたしました。

この際、市長から発言の申出があっておりますので、これを許可いたします。早田市長。

［早田順一　市長　登壇］

○早田順一　市長

皆さん、おはようございます。

令和８年９月定例会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

まず、去る７月28日に発生いたしました令和８年熊本地震におきまして、犠牲となられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

本日で地震発生から１か月が経過をいたしました。本市におきましては、最大震度５強を観測いたしましたものの、大規模な被害には至りませんでした。しかしながら、県内各地では甚大な被害が発生しており、今なお多くの方々が不自由な避難生活を余儀なくされております。本市といたしましては、職員一丸となった体制により、被災自治体へ職員を派遣する支援に全力で取り組んでまいります。

また、国においては、観光需要の喚起策である九州応援割をはじめとする支援パッケージが昨日決定いたしました。本市におきましても、地震発生に伴い宿泊等のキャンセルが相次ぎ、事業者の皆様が深刻な影響を受けておられることから、国や県としっかりと連携を図りながら、観光業をはじめとする地域経済への支援策を着実に推進してまいります。

今年の山鹿灯籠まつりにつきましては、余震が続く中で準備の危険性や当日の警備体制確保の問題、また避難生活を送られる県民の皆様への配慮などを総合的に勘案され、千人灯籠踊りや納涼花火大会などイベントを取りやめ、大宮神社の神事・奉納のみに規模を縮小して開催する旨の判断を山鹿灯籠まつり実行委員会が決定されました。市としても、この判断を尊重した対応を行った結果、伝統を継承するとともに、復興への願いを込める機会とすることができました。祭りに関係され、厳しい状況の中で支えていただいた多くの皆様に、改めて深く感謝を申し上げます。

そうした中、この夏は本市出身の若い世代のすばらしい活躍が私たちに大きな勇気と元気を与えてくれました。

第108回全国高等学校野球選手権大会におきましては、山鹿中学校出身で有明高校の斎藤遼汰郎君、横浜高校の池田聖摩君の２名が憧れの甲子園の舞台で堂々たる大活躍を見せてくれました。

また、合唱におきましても大変すばらしい快挙がございました。ＮＨＫ全国学校音楽コンクールにおきまして、山鹿小学校と米野岳小学校の合同チーム、並びに山鹿中学校と米野岳中学校の合同チームが、ともに最高賞である金賞を受賞され、見事に九州大会出場を果たされました。

さらに、熊本県合唱コンクールにおきましても、これら２つの合同チームに加え、大学職場一般部門に出場された山鹿少年少女合唱団を合わせた本市から挑んだ３チーム全てが見事に金賞に輝き、そろって県代表として九州大会への出場を果たされ

ます。３チームがそろって九州大会に出場するのは２年連続の快挙でございます。まさに本市から参加した全ての部門で頂点に立ち、合唱の山鹿として質の高さと躍進を県内外に強く印象づける圧巻の成果であり、日頃のたゆまぬ努力を結実させ、郷土・山鹿の名を高めてくれた生徒・児童・団員の皆さん、そして温かく支えてこられた御家族や指導者の皆様に心から敬意を表します。

本定例会において御審議いただきます議案は、条例７件、予算６件、財産の取得２件、認定12件、報告４件及びその他１件でございます。これら諸議案の内容につきましては、担当職員が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶といたします。

――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――

日程第３　議案第65号～議案第80号
認定第１号～認定第12号
報告第８号～報告第11号

○有働辰喜　議長

日程第３、議案第65号から報告第11号までの全案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。鬼塚市民部長。

［鬼塚敦夫　市民部長　登壇］

○鬼塚敦夫　市民部長

議案第65号　山鹿市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、地方自治法施行規則の改正に伴い、市町村長が行う認可地縁団体の認可等の事務において、個人情報保護の観点から代表者の住所を非表示とする措置が講じられたことを受け、本条例の引用条項の変更と併せて所要の文言整理を行うものです。

なお、附則としまして、この条例は、令和８年10月１日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○有働辰喜　議長

原福祉部長。

［原幸徳　福祉部長　登壇］

○原幸徳　福祉部長

議案第66号　山鹿市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例及び山鹿市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

国のデジタル社会形成基本法に基づくデジタル社会の実現に関する重点計画では、マイナンバーカードと健康保険の資格確認証を一体化したマイナ保険証の利用率向

上に加え、公費負担医療の情報をマイナンバーカードに取り込むことで、医療機関等における資格確認がマイナンバーカード１枚で可能となるような医療ＤＸの推進が求められています。

このことから、本市のひとり親家庭等医療費助成事業及び子ども医療費助成事業において、マイナンバーカードを医療費受給資格証として利用できるように所要の規定の整備を行うものです。

なお、附則として、この条例は、規則で定める日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○有働辰喜　議長

森建設部長。

［森賢治　建設部長　登壇］

○森賢治　建設部長

議案第67号　山鹿市下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条文に条ずれが生じることから所要の改正を行うものです。

なお、下水道事業のほかに水道事業及び病院事業についても同様です。

附則として、この条例は、法律の施行日に合わせ令和８年９月24日から施行します。

以上で説明を終わります。

○有働辰喜　議長

田上教育部長。

［田上博之　教育部長　登壇］

○田上博之　教育部長

議案第68号　山鹿市社会体育施設条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、鹿本体育館の空調設備設置工事の完成に伴いまして、冷暖房を利用する場合の使用料を加えるため改正するものです。

改正の内容につきましては、山鹿市社会体育施設条例の別表第３第４号括弧ア及び括弧イの表に備考として、冷暖房設備を利用する場合の使用料の額は、１時間につき9,200円を加算した額とするを加えるものです。

附則といたしまして、この条例は、令和８年10月１日から施行するものとし、必要な経過措置を定めるものです。

以上で説明を終わります。

○有働辰喜　議長

黒田消防本部消防長。

［黒田武徳　消防本部消防長　登壇］

○黒田武徳　消防本部消防長

議案第69号　山鹿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、本市消防団員の実員数が減少し、令和８年７月１日現在の団員数が1,495人で、条例定数と隔たりがあることから、消防団員の定員を現行の1,650人から1,500人に改定するものです。

附則としまして、この条例は、令和８年10月１日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○有働辰喜　議長

入江市民医療センター事務部長。

［入江智紀　市民医療センター事務部長　登壇］

○入江智紀　市民医療センター事務部長

議案第70号及び議案第71号について、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第70号　山鹿市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御説明します。

本案は、近年の人口構造の変化や医療需要の動向、医療従事者の確保状況などを踏まえ、将来にわたり持続可能な病院運営を図るため、一般病床数を197床から166床に改め、病床数の適正化を行うことから、条例を改正する必要があり提案するものです。

具体的には、条例に規定する病床数ではございませんが、一般病床の医療機能ごとの内訳としまして、急性期病床を140床から100床へ40床減少し、地域包括ケアを担う回復期病床を38床から40床へ２床増床、緩和ケアを担う慢性期病床を13床から20床へ７床増床するものです。また、高度急性期病床６床につきましては、増減せず、全体として31床を減少するものでございます。

そのほか、診療科目の変更に迅速かつ柔軟に対応するため、所要の改正を行うものです。

なお、附則としまして、この条例は令和９年１月１日から施行するものです。

次に、議案第71号　山鹿市民医療センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、平成22年５月に現行額を設定して以来据え置いてまいりました、個室として使用される特別室の使用料について、近年における物価上昇や施設維持管理経

費の増加などを踏まえ、療養環境の維持及び受益者負担の適正化を図るため、所要の改正を行おうとするものです。

改正の内容は、１日当たりの使用料を、Ｓ室については7,000円から8,000円に、Ａ室については5,000円から6,000円に、Ｂ室については3,000円から3,600円に改正するものでございます。

なお、附則としまして、この条例は、令和９年１月１日から施行することとし、必要な経過措置を定めております。

以上で説明を終わります。

○有働辰喜　議長

功能総務部長。

［功能宇治　総務部長　登壇］

○功能宇治　総務部長

議案第72号　令和８年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）につきまして、御説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の補正額は８億5156万5000円で、補正後の総額は366億9428万2000円です。内訳は、物価高騰対策関連、工業団地整備事業特別会計へ繰出金、令和８年豪雨により被害を受けた施設の災害復旧費のほか、国・県の補助採択などの一般行政経費、国・県精算返納金、人事異動に伴う職員給の調整等になります。

４ページをお願いいたします。

第２表は、債務負担行為補正です。固定資産税納税通知書作成、ブッキング及び封入封緘業務について一括で行うための業務委託について、債務負担行為を設定するものです。

５ページをお願いいたします。

第３表は、地方債補正です。令和８年豪雨により被害を受けた施設の災害復旧などに伴い、限度額を変更するものです。

補正後の総額は29億2290万円となります。

続きまして、補正予算の主な内容につきまして、歳出により御説明申し上げます。

16ページをお願いいたします。

（款）衛生費、（目）環境衛生総務費の中の環境保全対策事業1065万6000円は、鹿央地区において、県と共同で検査した区域内での空家または採水できなかった世帯を検査対象に、有機フッ素化合物検査業務を委託するほか、検査結果が基準値外であった世帯に対し、浄水器設置等の補助を行うものです。

次の水道事業会計3005万4000円は、物価高騰対策として、水道の基本料金を令和８年12月と令和９年１月の２か月分免除し、家計の負担軽減及び事業者の事業継続を迅速かつ直接的に支援するものです。

17ページをお願いいたします。

（款）農林水産業費、（目）農業振興費の中の農業担い手支援総合対策事業4510万円は、新規就農者に対し、施設や器具等の導入を支援するほか、国や県の補助金を活用し、地域での組織化や地域の中核となって農地を引き受ける農業担い手の経営改善に必要な農業用機械の導入等を支援するものです。

18ページをお願いいたします。

（款）商工費、（目）企業誘致対策費の中の工業団地整備事業特別会計繰出金１億1680万円は、令和９年度の造成工事着手に向け、営農継続希望者に対する代替農地の整備や農業休止補償を行うものです。

19ページをお願いいたします。

（款）土木費、（目）都市計画総務費の補正額5952万3000円は、物価高騰対策として、下水道の基本料金を令和８年12月と令和９年１月の２か月分免除し、家計の負担軽減及び事業者の事業継続を迅速かつ直接的に支援するものです。

20ページをお願いいたします。

（款）災害復旧費、（目）農業用施設災害復旧費の補正額１億8985万6000円、（目）林業用施設災害復旧費の補正額5680万円、（目）土木施設災害復旧費の補正額２億9530万円は、令和８年７月１日から７日までの集中豪雨により被害を受けた施設について、災害復旧を行うものです。

以上で説明を終わります。

○有働辰喜　議長

原福祉部長。

［原幸徳　福祉部長　登壇］

○原幸徳　福祉部長

議案第73号　令和８年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について、御説明申し上げます。

１ページをお願いします。

第１条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ１億7148万9000円を追加し、総額を73億2532万6000円とするものです。

補正予算の内容につきまして、事項別明細書の歳出により御説明いたします。

５ページをお願いします。

中段の歳出、（款）諸支出金、（目）償還金の補正額１億6703万円は、令和７年

度の介護給付費及び地域支援事業費等の確定に伴う国・県支出金の精算返納金でございます。

下段の（目）他会計繰出金の補正額445万9000円は、令和７年度の低所得者の介護保険料軽減負担金の確定に伴う国と県及び市の精算返納に係る一般会計繰出金でございます。

以上で説明を終わります。

○有働辰喜　議長

新堀商工観光部長。

［新堀竜一郎　商工観光部長　登壇］

○新堀竜一郎　商工観光部長

議案第74号　令和８年度山鹿市工業団地整備事業特別会計補正予算（第１号）について、御説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ１億1680万円を追加し、総額を７億6657万2000円とするものです。

補正予算の主な内容につきまして、御説明申し上げます。

６ページをお願いいたします。

歳入予算について説いたします。

（款）の１繰入金、（目）の１一般会計繰入金は、工業団地整備費繰入金として、補正額１億1680万円を計上しております。

７ページをお願いします。

歳出予算について説明いたします。

（款）の１事業費、（目）の１工業団地整備事業費の補正額１億1680万円は、農地の代替地移転に伴う整備工事と農業休止補償に係る経費です。

以上で説明を終わります。

○有働辰喜　議長

豊田水道局長。

［豊田秀行　水道局長　登壇］

○豊田秀行　水道局長

議案第75号　令和８年度山鹿市水道事業会計補正予算（第１号）について、御説明申し上げます。

本案は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、水道料金の基本料金を減免することにより、物価高騰が続く中での市民負担の軽減を図るものでございます。

１ページをお願いします。

第２条、収益的収入及び支出の補正。収入より説明いたします。

（第１款）水道事業収益の既決予定額に194万3000円を追加し、総額を６億4751万9000円とするものです。

内訳といたしましては、（第１項）営業収益につきましては、水道料金の基本料金減免に伴う料金収入の減少を見込み、2811万1000円を減額し、５億3274万1000円とするものです。

次に、（第２項）営業外収益につきましては、水道基本料金減免の財源として一般会計から補助金を受け入れることに伴い、3005万4000円を追加し、１億1476万6000円とするものです。

次に、支出について説明いたします。

（第１款）水道事業費用の既決予定額に194万3000円を追加し、総額を６億1826万4000円とするものです。

内訳といたしましては、（第１項）営業費用に194万3000円を追加するものです。これは水道基本料金の減免事務に係る経費等でございます。

以上で説明を終わります。

○有働辰喜　議長

甲斐市民医療センター事務部事務次長。

［甲斐通博　市民医療センター事務部事務次長　登壇］

○甲斐通博　市民医療センター事務部事務次長

議案第76号　令和８年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、病床数の適正化に伴い、旧棟３階の緩和ケア病棟を新棟５階に転棟するため、国が定める施設基準等を満たすために必要な病棟整備を行うとともに、医療ＤＸの推進及びデマンド制御の導入による電気料金の軽減負担を図るため、所要の補正を行うものでございます。

１ページ目をお願いいたします。

第２条、収益的収入及び支出の補正は、支出の（第１款）病院事業費用の既決予定額に1186万9000円を追加し、総額を48億7813万円とするものです。

次に、第３条、資本的収入及び支出の補正についてです。

収入の（第１款）資本的収入の既決予定額に5020万円を追加し、総額を１億7605万円とし、支出の（第１款）資本的支出の既決予定額に5033万6000円を追加し、総額を４億1832万3000円とするものです。

２ページ目をお願いいたします。

第４条、企業債の補正です。医療機器整備事業及び施設整備事業を合わせました補正前の限度額１億2310万円を１億7330万円に補正するものです。

以上で説明を終わります。

○有働辰喜　議長

森建設部長。

［森賢治　建設部長　登壇］

○森賢治　建設部長

議案第77号　令和８年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第１号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、老朽化した下水道管の改修、県との共同施工協定に伴う事業費の一部負担及び下水道使用料減免措置を実施するため補正を行うものです。

１ページをお願いします。

第２条、業務の予定量を下水道管改修工事費及び県への負担金の追加により13億9074万2000円とするものです。

第３条、収益的収入及び支出の補正。収入より御説明いたします。

（第１款）収益的収入の既決予定額に231万9000円を追加し、総額を24億4337万8000円とするものです。

次に、支出については、（第１款）収益的支出の既決予定額に3019万3000円を追加し、総額を24億3432万4000円とするものです。

第４条、資本的収入及び支出の補正。収入より御説明いたします。

２ページをお願いします。

（第１款）資本的収入の既決予定額に６億8350万円を追加し、総額を15億1941万円とするものです。

次に、支出については、（第１款）資本的支出の既決予定額に６億6562万円を追加し、総額を21億9374万2000円とするものです。

第５条、企業債の補正になります。補正前の限度額６億2620万円を12億3590万円に補正するものです。

以上で説明を終わります。

○有働辰喜　議長

田上教育部長。

［田上博之　教育部長　登壇］

○田上博之　教育部長

議案第78号　財産の取得について、御説明申し上げます。

本案は、学校給食共同調理場厨房機器一式の取得について、議会の議決に付すべ

き契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を経る必要があり、提案するものです。

取得する財産は、学校給食共同調理場厨房機器一式です。

契約の方法は、随意契約で取得金額は５億3350万円です。

契約の相手は、熊本市東区錦ケ丘９番26号、株式会社中西製作所熊本営業所、所長、福田広氏でございます。

以上で説明を終わります。

○有働辰喜　議長

黒田消防本部消防長。

［黒田武徳　消防本部消防長　登壇］

○黒田武徳　消防本部消防長

議案第79号　財産の取得について、御説明いたします。

本案は、高規格救急自動車の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を経る必要があり、提案するものです。

取得する財産は、高規格救急自動車１台です。

現在、山鹿消防署東分署に配備している高規格救急自動車を更新基準に基づき取得するものです。

契約の方法は、一般競争入札で取得金額は3702万8140円です。

契約の相手方は、熊本市中央区上水前寺一丁目10番５号、熊本いちはら工業株式会社、代表取締役、澤田悦幸氏です。

以上で説明を終わります。

○有働辰喜　議長

新堀商工観光部長。

［新堀竜一郎　商工観光部長　登壇］

○新堀竜一郎　商工観光部長

議案第80号　訴えの提起について、御説明いたします。

本案は、山鹿市名塚地区において計画を進めております工業団地整備区域内の市有地のうち、248平方メートルの土地に抵当権が設定されたままとなっていることから、将来の企業への分譲に先立ち、抵当権の抹消を行うに当たり、訴えの提起等をする必要があるため、地方自治法第96条第１項第12号の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上で説明を終わります。

○有働辰喜　議長

功能総務部長。

［功能宇治　総務部長　登壇］

○功能宇治　総務部長

認定第１号　令和７年度山鹿市一般会歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

３ページをお願いいたします。

下段、歳入合計欄の予算現額397億5165万1389円、調定額399億6025万6367円に対しまして、収入済額は395億4882万9404円です。

不納欠損額は2847万4271円、収入未済額は３億8295万2692円です。

４ページをお願いいたします。

下段、歳出合計欄の予算現額397億5165万1389円に対しまして、支出済額は356億6467万9846円であり、翌年度繰越額は、繰越明許費12億4543万5132円、事故繰越４億6590万8051円です。

不用額は23億7562万8360円です。

72ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。

３の歳入歳出差引額38億8414万9000円のうち、４の翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額が7068万4000円、事故繰越繰越額が1476万9000円、合計8545万3000円です。

結果、５の実質収支額は37億9869万6000円です。

なお、決算に係る附属資料としまして、主要施策の成果に関する説明書及び財政状況に関する資料を作成しておりますので、併せて御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○有働辰喜　議長

川上福祉部政策審議員。

［川上高博　福祉部政策審議員　登壇］

○川上高博　福祉部政策審議員

認定第２号から認定第４号まで一括して御説明申し上げます。

まず、認定第２号　令和７年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

２ページをお願いいたします。

歳入合計の欄により御説明いたします。

予算現額66億9489万2000円、調定額68億386万239円に対しまして、収入済額66億2388万3682円、不納欠損額3640万9690円、収入未済額１億4356万6867円でございま

す。

３ページをお願いいたします。

歳出合計の欄により御説明いたします。

予算現額66億9489万2000円に対しまして、支出済額64億4482万9318円、不用額２億5006万2682円でございます。

８ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は１億7905万4364円でございます。

16ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。歳入歳出差引額及び実質収支額ともに１億7905万4000円でございます。このうち、地方自治法第233条の２の規定により9000万円を国民健康保険事業特別会計財政調整基金へ編入しております。

続きまして、認定第３号　令和７年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

２ページをお願いいたします。

歳入合計の欄により御説明いたします。

予算現額10億7190万4000円、調定額10億5130万198円に対しまして、収入済額10億4823万7498円、不納欠損額50万7600円、収入未済額255万5100円でございます。

３ページをお願いいたします。

歳出合計の欄により御説明いたします。

予算現額10億7190万4000円に対しまして、支出済額10億2271万8229円、不用額4918万5771円でございます。

６ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は2551万9269円でございます。

11ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。歳入歳出差引額及び実質収支額ともに2551万9000円です。

続きまして、認定第４号　令和７年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

２ページをお願いいたします。

歳入合計の欄により御説明いたします。

予算現額71億8299万2000円、調定額73億1412万8772円に対しまして、収入済額73億424万9097円、不納欠損額233万8154円、収入未済額754万1521円でございます。

３ページをお願いいたします。

歳出合計の欄により御説明いたします。

予算現額71億8299万2000円に対しまして、支出済額69億6191万2054円、不用額２億2107万9946円でございます。

８ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は３億4233万7043円でございます。

19ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。歳入歳出差引額及び実質収支額ともに３億4233万7000円でございます。このうち、地方自治法第233条の２の規定により1500万円を介護給付費準備基金へ編入しております。

以上で説明を終わります。

○有働辰喜　議長

新堀商工観光部長。

［新堀竜一郎　商工観光部長　登壇］

○新堀竜一郎　商工観光部長

認定第５号　令和７年度山鹿市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

４ページをお願いします。

歳入合計の欄により説明いたします。

予算現額１億9961万4000円、調定額１億9598万1651円に対しまして、収入済額１億9598万1651円です。

５ページをお願いします。

歳出合計の欄により説明いたします。

予算現額１億9961万4000円に対しまして、支出済額7440万2206円、翌年度繰越額は、繰越明許費１億2157万9445円、不用額363万2349円です。

６ページをお願いします。

歳入歳出差引残額は１億2157万9445円です。

９ページをお願いします。

実質収支に関する調書です。歳入歳出差引額は１億2157万9000円、実質収支額は０円です。

以上で説明を終わります。

○有働辰喜　議長

園田農林部長。

［園田和雄　農林部長　登壇］

○園田和雄　農林部長

認定第６号から第８号までの財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、御説

明いたします。

まず、認定第６号　令和７年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明いたします。

２ページをお願いいたします。

歳入につきまして、合計欄で御説明いたします。

予算現額44万4000円、調定額34万550円に対しまして、収入済額は34万550円です。

３ページをお願いいたします。

歳出につきまして御説明いたします。

予算現額44万4000円に対しまして、支出済額は18万5404円です。

６ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残高は15万5146円です。

次に、認定第７号　令和７年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明いたします。

２ページをお願いいたします。

歳入につきまして、合計欄で御説明いたします。

予算現額110万7000円、調定額88万4289円に対しまして、収入済額は88万4289円です。

３ページをお願いいたします。

歳出につきまして御説明いたします。

予算現額110万7000円に対しまして、支出済額は55万2407円です。

６ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残高は33万1882円です。

次に、認定第８号　令和７年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明いたします。

２ページをお願いいたします。

歳入につきまして、合計欄で御説明いたします。

予算現額196万1000円、調定額202万4906円に対しまして、収入済額は202万4906円です。

３ページをお願いいたします。

歳出につきまして御説明いたします。

予算現額196万1000円に対しまして、支出済額は167万979円です。

６ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残高は35万3927円です。

以上で説明を終わります。

○有働辰喜　議長

豊田水道局長。

［豊田秀行　水道局長　登壇］

○豊田秀行　水道局長

認定第９号　令和７年度山鹿市水道事業会計決算の認定について、御説明申し上げます。

３ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について、収入から申し上げます。

（第１款）水道事業収益は、予算額６億6700万9000円に対しまして、決算額は６億6125万1046円です。

次に、支出です。

（第１款）水道事業費用は、予算額６億3275万2000円に対しまして、決算額は６億1727万6809円です。

４ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について、収入から申し上げます。

（第１款）資本的収入は、予算額３億1721万円に対しまして、決算額は２億7854万3210円です。

次に、支出です。

（第１款）資本的支出は、予算額６億1928万2000円に対しまして、決算額は５億6071万1201円です。

次に、７ページをお願いします。

令和７年度山鹿市水道事業剰余金処分計算書（案）であります。

剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条の規定に基づき、未処分利益剰余金4552万1117円について、資本金として3045万7874円を組み入れ、減債積立金に750万円、建設改良積立金に756万3243円をそれぞれ積み立てるものであります。

以上で説明を終わります。

○有働辰喜　議長

甲斐市民医療センター事務部事務次長。

［甲斐通博　市民医療センター事務部事務次長　登壇］

○甲斐通博　市民医療センター事務部事務次長

認定第10号　令和７年度山鹿市病院事業会計決算の認定について、御説明申し上げます。

３ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について、収入から御説明いたします。

（第１款）病院事業収益は、予算額46億6064万5000円に対し、決算額は39億4913万5343円です。

次に、支出です。

（第１款）病院事業費用は、予算額47億6422万7000円に対し、決算額は45億4877万5415円です。

４ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について、収入から御説明いたします。

（第１款）資本的収入は、予算額16億765万円に対し、決算額は15億9955万円です。

次に、支出です。

（第１款）資本的支出は、予算額７億1304万9000円に対し、決算額は７億683万7913円です。

５ページをお願いいたします。

損益計算書です。１の医業収益34億711万9096円、２の医業費用43億6715万7782円となり、差し引き９億6003万8686円が医業損失でございます。

次に、経常損失でございますが、医業損失に３の医業外収益を加え、４の医業外費用を差し引きました６億230万7026円が経常損失となります。

最終的な令和７年度総収支につきましては、経常損失に５の特別利益を加え、６の特別損失を差し引きました６億886万2760円が当年度の純損失でございます。

したがいまして、当年度未処理欠損金につきましては、当年度純損失に前年度繰越欠損金を加えました14億5699万9601円となり、翌年度繰越欠損金といたしております。

以上で説明を終わります。

○有働辰喜　議長

森建設部長。

［森賢治　建設部長　登壇］

○森賢治　建設部長

認定第11号　令和７年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について、御説明申し上げます。

３ページをお願いします。

収益的収入及び支出について、収入より御説明いたします。

（第１款）下水道事業収益、予算額15億9008万1000円に対しまして、決算額は15億8964万5113円です。

次に、支出については、（第１款）下水道事業費用、予算額15億7995万8000円に

対し、決算額は14億9284万7829円です。

４ページをお願いします。

資本的収入及び支出について、収入より御説明いたします。

（第１款）資本的収入、予算額８億6042万6000円に対しまして、決算額は４億912万2593円です。

次に、支出については、（第１款）資本的支出、予算額12億4646万3000円に対し、決算額は８億797万255円です。

引き続き、認定第12号　令和７年度山鹿市農業集落排水事業会計決算の認定について、御説明申し上げます。

３ページをお願いします。

収益的収入及び支出について、収入より御説明いたします。

（第１款）農業集落排水事業収益、予算額７億6636万8000円に対しまして、決算額は７億6592万1010円です。

次に、支出については、（第１款）農業集落排水事業費用、予算額７億6499万4000円に対し、決算額は７億4187万2869円です。

４ページをお願いします。

資本的収入及び支出について、収入より御説明いたします。

（第１款）資本的収入、予算額１億7181万円に対しまして、決算額は１億6685万6000円です。

次に、支出については、（第１款）資本的支出、予算額４億212万4000円に対し、決算額は３億9767万9940円です。

以上で説明を終わります。

○有働辰喜　議長

功能総務部長。

［功能宇治　総務部長　登壇］

○功能宇治　総務部長

報告第８号　令和７年度決算に基づく財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率につきまして、地方公共団体の財政健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定により、御報告申し上げます。

１、健全化判断比率の１つ目、実質赤字比率につきましては、一般会計の収支は黒字決算のため、比率なしです。

２つ目、連結実質赤字比率につきましても、一般会計、特別会計及び公営企業会計を連結した収支合計が黒字決算のため、比率なしです。

３つ目、実質公債費比率につきましては、8.6％です。

次の将来負担比率につきましては、地方債の償還額等の将来負担額よりも普通交付税に後年度歳入される地方債の歳入額や財政調整基金等が上回っており、比率なしです。

続きまして、２、資金不足比率につきましては、全ての会計において比率なしです。

以上、御報告申し上げます。

○有働辰喜　議長

永田総務部首席審議員。

［永田健一　総務部首席審議員　登壇］

○永田健一　総務部首席審議員

報告第９号　一般財団法人山鹿市地域振興公社の経営状況につきまして、地方自治法の規定により、御報告を申し上げます。

３ページをお願いいたします。

令和７年度の事業報告です。

２、事業の内容、括弧１自主事業及び公益目的事業としまして、３ページから８ページ掲載の地域資源を生かした文化・福祉・観光・スポーツなどに関する地域振興事業を実施いたしております。八千代座を活用し、文化と観光を連携させた文化観光事業による公演や関係団体との連携事業を活発に展開しております。

８ページをお願いいたします。

括弧２受託事業としましては、指定管理者として八千代座等やさくら湯などの施設の管理運営業務を行うとともに、山鹿灯籠踊り保存会に関する業務や観光振興に係る業務等を受託しております。

次の９ページから10ページには、各受託施設の入場者数や使用料収入などの利用状況を掲載しておりますが、八千代座、灯籠民芸館、カルチャースポーツセンター、さくら湯につきましては、様々な自主事業等を多角的に展開したことなどにより、昨年と比較し使用料収入が増加している状況にございます。

次に、11ページから12ページにかけまして、収支計算書を掲載しております。

まず、11ページの中ほど、経常収益の合計は３億3341万4759円でございます。

次に、12ページ、表の中ほど、経常費用の合計は２億5840万5740円でございます。

この経常収益の合計から経常費用の合計を差し引いた、同じく12ページの表、一番右下にございます当期一般正味財産増減額の7500万9019円が翌年度への繰越金となります。この繰越金額には基本財産の3000万円を含んでおります。

次の13ページから16ページには、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、17ページ以降には、令和８年度の事業計画及び収支予算書を掲載しておりますので、

御参照いただきたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。

○有働辰喜　議長

園田農林部長。

［園田和雄　農林部長　登壇］

○園田和雄　農林部長

報告第10号及び第11号　法人の経営状況につきまして、地方自治法の規定により御報告申し上げます。

まず、報告第10号　株式会社小栗郷です。

３ページをお願いいたします。

令和７年度の事業報告でございます。

株式会社小栗郷は、道の駅小栗郷内の小栗館、お栗茶屋、木遊館及びカントリーパークの管理運営に当たっております。

令和７年度は、長期化する円安の影響により、燃料費や原材料費の高騰を受け、広範な品目で物価上昇が進行し、依然として厳しい状況が続きました。さらには、猛暑日の増加に伴う農産物の供給不足の影響により、来客数及び売上高ともに減少する結果となりました。

一方で、本市の特産品である栗を資源とした６次産業化商品の開発に注力し、観光協会や商事会社などとの業務提携による販路拡大に着手するとともに、県外の道の駅や物産館との商品交流強化に加え、博多大丸天神店や熊本びぷれす広場等でのイベント販売活動にも積極的に取り組みました。

さらに、固定客の確保を目的として、昨年度に引き続き、「小栗郷後援会メンバーズカード」の新規会員獲得を推進しました。その結果、令和７年度には新たに約600名の方に御加入いただきました。年間を通して会員による売上構成比は増加傾向にあり、収益の安定化が図られております。

また、新たな客層の取り込みを目指し、昨年度設置したドッグランに加え、アスレチック遊具を新たに設置し、さらなる集客力の強化を図りました。

経費面では、長期借入金の全額返金を完了するとともに、一般管理費を前年より約200万円削減するなど、コスト削減にも積極的に取り組みました。

結果といたしまして、来客数は前年度比2.8％減の19万人、売上高については、前年度比1.6％減の３億2574万7000円で、当期純利益は475万4000円となっております。

４ページから７ページにかけまして、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、株主資本等変動計算書を掲載しております。

また、８ページから９ページにかけましては、令和８年度の事業計画書及び損益計算書を掲載しておりますので、御参照ください。

続きまして、報告第11号　株式会社鹿本町振興公社の経営状況でございます。

３ページをお願いいたします。

令和７年度の事業報告でございます。

株式会社鹿本町振興公社は、水辺プラザかもと内の温泉施設を含む物産館及び食事施設などの複合施設とその周辺、上内田川の河川公園の管理運営に当たっております。

令和７年度は、燃料費の高騰や仕入れ商品・原材料価格の上昇などにより、経営環境がさらに厳しさを増した１年でありました。しかしながら、このような状況の中においても、地域に根差した拠点としての役割を果たしてまいりました。

物産館におきましては、出荷協議会の御協力の下、農産物及び加工品の出品数増加と安定的な商品確保につながりました。レストランにおいては、地域の農産物を使用した料理提供を徹底するとともに、オリジナル弁当の開発・販売にも力を入れ、お客様から高い評価をいただきました。宿泊施設においては、デジタル化を推進し、新たな予約システムを導入したことで、客数及び売上高ともに増加傾向で推移している状況でございます。

結果としまして、来客数は、前年度比１％増の約32万9000人、売上高については、前年度比７％増の３億2307万3000円、当期純利益は379万5000円となっております。

４ページから７ページにかけまして、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、株主資本等変動計算書を掲載しております。

また、８ページから９ページにかけましては、令和８年度の事業計画書及び損益計算書を掲載しておりますので御参照ください。

御報告申し上げました２つの法人につきましては、地域経済の活性化に資する道の駅の施設運営の改善・発展に努め、経営の安定を促していくとともに、今後の方向性についても多角的に検証し、慎重に議論を重ねていきたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。

○有働辰喜　議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

散　会

○有働辰喜　議長

今期定例会において受理いたしました請願等の取扱いにつきましては、請願等文書表のとおりといたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。

午前11時16分　散会

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

９月４日(金曜日)

令和８年（第５回）山鹿市議会９月定例会会議録

議　事　日　程（第２号）

令和８年９月４日（金曜日）午前10時開議

第１　質疑

第２　委員会付託

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

発言通告

１．金光一誠

（１）議案第78号　財産の取得について（学校給食共同調理場厨房機器）

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

出席議員（19名）

１番	工　藤	彩友美
２番	北　原	和　智
３番	髙　松	佳　美
４番	小　林	文　江
５番	古　家	茂　臣
６番	永　田	壮　拡
７番	原	芳　郎
８番	隈　部	賢　治
９番	高　橋	龍　一
10番	豊　田	新二郎
11番	山　下	誠　治
12番	古　川	和　博
13番	金　光	一　誠
14番	松　見	真　一
15番	小　川	榮　二
17番	勢　田	昭　一
18番	有　働	辰　喜
19番	服　部	香　代

20番　永　田　紘　二

―――

欠席議員（１名）

16番　芋　生　よしや

―――

説明のため出席した者

市長	早田順一
副市長	阿蘇品貴司
教育長	堀田浩一郎
総務部長	功能宇治
総務部首席審議員	永田健一
市民部長	鬼塚敦夫
福祉部長	原幸徳
農林部長	園田和雄
商工観光部長	新堀竜一郎
建設部長	森賢治
教育部長	田上博之
市民医療センター事務部長	入江智紀
消防本部消防長	黒田武徳
市民部政策審議員	田中耕新
福祉部政策審議員	川上高博
水道局長	豊田秀行
財務課長	富﨑嘉隆
長寿支援課長	北原敬年
観光課長	長迫貴
下水道課長	有働和史
教育総務課長	小林政博

―――

事務局職員出席者

議会事務局長	中村武志
書記	服部隆文
書記	竹丸泰行

―――

午前10時00分　開議

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

○有働辰喜　議長

これより、本日の会議を開きます。

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

日程第１　質疑

○有働辰喜　議長

日程第１、質疑を行います。

発言の通告があっておりますので、発言を許します。金光一誠議員。

［13番　金光一誠　議員　登壇］

○金光一誠　議員

おはようございます。議席番号13番、金光一誠です。

質疑１件、議案第78号　財産の取得について質疑をします。

学校給食共同調理場の新築に伴い、今回取得する財産が厨房機器一式、恐らく調理に必要な備品の購入かと思います。

契約の方法は随意契約、取得金額が５億3350万円で提案されています。

本来なら公共の調達は、公平性や透明性を保つため、複数の業者に競わせる競争入札が原則、一般的であると思いますが、今回の厨房機器導入の契約方法は随意契約となっております。

随意契約にも条件次第ではいろいろな方法があり、例えばプロポーザル方式による公募型や指名型、また、特定の業者を直接指名して契約する特命随意契約などがあるかと思います。

質疑は、１点目、随意契約をどのような方法で行ったのか、その経緯について。

２点目、厨房機器導入の中に食器類は含まれているのか。含まれていないなら、今後、導入に向けどのように進めていくのか。

以上、２点について質疑をします。

○有働辰喜　議長

これより執行部の答弁を求めます。田上教育部長。

［田上博之　教育部長　登壇］

○田上博之　教育部長

御質疑にお答えいたします。

厨房機器の導入・設置につきましては、高度な専門知識と豊富な経験が必要とされることから、令和６年度に学校給食共同調理場厨房設計に関わる技術的支援業務の公募型プロポーザル方式による審査を実施しております。

その中で、業務体制、支援計画、衛生管理面、維持管理面、調理者への配慮、食育への配慮、費用やランニングコスト等の項目を厳正に審査し、最も評価の高かった株式会社中西製作所を選定したところでございます。

選定後は栄養士や調理員等の関係者から構成しております作業部会を開催し、16回の会議等を実施し、基本設計、実施設計を策定しております。

学校給食調理場につきましては、学校給食衛生管理基準や動線管理、効率的な調理、洗浄作業が厳格に求められている特殊な施設であるため、設計意図や施設の構造、設備の連動性に深い理解が必要です。そのため、限られた厨房スペースに調理機器を滞りなく導入するため、当初から携わっております株式会社中西製作所と随意契約を締結するものです。

また、今回の随意契約の中には食器類の購入金額は含まれておりません。

食器類の購入につきましては、既存校の食器類の活用も含め協議を継続し、進めてまいります。

以上、御説明申し上げます。

○有働辰喜　議長

金光議員。

［13番　金光一誠　議員　登壇］

○金光一誠　議員

ただいまの答弁では、厨房機器の予算確保のため、厨房内のレイアウトを含め、詳細な設計を令和６年度に公募型プロポーザル方式により、今回契約の中西製作所に選定し、また、この委託した事業名が、山鹿市学校給食共同調理場厨房設計に関わる技術的支援業務委託を締結してあります。そして、基本計画と実施計画が策定されております。その設計額は５億3350万円です。

特注品が多いのか分かりませんが、他の事例と比較すると高いような気がします。また、設計から１年以上が経過し、諸般の事情によりステンレス資材など、物価高騰のため設計単価の見直しも必要ではなかったかと、疑問に思うところです。

この時点で、入札に付すべき実施計画、設計図書、備品の種類や数量など、詳細な積算ができていますので、繰り返しになりますが、公共の調達は公平性や透明性を保つため、複数の業者に競わせる競争入札が原則であると思っており、競争入札に付すべき案件かと思います。

答弁でありました、当初から関わっていたからは随意契約の理由になりません。さらに、随意契約が認められるのは、法令で定められた特定の条件に該当し、競争入札を行うことが適当でない場合に限られます。

再度、随意契約により契約を行った理由についてお伺いをします。

○有働辰喜　議長

田上教育部長。

［田上博之　教育部長　登壇］

○田上博之　教育部長

御質疑にお答えいたします。

厨房機器の取得につきましては、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号、不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき、及び同項第６号競争入札に付することが不利と認められるときの規定に基づき、随意契約としております。

今回の厨房機器につきましては、199種類、464台の調理機器を製造、調達、設置する必要があり、調理機器の多くが特注品であるため、設計意図を把握している株式会社中西製作所でないと納期内の導入はできません。また、別事業者に特注品を発注することになると、費用がさらに増大することが避けられません。

仮に設計に沿った特注品が配置できず、同等品で代用した場合、調理機器の規格の違いによる動線の不具合の発生や、期待される効果が十分に得られないといったリスクが考えられます。

そのため、学校給食共同調理場建設に当初から継続的に事業に携わっている、株式会社中西製作所でなければ所期の目的を果たすことができないことから、同社との随意契約としております。

以上、御説明申し上げます。

○有働辰喜　議長

金光議員。

［13番　金光一誠　議員　登壇］

○金光一誠　議員

随意契約の理由を２つ挙げられました。

一つに、特注品が多く、納期内に導入できないこと。２つ目に、別事業者に特注品を発注すると費用がさらに増大するから。だから、当初から関わっている業者と随意契約を結ぶとの理由です。

この２つのことにどこか根拠があるか、私は非常に理解に苦しむところです。

繰り返しになりますが、事業費が５億3350万円で実施計画ができていますので、随意契約ではなく、やはり競争入札に付すことにより、入札要件をクリアできる事業者が落札すべきでありますし、そのことにより公平性や透明性が保てるのではないでしょうか。

あえて言うなら、事業費が高いのか、安いのかという判断材料にもなるかと考えます。

まだまだ気がかりな点もありますが、あとは所管委員会にお任せし、私の質疑を終わります。

○有働辰喜　議長

以上で、金光議員の質疑は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はございませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○有働辰喜　議長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――

日程第２　委員会付託

○有働辰喜　議長

日程第２、委員会付託を行います。

議案第65号から認定第12号までの全案件につきましては、付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――

散　会

○有働辰喜　議長

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時11分　散会

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

９月８日（火曜日）

令和８年（第５回）山鹿市議会９月定例会会議録

議　事　日　程（第３号）

令和８年９月８日（火曜日）午前10時開議

第１　一般質問

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

発言通告

１．豊田新二郎

（１）身寄りのない高齢者・単身高齢者への支援について

（２）大規模山林火災を踏まえた本市の災害対策について

２．小林文江

（１）学校体育館における空調設備について

３．服部香代

（１）災害時に命と暮らしを守る支援体制の構築について

（２）小規模特認校の成果と今後の方向性について

４．北原和智

（１）森林環境譲与税の活用状況について

（２）市有林の管理状況について

（３）伐採及び伐採後の造林届出について

５．髙松佳美

（１）大規模災害から市民の命と暮らしを守る備えについて

（２）本市の歴史文化資産の発信と次世代への継承について

（３）帯状疱疹ワクチン定期接種開始後の現状と今後の支援について

６．金光一誠

（１）災害時の避難所設置について

（２）物産館の運営方針について

（３）まちなかグランドデザインについて

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

出席議員（20名）

１番　　工　藤　彩友美

2番	北　原　和　智
3番	髙　松　佳　美
4番	小　林　文　江
5番	古　家　茂　臣
6番	永　田　壮　拡
7番	原　　芳　郎
8番	隈　部　賢　治
9番	高　橋　龍　一
10番	豊　田　新二郎
11番	山　下　誠　治
12番	古　川　和　博
13番	金　光　一　誠
14番	松　見　真　一
15番	小　川　榮　二
16番	芋　生　よしや
17番	勢　田　昭　一
18番	有　働　辰　喜
19番	服　部　香　代
20番	永　田　紘　二

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

説明のため出席した者

市　　長	早　田　順　一
副　市　長	阿蘇品　貴　司
教　育　長	堀　田　浩一郎
総　務　部　長	功　能　宇　治
総務部首席審議員	永　田　健　一
市　民　部　長	鬼　塚　敦　夫
福　祉　部　長	原　　幸　徳
農　林　部　長	園　田　和　雄
商工観光部長	新　堀　竜一郎
建　設　部　長	森　　賢　治
教　育　部　長	田　上　博　之
市民医療センター事務部長	入　江　智　紀
消防本部消防長	黒　田　武　徳

市民部政策審議員	田　中　耕　新
福祉部政策審議員	川　上　高　博
水　道　局　長	豊　田　秀　行
教育部首席教育審議員	黒　木　幸　博
防災監理課長	山　部　玲　史
長寿支援課長	北　原　敬　年
健康増進課長	松　林　敏　治
農業振興課長	佐　伯　勝　徳
林業振興課長	村　上　吉　彦
都市整備課長	豊　田　隆一郎
消防本部消防総務課長	栃　原　正　博

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

事務局職員出席者

議会事務局長	中　村　武　志
書　　記	服　部　隆　文
書　　記	竹　丸　泰　行

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午前10時00分　開議

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

○有働辰喜　議長

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

日程第１　一般質問

○有働辰喜　議長

日程第１、一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。豊田新二郎議員。

［10番　豊田新二郎　議員　登壇］

○豊田新二郎　議員

皆さん、おはようございます。議席番号10番、豊田新二郎です。

一般質問に入ります前に一言申し上げます。去る７月28日に発生しました令和８年熊本地震によりお亡くなりになられました方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災をされました全ての皆様に改めて心よりお見舞いを申し上げます。

発災から１か月余りが経過しましたが、今なお避難生活や住宅、生活の再建に向け、不安や御苦労を抱えながら過ごされている方々がおられます。一日も早く平穏な日常を取り戻されますことを心より願っております。

また、復旧・復興に、被災者支援に御尽力いただいている関係者の皆様に深く敬意と感謝を申し上げます。

そのような中ではありましたが、山鹿市の子供たちの活躍が、私たち市民に明るい話題と大きな力を届けてくれました。第108回全国高等学校野球選手権大会では、ともに山鹿中学校出身の２人の選手が甲子園という大舞台ですばらしい活躍をされました。熊本県代表として、春夏通じて甲子園初出場を果たした有明高校では、エース左腕の斉藤遼汰郎君がチームを支え、初出場ながら見事ベスト８へ進出しました。斉藤君は大会前から、地震で被災された方を元気づけられるプレーをしたいとの思いを胸に甲子園へ臨み、その力強い投球と最後まで諦めない姿は、被災された多くの皆様にも大きな勇気と感動を届けてくれました。また、神奈川県代表横浜高校の池田聖摩君も攻守の中心選手として、堂々たるプレーを見せ、チームのベスト４進出に大きく貢献されました。

斉藤遼汰郎君、池田聖摩君をはじめ、この夏、スポーツや文化活動など、様々な分野で活躍された山鹿市の子供たちに心から敬意を表したいと思います。

それでは、通告に従い一般質問に入ります。

１点目、身寄りのない高齢者・単身高齢者への支援について伺います。

少子高齢化や核家族化が進む中、高齢者を取り巻く家族の在り方も大きく変化しています。独り暮らしの高齢者をはじめ、子供や親族が遠方に住んでいる方、また、身寄りがあっても様々な事情により家族からの支援を受けることが難しい方もおられます。こうした方々が元気に生活されている間は大きな問題もなく、病気や事故による緊急搬送、入院、介護施設への入所、認知機能の低下などをきっかけに、緊急連絡先や身元保証、金銭管理、各種手続など、様々な課題を生じることが考えられます。今後、行政、医療、福祉、介護が連携して支えることがこれまで以上に重要になると考えます。

そこで、今後さらに増えることが予想される身寄りのない高齢者や家族からの支援を受けることが難しい高齢者への対応について伺います。

少子高齢化や核家族化が進む中、独り暮らしの高齢者だけでなく、親族が遠方に住んでいる方や身寄りがあっても様々な事情により、実際には家族からの支援を受けることが難しい高齢者も増えていくことと考えられます。

そこで、本市における独り暮らしの高齢者は、現在どの程度おられるのでしょうか。またその中で、身寄りがない方や、緊急時に家族等による支援を受けることが難しい高齢者について、市としてどの程度把握されているのか。あわせて、現在どのような課題があると認識されているのか伺います。

○有働辰喜　議長

これより執行部の答弁を求めます。原福祉部長。

［原　幸徳　福祉部長　登壇］

○原　幸徳　福祉部長

御質問にお答えいたします。

身寄りのない方や緊急時に家族等による支援を受けることが難しい高齢者の把握につきましては、地域の民生委員や社会福祉協議会が委嘱する福祉協力員による定期的な訪問を通じ、独り暮らし高齢者の生活状況や身寄りの有無、支援体制の実態把握に努めているほか、知人や近隣住民などからの情報提供をきっかけに把握につながっている場合もございます。

なお、社会福祉協議会が実施しております福祉実態調査によると、令和７年７月１日現在、市内の65歳以上の独り暮らし高齢者は、3077人となっております。高齢者のうち約16％が独り暮らしの状況にございます。

次に、現在認識している課題についてでございますが、核家族化や高齢化の進展を背景として、頼れる親族がいない単身高齢者の数は増加していくことが見込まれ、特に入院や施設入所する際の緊急連絡先や身元保証、金銭管理、各種手続など、様々な課題が生じてまいります。

本市といたしましては、こうした課題に対し、支援が必要な方を早期に把握し、関係機関と連携して適切につなぐ体制づくりに、引き続き取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

豊田議員。

［10番　豊田新二郎　議員　登壇］

○豊田新二郎　議員

本市には3077人、約16％の独り暮らし高齢者がおられ、今後さらに家族等の支援を受けることが難しい高齢者の増加が見込まれるとのことでありました。

こうした方々が地域の中で安心して暮らし続けるためには、支援が必要となってから対応するだけでなく、日頃からの見守りと早期把握、そして関係機関との連携が重要であると考えます。

次に、日頃からの見守りと支援体制について伺います。

身寄りのない高齢者や家族からの支援を受けることが難しい高齢者については、問題が起きてから対応するだけでなく、できる限り早い段階で支援の必要を把握し、適切な相談やサービスにつなげていくことが重要であると考えます。

そのためには、行政だけではなく、地域包括センター、民生委員、社会福祉協議会、医療機関、介護事業者など、日頃から高齢者と接する関係機関との連携が欠かせません。現在本市では、こうした関係機関がどのように情報を共有し、支援が必要な高齢者を把握しているのでしょうか。また、支援が必要になった場合、関係機関が連携し速やかに対応できる体制となっているのか、市の現状と今後の考えを伺います。

○有働辰喜　議長

原福祉部長。

［原　幸徳　福祉部長　登壇］

○原　幸徳　福祉部長

御質問にお答えいたします。

本市では、民生委員や、社会福祉協議会、医療関係、介護事業者など、日頃から高齢者と接する多様な関係機関からの個別相談を随時受けております。その後、複雑なケースによっては、地域の関係機関の専門職で構成される地域ケア会議を開催し支援方策等について検討する場合もございます。生活支援コーディネーターがこれらの調整や解決対応に当たっております。

今後も、地域ケア会議を活用した関係機関との連携をさらに強化し、地域における切れ目のない見守りと支援体制の充実に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

豊田議員。

［10番　豊田新二郎　議員　登壇］

○豊田新二郎　議員

民生委員や社会福祉協議会、医療、介護関係者など、多様な関係機関が連携し、地域ケア会議も活用しながら支援に取り組まれるということを理解いたしました。

一方で、身寄りのない高齢者にとって、特に大きな課題となるのが、実際に入院や介護施設への入所費が必要となった場合の対応となります。

そこで次に、入院、介護施設への入所時に家族等の支援が得られない場合の対応について伺います。

身寄りのない高齢者等が、突然の病気や事故で緊急搬送され入院することになった場合、緊急連絡先をはじめ、入院に必要な手続、費用の支払い、退院後の生活調整など、これまでの家族が担ってきた様々な役割を誰が支えるのかという問題が生じます。

また、介護施設への入所に際しても、身元保証人や緊急連絡先を求められることがあります。身寄りがないことを理由として、必要な医療や介護、福祉サービスを受けることが難しくなるようなことがあってはなりません。

そこで本市では、家族等による支援が得られない高齢者が入院や施設入所を必要とした場合、現在どのような相談、支援を行っているのでしょうか。

また、医療機関や介護施設等とどのような連携を図っているのか、市の対応を伺います。

○有働辰喜　議長

原福祉部長。

［原　幸徳　福祉部長　登壇］

○原　幸徳　福祉部長

御質問にお答えいたします。

家族等による支援が受けられない高齢者が入院や施設入所を必要とした場合、本人の意思や状況を確認しながら、身元保証人などに代わる成年後見制度の案内や社会福祉協議会が行っている日常生活自立支援事業の利用調整、さらには関係機関と協議しながら必要な福祉サービスへとつなぐ支援を行っているところでございます。

また、本人の状況や希望を丁寧にお聞きした上で、医療機関や介護施設などに本人の意思が尊重されるよう、情報共有・連携を図るなど、適切な対応に努めているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

豊田議員。

［10番　豊田新二郎　議員　登壇］

○豊田新二郎　議員

本人の意思を尊重しながら、成年後見制度や日常生活自立支援事業などにつなぎ、関係機関と連携して対応されていることを理解いたしました。

一方で、認知症などにより判断能力が低下した場合には、本人の意思や権利をどのように守っていくのかが重要な課題となります。

そこで次に、認知機能の低下などにより、本人だけでは金銭管理や契約、各種手続を行うことが難しくなった場合の支援について伺います。特に、身寄りのない高齢者の場合、日常生活における金銭管理をはじめ、介護サービスの契約や施設入所など、本人の権利を守りながら生活を支えていく仕組みが重要となります。その一つとして、成年後見制度がありますが、制度そのものを知らない方や必要になってからでは本人の意思確認が難しくなる場合も考えられます。

そこで、本市における成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の現状と、必要な方を制度につなげるための相談、支援体制について伺います。

また、今後さらに身寄りのない高齢者等が増えることを見据え、権利擁護支援をどのように充実させていく考えなのか、併せて伺います。

○有働辰喜　議長

原福祉部長。

［原　幸徳　福祉部長　登壇］

○原　幸徳　福祉部長

御質問にお答えいたします。

本市における成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の現状につきましては、認知機能が低下した高齢者や身寄りのない方に対し、地域包括支援センターにおいて相談対応や制度利用の支援を行っております。

必要な方を制度につなげるための体制といたしまして、親族による申請が難しい場合などは、必要に応じて市長申立てを行うなど、適切な権利擁護を図っているところでございます。

また、制度の普及啓発を行う「成年後見フォーラム」の開催や「市民後見人養成講座」を実施しながら、市民後見人の育成・活用に取り組んでいるところでございます。

本市といたしましては、判断能力が低下したり、身寄りのない高齢者等の増加が

見込まれる中、判断能力の低下が軽度の段階から権利擁護支援につなげていくことが重要であると考えることから、引き続き、相談体制のさらなる充実を図るとともに、関係機関と連携しながら、権利擁護支援を必要とする方へ確実に制度や支援が届く仕組みづくりについて、しっかりと取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

豊田議員。

［10番　豊田新二郎　議員　登壇］

○豊田新二郎　議員

判断能力が低下する前の早い段階から必要な支援につなげていくことが重要であるとの認識は私も同じであります。だからこそ、元気なうちから自らの意思や希望を整理し、将来に備えておくことが、これからますます重要になってくると考えます。

そこで最後に、身寄りのない高齢者等が安心して暮らし続けるための終活支援や情報登録の仕組みについて伺います。

高齢者本人が元気で判断能力があるうちに、もしものときに連絡してほしい人、かかりつけ医、医療や介護に関する希望、エンディングノートの保管場所、葬儀や納骨等に関する希望などを整理しておくことは、本人の安心だけでなく、緊急時に支援する行政や医療、福祉関係者にとっても重要だと考えます。

全国では、本人の希望に基づき、緊急時に必要となる情報を自治体へあらかじめ登録しておき、必要な場合に関係機関へ情報を提供する終活情報登録の取組を行っている自治体もございます。私は、終活支援を単に人生の最後の準備として捉えるのではなく、住み慣れた地域で最期まで安心して自分らしく暮らすための備えとして位置づけることが重要だと考えます。

そこで、本市においても、地域包括支援センター等における相談体制の充実と併せて、本人の意思を尊重しながら、緊急時に必要な情報を元気なうちから整理、登録できる仕組みについて、先進自治体の取組を研究し、導入を検討してはいかがでしょうか。市の見解を伺います。

○有働辰喜　議長

原福祉部長。

［原　幸徳　福祉部長　登壇］

○原　幸徳　福祉部長

御質問にお答えいたします。

市民の皆様が住み慣れた地域で最期まで安心して自分らしく暮らすために、終活

に関する情報をあらかじめ自身で整理し登録しておく終活支援の仕組みは重要であると認識しております。

本市の取組といたしまして、在宅医療・介護連携体制を軸に、医療や介護などの関係機関と連携を密に行いながら、自身の希望や大切な情報を書き留めるメモリアルノートを希望者に配布しているところです。

御質問の、終活情報登録につきましては、自治体で情報を預かる性質上、厳格な運用管理体制が求められ、制度設計や運用面における詳細な精査が必要であると考えられることから、まずは先進自治体の例から研究を始めたいと思います。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

豊田議員。

［10番　豊田新二郎　議員　登壇］

○豊田新二郎　議員

高齢化が進む中、これからは家族がいること、家族が支援できることを前提とした仕組みだけでは対応が難しくなることが考えられます。大切なのは、身寄りの有無だけで人を区別することなく、実際に支援を必要としている方を平時から把握し、本人の意思を尊重しながら、必要な支援へつなげることだと思います。

そして、この支援体制は平時だけの問題ではありません。今回の熊本地震のような大規模災害が発生した場合には、独り暮らしの高齢者や家族からの支援を受けることが難しい高齢者について、誰が安否を確認し、誰が避難を支援し、避難後の生活や医療、福祉をどのようにつなげていくのかという課題にも直結しています。今回は、まず平時における支援体制について伺いました。今後は、今回の令和８年熊本地震から得られる教訓も十分に検証しながら、平時の見守りや情報把握を災害時の避難支援にもつなげ、誰一人取り残さない地域づくりを進めていただくことをお願いし、この質問を終わります。

次に、大規模山林火災を踏まえた本市消防の災害対策について伺います。

近年、全国各地で大規模な林野火災が発生しております。岩手県大槌町で発生した大規模な山林火災では、一たび火災が拡大すれば、森林だけでなく、住宅や地域住民の生命、財産にも甚大な被害を及ぼしかねないことを改めて認識させられました。

消防庁が公表した令和７年の火災状況によりますと、全国の林野火災は1043件発生しており、出火原因では、たき火が345件、33.1％と最も多く、次いで、火入れが179件、17.2％となっております。この２つだけで全体の約半数を占めており、林野火災は自然現象ではなく、人の行為に起因するものが多いことが分かります。

本市においても、森林や竹林、中山間地域を広く有しており、農作業等で火を取り扱う機会もあります。山鹿市では大規模な山林火災は起こらないではなく、山鹿市でも起こり得るという視点に立ち、現在の状況と今後の対策について順次お尋ねいたします。

１点目、本市の火災発生状況についてお尋ねします。

直近５年間の火災発生件数について、山鹿、鹿北、菊鹿、鹿本、鹿央などの地域別の発生状況、建物火災、林野火災、その他火災などの種別、また主な出火原因について伺います。

あわせて、これらの状況から、本市としてどのような傾向や課題があると分析されているのか、伺います。

○有働辰喜　議長

黒田消防長。

［黒田武徳　消防長　登壇］

○黒田武徳　消防長

御質問にお答えいたします。

当消防本部管内における直近５年間の火災発生件数は134件でございます。

地域別では、山鹿地域が58件、鹿北地域が15件、菊鹿地域が32件、鹿本地域が13件、鹿央地域が16件となっています。

火災種別では、建物火災が55件、林野火災が17件、車両火災が12件、これらに含まれない火災が50件となっています。なお、一般に山林火災と呼ばれるものは、消防統計上は林野火災に分類しております。

主な出火原因につきましては、上位から順に、たき火、火入れ、配線器具となっています。

本市の火災の傾向と課題につきましては、人の生活圏内での火災が中心となっており、日常生活における不注意や配線器具の不具合などに起因する火災が多く見られます。

このことから、火災を未然に防ぐためには、市民一人一人の防火意識を高めていくことが重要であると考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

豊田議員。

［10番　豊田新二郎　議員　登壇］

○豊田新二郎　議員

直近５年間で134件の火災が発生し、そのうち林野火災が17件、また、たき火や

火入れが主な出火原因の上位を占めているとのことでありました。

本市では山林を多く抱えており、林野火災は気象条件によっては大規模な火災へ発展する危険性もあります。そのために、日頃からの予防と市民への注意喚起が大変重要であると考えます。

そこで次に、林野火災の予防対策について伺います。

先ほど申し上げましたように、全国の林野火災では、たき火と火入れが出火原因の大きな割合を占めています。乾燥時や強風時の注意喚起を含め、現在、どのような火災予防の周知・啓発を行っているのか。また、今後どのように強化していく考えなのか伺います。

○有働辰喜　議長

黒田消防長。

［黒田武徳　消防長　登壇］

○黒田武徳　消防長

御質問にお答えいたします。

全国的に林野火災は、空気が乾燥し強い風が吹きやすい１月から５月にかけて多く発生しています。

当消防本部におきましても、火を使用する際の市民への注意喚起は重要であると考えており、林野火災予防リーフレットを各地区に回覧するとともに、年間を通じて、やまがメイト、山鹿市ホームページや広報やまがなどを活用し、火災予防の周知・啓発を行っています。

また、林野火災を未然に防ぐため、本年１月に火災予防条例の一部を改正し、雨が少なく乾燥しているなど、林野火災の発生するおそれが高い場合には林野火災注意報を、さらに強風となるなど危険性が高まった場合には林野火災警報を発令し、やまがメイトと防災行政無線などを活用して市民への周知を図っております。

今後も、林野火災を予防するため、少しの油断や不注意が大きな災害につながる可能性があることを、区長会などを通じて、市民の皆様に周知してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

豊田議員。

［10番　豊田新二郎　議員　登壇］

○豊田新二郎　議員

林野火災注意報・警報の発令をはじめ、市民への周知・啓発をさらに徹底していただきたいと思います。

一方で、どれだけ予防を徹底しても火災の発生を完全に防ぐことはできません。

特に山林火災は、発生直後の迅速な対応が被害の拡大を防ぐ鍵となります。

そこで次に、山林火災が発生した場合の初動対応について伺います。

山間部では、消防車両が進入できる道路が限られていたり、十分な消防水利を確保できなかったりすることも想定されます。

本市において、山林火災が発生した場合、消防車両の進入路、林道、消防水利などをどのように把握し、消防本部と消防団が情報共有しているのか。また、大規模な林野火災を想定した初動対応について、どのような体制を整えているのか伺います。

○有働辰喜　議長

黒田消防長。

［黒田武徳　消防長　登壇］

○黒田武徳　消防長

御質問にお答えいたします。

林野火災が発生した場合、119番通報を受けた時点で、通報者から得られた情報を基に消防指令システムの地図上で災害発生地点を特定しています。

幅員の狭い林道など、地図上に表示されない道路もありますが、災害発生地点付近までの車両の進入路や道路幅員、消防水利などの情報を各車両でも確認することが可能となっています。

なお、日頃から消防職員は、消防車両の進入路や地水利の現地確認を行い、把握に努めております。

消防団との情報共有につきましては、防災行政無線やメールを活用し、より詳細な情報の共有が必要な場合には携帯電話を使用し、大規模災害時にはトランシーバーを使用することで連携を図っています。

また、初動体制の確保につきましては、現場の指揮隊や消防団員から送られる状況によって、大規模な林野火災が想定される場合には、警防計画に基づき速やかに職員の非常招集及び消防団の増員出動を要請しています。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

豊田議員。

［10番　豊田新二郎　議員　登壇］

○豊田新二郎　議員

大規模な山林火災では、常備消防だけでの対応が困難となることも考えられます。地域の地理や水利に精通した消防団との連携はもちろん、火災が拡大した場合には、県内消防本部、防災航空隊、緊急消防援助隊、自衛隊などとの連携も必要になると

考えます。

本市では、大規模林野火災を想定して、消防団及び関係機関との連携や広域応援について、どのような体制を整えているのか伺います。

○有働辰喜　議長

黒田消防長。

［黒田武徳　消防長　登壇］

○黒田武徳　消防長

御質問にお答えいたします。

大規模な林野火災が発生した場合、常備消防だけでは人員や車両などに限りがあることから、火災防御を行うためには、消防団との連携が必要不可欠でございます。

そのため、当消防本部では、林野火災を想定した消防団との遠距離送水訓練やトランシーバーによる情報伝達訓練、そして防災消防ヘリコプターと連携した林野火災消火訓練などを実施しています。

また、本市の消防力だけでは対応が困難となる大規模な林野火災と判断した場合は、防災消防ヘリコプターや熊本県消防相互応援協定に基づく応援要請を行います。

そのため、年２回ほど応援要請を含めた情報伝達訓練を実施しております。

さらに、県内の消防力をもってしても対応することが困難な場合には、全国の消防における緊急消防援助隊への応援要請を行うほか、本市から県知事に対して自衛隊の派遣を要請するよう求めるなど、必要な応援体制の確保に努めております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

豊田議員。

［10番　豊田新二郎　議員　登壇］

○豊田新二郎　議員

林野火災をはじめ、災害に対応するためには、消防本部や消防団だけではなく、関係機関との連携や広域的な応援体制を日頃から整えておくことが重要であります。

そこで最後に、今後の本市消防の災害対策について伺います。

近年は、地震や豪雨だけでなく、乾燥や強風などによる大規模な林野火災についても、自治体として備えていかなければならないと考えます。全国で発生している大規模林野火災を教訓として、本市においても火災予防、初動対応、消防水利、消防団との連携、広域応援、さらには住民避難まで含めた防災体制を改めて点検する必要があると考えます。

今後、本市として、大規模林野火災への備えを含め、消防力の強化にどのように取り組んでいかれるのか伺います。

○有働辰喜　議長

黒田消防長。

［黒田武徳　消防長　登壇］

○黒田武徳　消防長

御質問にお答えいたします。

大規模な林野火災は、消火活動に多くの時間と労力を要することから、何よりも火災を発生させないための予防対策が重要であると考えています。

このため、今後も年間を通じて、市民の防火意識の向上と火災予防の周知・啓発に、より一層取り組んでまいります。

また、万一、大規模な林野火災が発生した場合に備え、先ほど御答弁申し上げました対応に加えまして、消防だけでなく、本庁防災部局など関係機関と連携した避難誘導体制を改めて確認いたします。

引き続き、装備品、広域応援体制や訓練の充実、強化も図ってまいります。

今後も、火災を未然に防ぐ予防と、発生した火災に迅速かつ的確に対応する消防力の両面から、大規模な林野火災をはじめとする災害への対応力の強化に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

豊田議員。

［10番　豊田新二郎　議員　登壇］

○豊田新二郎　議員

火災予防の周知・啓発に加え、避難誘導の確認、装備品の充実、広域応援体制の強化、そして訓練にも取り組んでいくとのことでありました。

大規模な林野火災は一たび発生すれば、市民の生命や財産に大きな被害を及ぼす可能性があります。ぜひ、今回の質問を一つの契機として、林野火災への備えを改めて点検していただきたいと思います。

また、近年は地震や豪雨、林野火災など、いつどのような災害が発生するか分かりません。災害の種類にかかわらず、消防本部、消防団、関係機関、そして地域住民が迅速に連携できる体制を平時から構築し、あらゆる災害に対応できる消防防災体制のさらなる強化をお願いを申し上げ、今回の質問を終わります。

ありがとうございました。

○有働辰喜　議長

以上で、豊田議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、小林文江議員の発言を許します。小林議員。

［４番　小林文江　議員　登壇］

○小林文江　議員

皆様、おはようございます。

議席番号４番、小林文江です。

まず、このたびの令和８年熊本地震により被災された皆様、今も不安な日々をお過ごしの皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

私も発災直後より、地元住民の皆様から寄せられた支援物資を被災地へ届けさせていただきました。猛暑の中、厳しい避難生活を送られている皆様の姿を目の当たりにし、災害時における暑さ対策の重要性を改めて感じました。

また、８月中旬には、山鹿市の女性団体役員の皆様に炊き出しの御協力をお願いし、心の込もった手作りのお弁当を被災地へ届けてくださいました。お弁当を手に涙を流して喜ばれる被災者の姿もあり、地域を超えた支え合いの大切さを感じました。御支援、御協力いただきました皆様に心より感謝を申し上げます。

一方で、先ほど豊田議員の挨拶の冒頭でおっしゃいましたが、私たちに明るい話題を届けてくれたのが、子供たち、若い世代の活躍です。甲子園では、山鹿市出身の有明高校斉藤選手、横浜高校の池田選手をはじめ、高校球児の全力でプレーする姿に大きな元気と勇気をいただきました。さらに、御存じの方も多いと思いますが、昨日の新聞に掲載されました菊鹿中学校の村田匠さんが、ＪＯＣ、ジュニアオリンピックカップ、Ｕ－16大会県予選において、男子三段跳びで日本中学最高記録を34年ぶりに更新されました。こちらもすばらしい活躍です。本当におめでとうございます。

もちろん、輝かしい記録や結果だけが全てではありません。スポーツや勉強、文化活動、地域活動など、それぞれの場所で目標に向かって頑張っている山鹿の子供たち一人一人に大きな拍手を送りたいと思います。

さて、近年の気候変動や温暖化により、子供たちをはじめ、私たちを取り巻く生活環境も大きく変化しています。今回の地震でも、学校体育館や防災拠点センターなどが避難所となりましたが、猛暑が続く中、熱中症や体調悪化など、避難所の環境面における課題も改めて浮き彫りとなりました。特に、高齢者や障害のある方、乳幼児、妊産婦、持病のある方など、配慮を必要とする方々にとって厳しい暑さは単に過ごしにくいという問題ではなく、命や健康に関わる問題です。

学校体育館は、平時には子供たちが学び、体を動かす教育の場であり、災害時には、地域住民の命と健康を守る避難の場にもなり得る施設です。だからこそ、これからの体育館整備は、教育、防災、そして福祉、この３点の視点から考えていく必要があると考えます。

そこで今回は、子供たちの教育環境の充実と災害時に誰もが安心して避難できる環境づくりの両面から、学校体育館への空調設備の早期整備について質問してまいります。

一問一答にてよろしくお願いいたします。

それではまず、本市の現在の避難所体制についてお尋ねいたします。

最近は、全国各地で豪雨災害が頻発しています。本市においても、去る７月２日未明の大雨では、特に菊鹿町を中心に大きな被害が発生し、短時間に猛烈な雨が降る豪雨の怖さを私たち自身が身近に経験しました。

また、今回の地震を通し、災害はいつどこで起こるか分からないこと、そして避難所が市民の命と健康を守る重要な場所であることを改めて感じています。

しかし、災害は地震、豪雨だけではありません。水害、土砂災害など、災害の種類によっては、指定されている避難所であっても、浸水や土砂災害の危険性から使用できない場合も想定されます。また、市全体では、収容人数が確保されていても、地域ごとの人口や高齢化率、災害リスクによっては、身近な場所に十分な避難所が確保されていない可能性もあります。

そしてもう一つ大切なのが、福祉の視点です。高齢者や障害のある方、乳幼児、妊産婦など、避難生活の影響を受けやすい方について、一般避難所でどのように受け入れ、必要な配慮や支援を行うのか。また、必要に応じて福祉避難所へつなぐ体制がどのようになっているのか。ここも重要だと考えます。

避難所は単に数だけではなく、誰がどこに避難し、どのような環境で避難生活を送るのかまで想定しておく必要があります。

そこで、豪雨災害をはじめとする災害種別や地域ごとの状況、さらに要配慮者への対応も含め、本市では現在、どのような避難所体制を整えられているのか、お尋ねします。

○有働辰喜　議長

これより執行部の答弁を求めます。功能総務部長。

［功能宇治　総務部長　登壇］

○功能宇治　総務部長

御質問にお答えします。

本市の指定避難所は、大雨・土砂災害・台風災害時には26施設、5,106人、大規模地震時には23施設、4,335人の受入れ人数を確保しております。

高齢者や障害者、支援が必要な方への対応につきましては、令和４年４月に改正した避難所運営マニュアルに基づき実施しており、本マニュアルは市職員はもとより、施設管理者、避難者等が役割を容易に把握できるよう整備しております。

具体的には、妊産婦や乳幼児など、集団生活によって健康に悪影響を受けやすい方については、個室に集約するなど配慮を行います。また、簡易テントの活用等により、授乳や更衣時等のプライベートな空間を確保するとともに、簡易ベッドの活用により、高齢者や障害者の衛生環境の確保に努めております。

加えて、自主避難所におきましても、令和４年６月に作成した自主避難所運営マニュアルに基づき運営しております。車椅子等の移動が困難な要配慮者に対して、１階に要配慮者の部屋を確保するなど、個室の提供等の配慮を行うこととしております。

福祉避難所については、６つの社会福祉法人の９施設と協定を締結しており、一般避難所において特に配慮が必要な方の状態を確認して受け入れるほか、個別避難計画の作成において、事前に受入れ施設との調整が完了している方が直接避難できることとしております。

また、高齢者等の要配慮者にあっては、福祉や医療の専門職等の助言を得ながら、個別避難計画などの作成を通じた具体的な準備をしていただくよう取り組んでいるところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

小林議員。

［４番　小林文江　議員　登壇］

○小林文江　議員

本市の避難所体制については理解しました。

それでは次に、避難生活が長期化した場合を想定し、学校体育館の避難所としての活用についてお尋ねいたします。

大規模な災害が発生した場合、避難生活が数日、あるいは長期に及ぶことも想定しておかなければなりません。現在、避難所として活用されている市民センターや福祉センターなどは、地域住民にとって身近で重要な施設である一方、避難生活が長期化すれば、本来の支所機能や福祉サービスなどに影響が生じることも考えられます。災害直後の一時的な避難だけではなく、長期化した場合にも、市民が安心して避難生活を送ることができる環境をあらかじめ考えておく必要があります。

学校体育館は地域に身近で、一定の広さと収容力を持つ公共施設です。そこで、市民センターなどの本来の機能を維持するという観点からも、大規模災害や避難生活の長期化を想定し、学校体育館を避難所として活用していく考えはないか、お尋ねいたします。

○有働辰喜　議長

功能総務部長。

［功能宇治　総務部長　登壇］

○功能宇治　総務部長

御質問にお答えします。

学校の屋内運動場につきましては、現在、山鹿小学校体育館のみ指定避難所として位置づけられておりますが、体育授業や学校行事など、学校教育の場としての利用が圧倒的に多い施設であります。山鹿健康福祉センター、各市民センター等、現在、第１次開設避難所としている６か所を優先して開設していきたいと考えております。

避難所が不足する場合や避難が長期化する場合は、鹿北体育センターや鹿本体育館など、地域の主要体育施設を中心とした第２次開設避難所９か所を開設、さらに大規模災害となりますと、地区公民館など大規模災害発生時に開設が見込まれる避難所12か所の開設を考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

小林議員。

［４番　小林文江　議員　登壇］

○小林文江　議員

それでは次に、避難所として使用する場合の環境整備についてお尋ねいたします。

今回の地震では、猛暑の中での避難生活が大きな課題となりました。文科省の調査によりますと、避難所に指定されている熊本県内の小・中学校体育館などの空調設置率は、今年５月１日現在で20.9％となっています。スポットクーラーや扇風機などによる応急的な暑さ対策も必要ですが、避難生活が数日、あるいは長期に及んだ場合、それだけで市民の命と健康を守ることができるのかという課題があります。

特に、高齢者や障害のある方など、暑さの影響を受けやすい方々が安心して避難生活を送るためには、体育館の空調設備は単なる教育環境の充実だけではなく、災害時に命と健康を守るための防災設備という側面もあると考えます。

また、災害時には停電も想定されることから、空調設備の整備と併せて、非常用電源の確保についても考えておく必要があります。

そこで、学校体育館の空調整備を防災対策の一つとして捉え、教育部だけでなく、防災、福祉、財政など、横断的に連携して検討していく考えはないか、お尋ねいたします。

○有働辰喜　議長

功能総務部長。

［功能宇治　総務部長　登壇］

○功能宇治　総務部長

御質問にお答えします。

屋内運動場の空調につきましては、本来学校教育施設であることから、児童生徒の暑さ対策を主眼とすることが基本と考えておりますが、議員の御指摘にもありますように、その整備に関し、関係部署との連携の下、多角的な観点から検証を行いたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

小林議員。

［４番　小林文江　議員　登壇］

○小林文江　議員

多角的な観点から検証を行いたいとのことでした。

学校体育館は教育施設であると同時に、災害時には避難所としての役割を担う施設です。今後は、防災の視点も含め、関係部署が連携して検討していただくことが重要だと考えます。

それではここからは、教育部にお尋ねいたします。

これまで防災管理の観点から、学校体育館の避難所としての役割や防災の視点から見た空調整備の必要性について伺ってまいりました。

一方、学校体育館は、平時には子供たちが体育の授業や学校行事、部活動などで日常的に使用する教育施設であります。近年の猛暑、酷暑を考えれば、子供たちの熱中症対策や安全な教育環境を確保するという面からも、体育館への空調整備は必要性が高まっていると考えます。

本市においても今後、学校体育館への空調整備を進めていくものと認識しておりますが、どのような考えに基づいて整備する学校の優先順位を決めていくのでしょうか。また、小学校、中学校を今後どのような順序、スケジュールで体育館空調の整備を進めていく方針なのか、お尋ねいたします。

○有働辰喜　議長

田上教育部長。

［田上博之　教育部長　登壇］

○田上博之　教育部長

御質問にお答えいたします。

屋内運動場の空調整備方針につきましては、安全・安心に体育の授業を行う学校教育活動への対応を最優先としております。

また、小・中学校の導入の順番につきましては、健康管理の重要性の観点から、体温調節がうまくできない児童が使用する小学校の屋内運動場から空調整備を進めてまいります。

本年度は、市内全小・中学校の空調方式等の導入整備計画を決定し、あわせて、山鹿小学校の屋内運動場に空調を設置するための設計を行います。

屋内運動場の空調設置に要する期間につきましては、安全で確実に実施するため、１校当たり設計に１年、工事に１年の合計約２年間で行うこととしており、令和９年度に山鹿小学校、令和10年度、11年度で小学校３校ずつ、中学校については、令和12年度に３校、令和13年度に２校の工事を予定しております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

小林議員。

［４番　小林文江　議員　登壇］

○小林文江　議員

整備の方針と今後のスケジュールについては理解しました。

では、その整備期間と財源についてももう少し詳しくお尋ねいたします。

本市では、小・中学校体育館の空調整備を令和13年度までと回答いただきましたが、なぜ令和13年度までの整備計画とされたのか。その根拠についてお尋ねいたします。

また、体育館空調の整備には多額の費用が必要となります。国においても、学校体育館の空調整備に対する財政支援が行われていますが、国の財政支援や地方債などをどのように活用し、財政負担を抑えながら整備を進めていくお考えなのか、お尋ねいたします。

○有働辰喜　議長

田上教育部長。

［田上博之　教育部長　登壇］

○田上博之　教育部長

御質問にお答えいたします。

屋内運動場の空調整備完了を令和13年度までとする根拠としましては、単年度に全校一斉に整備した場合、事業費が高額となるため、財源の平準化を図りながら計画的に空調整備を進めていきたいと考えております。

また、国の財政支援の活用としましては、対象工事費の２分の１が補助される空調設備整備臨時特例交付金と地方債を活用する予定です。

なお、交付金の活用に当たっては、断熱性確保の工事が補助要件とされているこ

とから、ランニングコストも考慮した空調整備を進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

小林議員。

［４番　小林文江　議員　登壇］

○小林文江　議員

今回、学校体育館の空調整備について、教育、防災、そして福祉、それぞれの視点から質問してまいりました。今回の熊本地震を経験し、学校体育館は平時には子供たちが安心して学び活動する教育の場であると同時に、災害時には地域住民の命と健康を守る重要な避難の場であることを改めて認識いたしました。

また、近年の猛暑を考えれば、高齢者や障害のある方など、配慮を要する方々を含め、誰もが安心して過ごせる避難環境を整えることの重要性はさらに高まっていると思います。１年でも早く、１校でも早く、今回の質問を契機に、その必要性と優先順位について関係部署が連携して検討されることを期待し、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○有働辰喜　議長

以上で小林議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。再開は、11時15分といたします。

午前11時06分　休憩

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

午前11時15分　開議

○有働辰喜　議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の通告順により、服部香代議員の発言を許します。服部議員。

［19番　服部香代　議員　登壇］

○服部香代　議員

皆様、こんにちは。議席番号19番、服部香代です。

質問に入ります前に、令和８年熊本地震によりお亡くなりになられた方々に心より哀悼の意を表しますとともに、被災された全ての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。今なお生活再建に向けて歩みを進めておられる方が多くいらっしゃいます。一日も早い復旧、復興を心より祈念を申し上げます。

今回、私は、被災地に足を運び、被災された方々の声を聞き、また、子供の居場所づくりにも関わらせていただきました。その中で改めて感じたのは、災害への備

えは計画や物資を整えておくだけでは十分ではないということです。今回の災害では様々な課題が見えてまいりました。この経験を教訓として終わらせるのではなく、山鹿市のこれからの備えにどう生かしていくのかという視点で３点質問してまいります。

もう１件は、小規模特認校制度についてお尋ねをいたします。

一問一答で質問させていただきます。

まず、災害時における子供の居場所確保についてです。

今回の災害では、被災地の保育園や放課後児童クラブなども休園、休所となり、子供たちの居場所がなくなるという状況が生じました。一方で、保護者は被災した自宅の片づけや支援物資の受け取り、罹災証明書などの各種手続に追われます。仕事に行かなければならない方もいらっしゃいます。

実際に被災された保護者からは、支援物資を受け取るために長い列に並んでいたものの、子供がトイレに行きたいと言ったため列を離れ、また最後尾から並び直さなければならなかったという話も聞きました。また、停電でエアコンも使えない酷暑の中、子供の体調を心配しながら被災した自宅の片づけをしなければならない、子供を連れて役所での手続は、行くまでにも何時間もかかり大変だった。そして、子供を預ける場所がないため仕事に行けないという声もありました。

こうした状況を受け、被災地ではＮＰＯ、行政、そして私たちも関わりながら、４歳から小学校６年生までを対象とした子供の居場所を開設しました。

そこでまず質問いたします。

大規模災害によって、保育園や放課後児童クラブ等が休園、休所し、通常の保育や預かりができなくなった場合、山鹿市では、子供の居場所をどのように確保することを想定しておられるのかを伺います。

○有働辰喜　議長

これより執行部の答弁を求めます。原福祉部長。

［原　幸徳　福祉部長　登壇］

○原　幸徳　福祉部長

御質問にお答えいたします。

大規模災害時に、保育園や放課後児童クラブ等が使用できない場合は、避難所等の安全が確保された施設において、本市の保育士や児童館支援員等の専門スタッフを配置した臨時の託児所を開設することが想定されます。

幼児から小学生までの子供を安心してお預かりできる環境をしっかりと確保し、保護者の皆様の生活再建と子供たちの心身のケアをサポートしてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

服部議員。

［19番　服部香代　議員　登壇］

○服部香代　議員

臨時の託児所を開設し、本市の保育士や児童館支援員等の専門スタッフを配置することを想定しているとのことでした。ただ、大規模災害の場合は、その保育士さんや児童館支援員さん等も被災するということも想定しておかなければならないとは思っています。

災害時においても、子供たちが安心して過ごせる場所を確保するという考えをお示しいただいたことは大変心強く思います。

今回、実際に子供の居場所を開設してみて、その必要性を強く感じました。利用した保護者からは、片づけがはかどった、安心して仕事に行くことができた、そして、子供との関わりに少し余裕を持てるようになったという声がありました。

しかし、この取組は、保護者を支援するということだけではありませんでした。プレオープンの日、久しぶりに会った子供たち同士で、会いたかったと言って抱き合っている姿がありました。また、最初は見守りのボランティアから離れられなかった子供たちが、数日すると離れて友達と遊べるようにもなりました。災害時の子供の居場所は、単に子供を預かる場所ではなく、突然日常を失った子供たちが安心して過ごし、少しずつ日常を取り戻していく場所でもあると、今回の経験から感じています。

そして、この居場所を立ち上げる過程では、もう一つ大きな気づきがありました。最初に、子供たちの居場所をつくりたいと考えたのは、被災地の女性議員、それに熊本女性議員の会のメンバーでした。熊本女性議員の会というのは、県議会議員、市町村議員の現職議員47名で構成する団体ですが、私たちには居場所を開設し運営するノウハウがありません。そこで、全国で子供の居場所づくりに実績のあるＮＰＯに相談しました。すると、そのＮＰＯも、被災地で子供の居場所を開設したいと模索をしておられましたが、行政とのつながりがなく、なかなか前に進められない状況にありました。私たちは必要性に気づき、行政につなぐことはできる。しかし、運営のノウハウはない。ＮＰＯには専門的なノウハウがある。しかし、行政との接点がない。そして行政は、避難所運営や物資の調達、配布など、様々な災害対応に追われておられます。それぞれにできることがあり、支援したいという思いがあっても、つながっていなければ、その力を十分に生かすことができません。今回、三者がつながったことで、子供の居場所を開設することができました。だからこそ、

災害が起きてからつながるのではなく、日頃から支援する側と行政がつながっておくことが重要だと考えます。

そこで伺います。災害時の子供の居場所確保について、ＮＰＯ、社会福祉法人、地域団体など、民間の力も生かしながら対応できるよう、平時から連携体制を構築しておく必要があると考えますが、市の考えを伺います。

○有働辰喜　議長

原福祉部長。

［原　幸徳　福祉部長　登壇］

○原　幸徳　福祉部長

御質問にお答えいたします。

大規模災害発生時には、行政の対応だけでは人員や物資等に限界が生じることも想定されます。そのため、議員御指摘のとおり、各種民間団体との連携は極めて重要であると認識しております。

本市といたしましては、大規模災害の際には、友好都市をはじめとする他自治体や民間団体等の協力を仰ぎながら、活用できるあらゆる資源を投入して、子供を預かる体制整備に努める必要がございます。そのため、平時から民間団体等とのネットワークづくりや連携の在り方についても検討を進め、災害時に迅速に子供を預かる体制整備に努めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

服部議員。

［19番　服部香代　議員　登壇］

○服部香代　議員

民間団体との連携は極めて重要であり、平時からネットワークづくりや連携の在り方を検討していくとの御答弁をいただきました。

今回の被災地では、ＮＰＯに８月４日に相談しまして、その日のうちに行政につなぐことができました。行政からも、災害対応で人手が足りない中、やってもらえるのであればお願いしたいと理解を得て、場所として放課後児童クラブを提供していただくことになりました。

ただ、子供たちを受け入れる以上、施設の安全確認が必要です。その確認などを経て、８月10日にプレオープン、12日に本格的な開設となりました。今回は比較的早くつなぐことができたと思っています。それでも、その数日間にも子供たちと保護者は困っておられました。

災害が起きてから、連携先、場所、安全確認、運営主体、行政の役割などを一つ

一つ決めていては、どうしても時間がかかります。だからこそ、平時からどの団体と連携するのか、どこで開設するのか、そして誰が運営して、行政は何を担うのか、安全確認をどう行うのかなど、そういったことまで具体的に整理しておくことが必要だと考えています。

また、単に災害時には連携しましょうという関係にとどまらず、必要に応じて協定という形にしておくことも、その実効性を高める一つの方法ではないでしょうか。

そこで伺います。災害時に子供の居場所を速やかに確保できるよう、先ほども言いましたけど、平時から連携する団体、開設場所、運営主体、行政との役割分担、安全確認の方法などについて具体的な検討をするとともに、子供支援のノウハウを持つＮＰＯ等との協定締結も選択肢の一つとして視野に入れ、災害時の子供の居場所を速やかに開設できる仕組みを構築していくお考えはないのかについて伺います。

○有働辰喜　議長

原福祉部長。

［原　幸徳　福祉部長　登壇］

○原　幸徳　福祉部長

御質問にお答えいたします。

災害発生時に子供たちの安全で安心できる居場所を迅速に提供するためには、御指摘のとおり、平時から連携する団体と行政との役割分担、さらには安全確認の方法などについて、具体的に想定・準備しておくことが極めて重要であると考えます。

また、子供支援に関する専門的なノウハウを持つ民間団体等との事前の協定締結につきましても、有事の際の迅速な体制構築に有効であると考えております。

本市といたしましては、先進自治体の例なども参考にしながら、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

服部議員。

［19番　服部香代　議員　登壇］

○服部香代　議員

平時から連携する団体、行政とのいろんな具体的な方法や準備をしていくことは極めて重要であり、さらに専門的なノウハウを持つ民間団体等との事前の協定締結についても、有事の際には、迅速な体制構築に有効であるとの考えを確認することができました。

今回の災害を通して改めて感じたのは、災害によって突然日常を失うのは大人だけではないということです。子供たちにも安心して過ごし、人とつながり、少しず

つ日常を取り戻していく場所が必要です。そしてその場所を実際に開設するためには、思いだけではなく、専門的なノウハウ、行政との連携、役割分担を平時から整えておく必要があります。ぜひ今回の経験を教訓として、子供の居場所を山鹿市の災害時の備えの一つとして位置づけ、今回の答弁を具体的な仕組みづくりにつなげていただくことを期待いたします。

では次に、医療的ケア児等の非常時における電源確保について伺います。

私は、令和８年３月議会の一般質問においても、災害時における医療的ケア児等の電源確保について質問いたしました。その際、山鹿市民医療センターでは、医療機器を持参し、保護者等の同伴が可能な場合、最大８名まで受入れが可能であり、停電時にも稼働する自家発電装置に接続された医療用コンセントや吸引器を備えた病室が用意されているとの御答弁をいただいております。

また、機器の故障等により、院内の人工呼吸器が必要となった場合には、最大４台まで対応可能とのことで、医療センターに到着した後の受入れ体制が整えられていることは、医療的ケア児とその御家族にとって大変心強いことだと受け止めております。

一方、今回の災害では、実際に広い範囲で停電が発生しました。さらに、地震発生直後から道路は大変な渋滞となり、橋が通れなくなったり、道路に亀裂が入ったりするなど、通常どおりの移動ができない状況も生じました。

こうした状況を考えると、市民医療センターでの受入れ体制が整っていても、そこへたどり着くまでの時間をどうつなぐのかという課題が残ります。医療機器を必要とする子供を連れた保護者がいつ到着できるか分からない状況の中で、残りのバッテリーを気にしながら移動する、その不安は計り知れないものがあると思います。だからこそ、医療機関に到着するまでの時間、命をつなぐための電源をどう確保するのかという視点が必要です。

そこで質問いたします。医療的ケア児等について、大規模な停電が発生した場合、山鹿市民医療センター等へ移動するまでの間の電源を現在どのように確保することを想定しておられるのでしょうか。また、それぞれの家庭が非常用バッテリー等を保有しているのか、停電した場合にどの程度の時間必要な医療機器を使用できるのかなど、個々の電源確保の状況を市としてどの程度把握しておられるのかを併せて伺います。

○有働辰喜　議長

原福祉部長。

［原　幸徳　福祉部長　登壇］

○原　幸徳　福祉部長

御質問にお答えいたします。

大規模停電発生時の山鹿市民医療センター等への移動につきましては、基本的には、対象世帯でお持ちの非常用バッテリーを使用しての移動、もしくは、救急車による移動を想定しております。

次に、本市で人工呼吸器を日常的に使用されている在宅の医療的ケア児の世帯は２世帯ございまして、それぞれに１人ずついらっしゃいます。

停電時における非常用電源の確保につきましては、１世帯が人工呼吸器の内部バッテリーによる稼働で約１時間、もう１世帯は、ポータブル電源による稼働が約６時間とお聞きしております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

服部議員。

［19番　服部香代　議員　登壇］

○服部香代　議員

大規模停電時には、基本的に各家庭が保有する非常用バッテリーを使用して移動するか、救急車による移動を想定しているとのことでした。そして現在、人工呼吸器を日常的に使用されている医療的ケア児が２世帯に１人ずつおられ、一方は人工呼吸器の内部バッテリーで約１時間、もう一方は、ポータブル電源で約６時間の稼働が可能とのことでした。

個々の御家庭の状況まで把握されていることは確認できました。前向きに取り組んでおられることはよく分かりました。

しかし私は、特に、約１時間という時間が気になります。今回の災害では、道路の損傷や渋滞などによって移動に時間を要する状況も起こりましたし、また、救急車による移動も想定されているとのことですが、大規模災害時には救急要請が集中し、すぐに搬送できないことも考えておかなければなりません。３月議会では、非常用バッテリーの貸与制度についても質問しました。その際は、財源の確保を含め、必要性や実現可能性などを整理しながら検討を進めてまいりたいとの御答弁をいただいております。３月の時点では、もし大規模な停電が起きたらという想定での質問でした。しかしその後、実際に大規模な停電を伴う災害が発生しました。そして今回、市が個々の家庭の状況を確認したことで、約１時間、約６時間という具体的な備えの状況も分かりました。私はここからもう一歩進める必要があると考えます。一人一人によって使用する医療機器や必要な電力量、そして家庭の状況は異なります。だからこそ、それぞれの状況に応じて医療機関等へ安全に移動できるまで命をつなぐためにどのような電源確保が必要なのかを考えていくことが重要ではないで

しょうか。

そこで伺います。今回の災害を踏まえ、医療的ケア児等が停電時にも必要な医療機器を継続して使用し、安全な場所へ移動するまで命をつなぐことができるように、非常用バッテリーの貸与など、市独自の電源確保支援について、３月の答弁から一歩進め、具体的な取組を進めるべき時期に来ていると考えますが、市としてのお考えを伺います。

○有働辰喜　議長

原福祉部長。

［原　幸徳　福祉部長　登壇］

○原　幸徳　福祉部長

御質問にお答えいたします。

大規模災害における長時間の停電等を想定した場合、現状の備えだけでは医療的ケア児等を抱える御家庭にとって不安やリスクが残るであろうと考えられます。

そのため、御提案にありました非常用の電源確保に向けた支援につきましては、関係機関や御家族の御意見等を丁寧に伺いながら、本市の実情に即した、より効果的な電源確保支援の仕組みづくりに向けて、調査及び検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

服部議員。

［19番　服部香代　議員　登壇］

○服部香代　議員

現状の備えだけでは、医療的ケア児を抱える御家庭にとって、不安やリスクが残るとの認識を共有できたものと受け止めています。

より効果的な電源確保支援の仕組みづくりに向けて、調査・検討を進めるとの御答弁もいただきました。ぜひ、具体的な支援につなげていただきたいと思います。

対象となる方の人数は決して多くありません。しかし、だからこそ一人一人の使用する医療機器や必要な電力量、家庭の状況を把握し、それぞれに応じた備えを考えることができるのではないでしょうか。

災害が起き、停電し、道路も混乱する中で、保護者があと何時間バッテリーがもつだろうと不安を抱えながら避難するのではなく、しばらくは大丈夫と思える備えを平時からつくっておく、それは医療的ケア児とその御家族の命と安心を守る大切な防災対策だと思います。

３月議会から今回の質問へと検討が前に進んでいることを受け止め、今後、実際

の電源確保支援の仕組みにつながることを期待いたします。

それでは次、災害関連では最後の質問です。

災害時における外国人住民への情報伝達について伺います。

災害時には、避難指示や避難所の開設、道路の状況、給水や支援物資の配布など、様々な情報が発信されます。しかし情報は発信するだけではなく、それを必要とする人に届き、内容を理解し、避難などの行動につながって初めて意味を持つものだと考えます。

令和７年の熊本豪雨災害の際、熊本市西区に住む外国人の農業実習生の方々が被災されました。その中の１人から当時の状況を伺う機会がありました。防災行政無線から避難を呼びかける放送が流れていることは分かる。しかし、何を言ってるのか分からなかったそうです。仕事中であれば、周りの人と一緒に避難することができます。しかしそのときは１人だったため、どこに行けばいいのか分からず、とても不安だったと話されました。さらに、携帯電話の電波も途切れ途切れで、思うようにつながらなかったということでした。

この話からも、災害時の情報伝達は、発信したかではなく、届いたか、理解できたか、行動につながったかという視点で考える必要があると思います。現在、山鹿市でも外国人住民は増加しているということです。事業所等に所属している外国人については、雇用主や事業主を通じて、それ以外の方については、自主防災組織や民生委員など地域を通じて情報を伝えることを想定していると伺っています。

そこでまず質問させていただきます。大規模災害が発生した際、避難指示や避難所の開設、給水、物資配布など、命や生活に関わる情報を日本語を十分に理解できない外国人住民に対してどのような手段で伝え、必要な情報が本人に届いたことをどのように確認をすることを想定しておられるのか、現在の体制について伺います。

○有働辰喜　議長

功能総務部長。

［功能宇治　総務部長　登壇］

○功能宇治　総務部長

御質問にお答えいたします。

本市の外国人住民は年々増加しており、令和８年７月末時点で691人となっております。

災害時に必要な情報を確実に受け取り、適切な避難行動につなげられるよう、現在、やまがメイトによる文字・画像・多言語表示機能を活用した避難所案内・避難所マップの提供、市ホームページの自動翻訳機能など、複数の情報媒体を組み合わせることにより、外国人住民への周知を行っております。

情報の到達確認につきましては、避難所開設時の避難者名簿作成、自主防災組織や民生委員等との連携による安否確認体制を構築しております。

しかしながら、技能実習生や特定技能者の多くが民間企業や農家などで雇用されていることから、現行の体制のみでは対応し切れない部分があることも認識しております。

このため、今後は、商工団体、農業関係団体、受入れ企業等と協力し、雇用主を通じた外国人労働者への防災情報の周知・啓発、防災訓練への参加促進、災害時における企業と行政の情報共有体制の充実に取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

服部議員。

［19番　服部香代　議員　登壇］

○服部香代　議員

本市では、やまがメイトや市ホームページなど複数の媒体を活用して情報提供を行っている一方で、現行の体制だけでは対応し切れない部分があるとの認識をお示しいただきました。また、商工、農業関係団体や外国人を受け入れている企業等と協力し、雇用主を通じた防災情報の周知や防災訓練の参加促進、企業と行政との情報共有体制の充実に取り組んでいくとのことでした。ぜひ進めていただきたいと思います。

一方で、先ほど紹介した外国人の方の経験を考えると、災害時には携帯電話がつながりにくくなることもあります。また、ホームページなどに情報を掲載していても、その情報がどこにあるのかを知らなければ、必要な情報にはたどり着けません。そして、防災行政無線が聞こえても、その内容が理解できなければ避難行動にはつながりません。だからこそ、災害が起きてから情報を届けようとするのではなく、平時からの取組が重要だと考えます。

熊本豪雨で外国人の方々が被災された地域では、その経験を教訓として、その後、消防団や地域の方々、外国人住民が一緒になった防災活動に取り組んでおられます。私もこれまで２回、その活動に参加しました。

そこで感じたのは、外国人住民を単に災害情報を伝える相手として捉えるのではなく、同じ地域で暮らす住民として、日頃から一緒に防災に取り組むことの大切さです。災害が起きたらどこへ避難するのか、どこから情報を得るのか、困ったときには誰に聞けばいいのか、外国人住民自身が日頃からそういったことを知っておく、そして地域の側もそこに外国人住民の方が暮らしていることを知り、お互いに顔の見える関係をつくっておく、それ自体が大切な防災対策になるのではないでしょう

か。

そこで次の質問です。災害時に外国人住民が必要な情報を受け取り、理解し、適切な避難行動につなげられるよう、やさしい日本語やピクトグラムなど、分かりやすい情報発信の充実を進めるとともに、事業所、自主防災組織、消防団、地域などと連携し、平時から外国人住民に避難場所や災害時の情報入手方法などを伝え、顔の見える関係をつくっていく必要があると考えますが、市の考えを伺います。

○有働辰喜　議長

功能総務部長。

［功能宇治　総務部長　登壇］

○功能宇治　総務部長

御質問にお答えいたします。

外国人住民が災害時に適切な避難行動につなげるためには、平時からの取組と、事業者・自主防災組織・地域との連携が不可欠であります。

本市では、複数の情報媒体による外国人住民への情報提供を進めておりますが、一方で、防災行政無線やＳＮＳ、緊急速報メールなど、主要な情報伝達手段が多言語化に未対応であるという課題があることから、今後は、やさしい日本語やピクトグラムを活用した情報提供、外国語表記標識の整備を段階的に進めてまいります。

また、自主防災組織率99％という強みを生かし、防災訓練への外国人住民の参加促進、民生委員等との連携による安否確認体制の強化、地域のつながりを生かした避難誘導の充実に取り組んでまいります。

本市は、年間を通じて多くの観光客が訪れており、滞在中の外国人の方々への対応も重要であります。平時から多言語による避難場所や情報入手方法の周知、国際交流団体との連携強化、地域住民との交流促進を通じて、「顔の見える関係」づくりに努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

服部議員。

［19番　服部香代　議員　登壇］

○服部香代　議員

平時からの取組と、事業者自主防災組織、地域との連携が不可欠であるとのお考えを伺いました。また、やさしい日本語やピクトグラムを活用した情報提供、外国語表記標識の整備を段階的に進めるとともに、防災訓練への外国人住民の参加促進、多言語による避難場所や情報入手方法の周知、国際交流団体との連携などを通して、顔の見える関係づくりに努めるとの御答弁をいただきました。ぜひ、具体的な取組

につなげていただきたいと思います。

やはり外国人住民と消防団、地域の方々などが一緒になって防災に取り組むことで、本当に実情のお互いを知っているといった、日頃のつながりがいざというときに、一緒に逃げましょうと、大丈夫ですかと声をかけ合える関係につながるのだと思います。

本市には、自主防災組織率99％という地域の基盤があります。また、市民ボランティアによる日本語教室も毎週継続して開催されており、一部ではありますが、外国にルーツを持つ子供たちや保護者にとって、地域とのつながりや安心できる居場所にもなっています。

外国人住民も同じ地域で暮らす住民です。言葉の違いによって必要な情報から取り残されることなく、誰もが安心して避難行動を取ることができるよう、今回の答弁を実際の地域での取組につなげていただくことを期待いたしまして、この質問を終わります。

それでは最後の質問です。小規模特認校の成果と今後の方向性についてお尋ねをいたします。

山鹿市では、鹿北小学校、鹿北中学校を小規模特認校として、市内全域から児童生徒を受け入れる制度を実施されております。この制度については、これまでも議会で質問がなされ、制度の目的や成果、評価について答弁をいただいております。

これまでの答弁を整理しますと、小規模特認校制度は、少人数による教育環境の中で学ぶことや現在の学校とは異なる環境で学校生活を送りたいという児童生徒、保護者のニーズに応えることなどを目的としていると認識をしております。

また、制度を利用したことで、人間関係や登校状況が改善された児童生徒がおられることや受け入れる側の児童生徒からも、互いに刺激し合い、学校生活の活性化につながっているとの声があることも、これまでの御答弁で示されております。

私は、この制度の成果を考えるとき、利用する児童生徒の人数だけではなく、そこで学ぶことによって、子供たちにどのような変化や成長が生まれているのかという視点が重要だと考えています。

そこでまず伺います。これまでの答弁で、利用人数や児童生徒、保護者の感想などを評価の材料とされているとのことでしたが、もちろん利用人数や当事者の感想は制度を評価する上で重要な指標だと思っています。一方で、小規模特認校を設置する目的が、児童生徒にとってよりよい教育環境をつくることにあるのであれば、その学校に通ったことによって、子供にどのような変化や成長があったのかという教育的効果についても検証する必要があるのではないでしょうか。例えば、自己肯定感、学習意欲、主体性、人間関係、学校生活への満足度など、少人数の教育環境

によって期待される教育的効果について、どのように把握され、検証されているのかを伺います。

また、特認校制度を利用して通う児童生徒だけではなく、受け入れる側の児童生徒にどのような変化や効果があったのかについても把握されているのかについて伺います。

○有働辰喜　議長

黒木教育部首席教育審議員。

［黒木幸博　教育部首席教育審議員　登壇］

○黒木幸博　教育部首席教育審議員

御質問にお答えいたします。

本市では、児童生徒や保護者の多様化するニーズに応えることを目的に、小規模特認校を鹿北小・中学校に設置しております。

小規模特認校制度により、人間関係や登校状況が改善され、救われた児童生徒や保護者は多く、その皆さんの思いの込もった声は、本年６月定例会においてお伝えしたところです。

また、議員が言われたとおり、受け入れる児童生徒からは、互いに刺激し合い、学校生活の活性化につながっているとの声も聞かれています。

こうした成果や効果の検証につきましては、毎年、児童生徒及び保護者へのアンケートにより評価をいただいており、さらに、学校運営協議会委員の地域の方々からも御意見をいただいているところです。

教育委員会としましては、アンケートや学校運営協議会の意見等を学校と共有し、小規模特認校の運用に生かしております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

服部議員。

［19番　服部香代　議員　登壇］

○服部香代　議員

児童生徒や保護者へのアンケート、学校運営協議会からの御意見などを学校と共有し、制度の運用に生かしているとのことは分かりました。

私が今回、もう一歩先をお尋ねしたいのは、制度を利用してよかったという評価だけではなく、この学校で学ぶことによって、子供たちにどのような変化や成長が生まれているのかという教育的効果の検証です。もっとアンケートをしてくださいということではありません。満足度を把握することと、教育的効果を検証することは少し違うのではないかなと思っています。

小規模特認校であっても、教育内容そのものは、ほかの学校と基本的に同じであると伺っています。そうであるならばなおさら、小規模であることによって、どのような教育的価値が生まれているのかを明らかにすることが重要ではないでしょうか。例えば、就学前と就学後の子供たちの変化を継続して見ていくことで、小規模な教育環境がどのような効果をもたらしているのかがより見えてくると思います。

評価すること自体が目的ではありません。その結果を今後の教育や制度の在り方に生かしていくことが重要です。ぜひ、こうした視点も含め、教育的効果を継続的に検証していただきたいと思います。

次に、通学支援について伺います。市内全域から通学できることは、小規模特認校の大きな特徴です。現在、通学支援を利用している児童生徒数と、その支援がなければ小規模特認校への通学が困難となる児童生徒をどの程度把握されているのか、伺います。

また、教育委員会として、通学支援が小規模特認校制度を維持していく上で、どのような役割を果たしていると認識されているのか。今後も継続していくお考えなのか、併せて伺います。

○有働辰喜　議長

黒木教育部首席教育審議員。

［黒木幸博　教育部首席教育審議員　登壇］

○黒木幸博　教育部首席教育審議員

御質問にお答えいたします。

本年度は、小規模特認校の鹿北小・中学校、合わせて25名が通学しております。そのうち、通学支援の利用者は20名です。保護者が車を所有していない、保護者の不規則な勤務時間のため送迎が困難などの理由があり、通学支援がなければ、この20名は小規模特認校制度を利用できない状況にあります。

現在のところ、通学支援の要件に該当せず、小規模特認校制度を利用できなかったケースはございません。

通学支援は、誰一人取り残さない教育実現の方策の一つとして重要であり、事業の検証をしながら、今後も継続していきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

服部議員。

［19番　服部香代　議員　登壇］

○服部香代　議員

25名のうち20名が通学支援を利用されており、その20名については、支援がなけ

れば小規模特認校制度を利用できない状況にあるということでした。これは大変重要な数字だと思います。今の御答弁からも、通学支援は単なる附随的なサービス、福祉的なサービスというものではなく、市内全域から通学できるという小規模特認校制度を実質的に支える重要な基盤であることが分かります。

また、誰一人取り残さない教育の実現の方策の一つとして、今後も継続していくとのことですので、ぜひ必要な支援を続けていただきたいと思います。

ここまで、教育的効果の検証と、制度を利用するために必要な通学支援について伺ってまいりました。私は、小規模特認校を単に児童生徒数の少ない学校として捉えるのではなく、子供たちの多様な学びの選択肢の一つとして、今後も存続させていくことが重要だと考えています。

そこで伺います。これまでの成果と課題を踏まえ、教育委員会として、小規模特認校を山鹿市の学校教育の中でどのような役割を担う学校として位置づけ、今後の存続について、どのような方針を持っておられるのかについて伺います。

○有働辰喜　議長

黒木教育部首席教育審議員。

［黒木幸博　教育部首席教育審議員　登壇］

○黒木幸博　教育部首席教育審議員

御質問にお答えいたします。

小規模特認校は、人数の少ない環境で自分らしく学びたい、学ばせたいと希望する児童生徒や保護者のニーズに応えるものであり、これからも多様な学びの場の選択肢の一つとして、制度の利用希望がある限り継続していきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

服部議員。

［19番　服部香代　議員　登壇］

○服部香代　議員

これからも多様な学びの場の選択肢の一つとして、制度の利用希望がある限り継続していきたいと、大変明確な方針をお示しいただきました。

これは、制度を必要とする児童生徒や保護者にとって、今後の方向性が確認できた大変心強い御答弁だったと思います。

制度を継続していくのであれば、大切なのは、単に存続するかどうかではなく、どのような教育的価値を持つ学校として存続させていくのかということだと思います。この制度が子供たちにどのような学びや成長をもたらしているのか、その教育的効果を継続的に検証し、その結果を今後の教育や制度の在り方に生かしていくこ

とで、小規模特認校の意義や価値はより確かなものになると思います。

小規模特認校が子供たちにとって、ここで学びたいと思える場であり、価値ある教育の選択肢としてこれからもあり続けることを期待して、この質問を終わります。

これで私の一般質問を終了いたします。

○有働辰喜　議長

ここで、昼食のため休憩をいたします。再開は午後１時10分といたします。

午後０時03分　休憩

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

午後１時10分　開議

○有働辰喜　議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、北原和智議員の発言を許します。北原議員。

［２番　北原和智　議員　登壇］

○北原和智　議員

皆様、こんにちは。議席番号２番、北原和智です。

初めに、去る７月28日に発生しました令和８年熊本地震において犠牲になられた方々に心より哀悼の意を表しますとともに、被災された地域の一日も早い復興を願うばかりであります。

地震当日、私は仕事で久留米市におりましたけれども、スマホから警報が鳴った数秒後に大きな揺れを感じました。様々な技術が発達した現代において、台風や大雨などの気象災害であれば、気象予測の進歩である程度は事前に備えることができます。しかし地震の場合は、発生確率の予想はできても、実際に発生の予測は困難であると言えます。

また、今回の地震で被害が大きかった地域とは比べられませんが、私が暮らす集落でも水道水が濁る被害が発生いたしました。市の上水道ではなく、自然の水源から独自に引いており、どんなに大雨が降ろうと濁らない良質な水源ですが、地震では必ず濁ります。10年前の熊本地震では、濁りが１週間ほど続きました。生活用水としては使用できなくはないのですが、飲料水としては抵抗してしまうほどの状況でした。

そのような中、今回初めて水道局に御相談したところ、タンクと水を御支援いただきました。おかげさまで濁りがなくなるまで区民一同、無事に過ごすことができ、大変お世話になりました。

今回の経験で、日頃からの備えが大事であることを痛感するとともに、自然の大きな力の前に、我々は今後どう向き合い、備えていくべきかを改めて考えさせられ

ました。

それでは、発言通告のとおり、一般質問を行います。

今回は、森林環境譲与税を活用した森林整備の進捗状況のほか、市有林の管理状況についてなど、本市の森林に関する質問をいたしますので、それぞれ一問一答にてお願いいたします。

初めに、本市における森林面積は、山鹿市総面積の51.7％であり、国有林や竹林、天然林を除く約9400ヘクタールが、杉、ヒノキの人工林です。しかしながら、これまで様々な事情により、林業を取り巻く状況は厳しく、林業従事者の高齢化や継承者不足、また資金不足などから、人工林においては間伐もされない荒廃林や所有者の特定ができない放置林などが全国的に大きな課題となっていることは言うまでもありません。

しかし、2025年版の森林林業白書において、建築用の国産木材の割合が50％を超え、一時期23％台まで低迷した頃に比べて大きな回復を見せております。これまで以上に人工林の適切な管理は必要な状況だと言えます。

このような現状の下、平成30年５月に、森林経営管理法が成立し、経営管理が行われていない森林について、その経営管理を林業経営者や市町村に委ねる森林経営管理制度が措置され、森林環境譲与税も活用しながら本制度を進めることで、手入れが遅れた森林整備が進展することが期待されています。

私が、昨年６月議会での一般質問におきまして、森林経営管理制度に基づく具体的な森林整備内容と実施時期についてお尋ねいたしましたが、整備内容は切捨て間伐であり、実施時期は次年度以降、つまり今年度から着手できるよう進めていくとの御答弁でした。

そこで、１点目の質問です。森林経営管理制度に基づく森林整備の進捗状況についてお尋ねいたします。

○有働辰喜　議長

これより執行部の答弁を求めます。園田農林部長。

［園田和雄　農林部長　登壇］

○園田和雄　農林部長

御質問にお答えいたします。

森林経営管理制度に基づく森林整備の進捗につきましては、本市では令和元年度から森林所有者への意向調査を順次実施し、その結果を基に整備が必要な森林の抽出、現地調査、所有者との合意形成などを進めてまいりました。

この制度による森林整備は、所有者の意向確認に加え、対象森林の現況把握、境界の確認、施業条件の整理、事業実施に向けた計画作成など、複数の工程を順次進

めていく必要があり、着実に取組を進めているところでございます。

こうした中、本市におきましては、切捨て間伐による森林整備の実施に向け、対象森林の調査を進めるとともに、今回初めて集積計画を策定し、公告等の手続を経て、現在、事業発注に向けた準備を進めております。

今後は、これまで積み上げてきた意向調査や現地調査等の成果を活用しながら、森林整備を実施し、制度の実効性を高めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

北原議員。

［２番　北原和智　議員　登壇］

○北原和智　議員

現在の進捗状況については確認できました。今後、着実な実施をお願いいたします。

また、市町村等は、森林環境譲与税の使途については、インターネットの利用等により公表するよう法律により義務づけられており、本市におきましては、山鹿市のホームページに毎年その使途が公表されております。現在、主な使途としましては、先ほど御答弁いただきました森林経営管理制度に基づく意向調査や林道、作業道補修支援などであります。

また、そのほかに、法律により定められている使途としましては、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保や森林を有する公益的機能に関する普及啓発などがあります。現在の使途においては、今後も引き続き取り組んでもらいたいところではありますが、さらに幅広い活用を期待したいとも考えます。

そこで次の質問です。今後の森林環境譲与税の新たな活用についてお尋ねをいたします。

○有働辰喜　議長

園田農林部長。

［園田和雄　農林部長　登壇］

○園田和雄　農林部長

御質問にお答えいたします。

森林環境譲与税の今後の活用につきましては、まず、森林経営管理制度に基づく取組を着実に進めることを基本としております。このため、森林所有者への意向確認、現地調査、境界確認、施業条件の整理など、森林整備の実施に必要な取組を引き続き進めるとともに、林道や作業道の維持管理、支障木の伐採、倒木処理など、森林整備を支える基盤的な取組についても継続して実施してまいります。

その上で、新たな活用方法といたしましては、林業の担い手確保・人材育成への取組を進めてまいります。本市では今年度から、公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の取組と連携し、林業従事者の装備品等への支援を含めた人材育成・担い手確保に資する取組を進めております。

今後も関係機関や地域の林業事業体と連携しながら、森林整備を支える体制の充実につなげてまいります。

また、林道や作業道の維持管理につきましては、緊急性や必要性、地域や事業体からの要望等も踏まえながら、適切に活用してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

北原議員。

［２番　北原和智　議員　登壇］

○北原和智　議員

今後、新たな活用についての御答弁でしたが、人工林を管理することができる人材は全国的に減少傾向であり、人手不足による未整備森林の増加が懸念される中、御答弁いただきました新たな活用内容は、地元の森林組合や林業事業体等で森林整備に従事されている技術者や、これから林業に従事したいと考える人材に対して大変役立つ活用ではと期待いたします。

また、山鹿の森林、林業について、年齢を問わず様々な意見を持つメンバーで構成され、年間を通じて森林にまつわるイベントやＰＲ活動をされている山鹿林業研究会などの団体もあります。

今後は、実際に林業に携わる方々との意見交換なども実施していただき、実用性の高い活用方法を実現していただきますようお願いをいたします。

それでは次に、山鹿市市有林に関する質問に移ります。

冒頭で少し触れましたが、本市の森林面積は約１万5000ヘクタールであり、総面積の実に51.5％を森林が占めております。そしてその多くの森林の中に、本市が所有する市有林も含まれています。

そこで次の質問です。市有林の面積、樹種及び林齢構成の状況についてお尋ねいたします。

○有働辰喜　議長

園田農林部長。

［園田和雄　農林部長　登壇］

○園田和雄　農林部長

御質問にお答えいたします。

市有林の面積、樹種につきましては、森林の総面積は約897ヘクタールで、樹種につきましては、人工林では杉及びヒノキが中心であり、このほか天然林には広葉樹等が含まれております。

また、人工林の林齢構成につきましては、１から20年生が６％、21から40年生が５％、41から60年生が30％、61から80年生が47％、81年生以上が12％となっており、40年生を超える森林が全体の約９割を占める状況となっております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

北原議員。

［２番　北原和智　議員　登壇］

○北原和智　議員

市有林面積が約897ヘクタールであり、樹種については、杉、ヒノキの人工林が中心で、林齢構成を見ますと、61から80年生が47％で最も多く、次に41から60年生が30％を占める一方、40年生以下が11％でかなり偏った状況であります。

山鹿市森林整備計画において定めてある樹種別の標準伐期齢は、杉が40年、ヒノキは45年ですが、これはあくまで地域を通じた立木の伐採、間伐の時期に関する指標であり、標準伐期齢に達した時点で伐採を義務づけるものではありませんが、市有林の多くは伐採適齢期を迎えている状況であります。

また最近では、原木市場のニーズも大径木、これは胸高直径、人の胸の高さで測った直径が70センチメートル以上であり、丸太の切断面が30から40センチメートル以上の大きさのものを指しますが、その基準以下のいわゆる中・小径木のほうに高いニーズがある状況です。そのため、伐採する時期の判断が非常に重要になります。人工林においては、経済的な面で最大限の価値を出せるように周辺の森林環境をしっかりと見据えた上で、間伐や皆伐など、適切な森林管理が求められますが、そこで次の質問です。

市有林における森林管理の計画及び実施方法の現状と、今後の展望についてお尋ねをいたします。

○有働辰喜　議長

園田農林部長。

［園田和雄　農林部長　登壇］

○園田和雄　農林部長

御質問にお答えいたします。

市有林の管理につきましては、毎年度の森林調査結果等を基に管理計画を策定し、その計画に基づき皆伐、植栽、下刈り、間伐などの施業を実施しております。

一方で、人工林の中には林齢が高く、皆伐を検討すべき森林もありますが、近年は皆伐後の植栽や保育に係る費用が高騰していることから、皆伐だけでなく、間伐等による森林の機能維持等も含めた適切な施業を選択することが重要であると考えております。

このため、森林の機能等を総合的に勘案しながら、継続的かつ計画的な管理を進めているところであります。

今後につきましても、森林の現況を的確に把握し、必要な施業の実施を図り、持続可能な市有林管理に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

北原議員。

［２番　北原和智　議員　登壇］

○北原和智　議員

約900ヘクタールにも及ぶ森林を管理していくのは簡単ではありません。また、林齢構成に合わせた森林管理等が求められるため、実施していくためには専門的なスキルを持った職員が専従しなければ、広大な市有林の隅々まで管理が行き届かないのではと心配をいたします。

現状の体制は、林業振興課６名で御対応していただいておりますが、定期異動などもあるため、思うように森林管理が進まない状況ではないでしょうか。

市有林を含む人工林の多くは、先人たちが苦労して育て上げられた森林であります。林業は50年、60年先を見ての仕事であり、次世代で役立ててもらうために汗を流します。私は以前の職場で森林施業プランナーとして、多くの人工林において調査を行い、その森林の状態に合わせた施業内容の計画から見積り、施工管理を手がけてきた経験があります。

市有林の多くが伐採適齢期を迎える状況の中、これまでの間伐施業から皆伐施業へとシフトしていかなければならない状況であると言えます。

しかしながら、御答弁にありましたように、皆伐後の植栽や保育に係る費用が高騰していることも事実であり、難しい判断ではないかと推察いたしますが、まずは市有林の地理的状況をしっかり把握していただき、間伐などの環境に配慮した施業にとどめるか、もしくは皆伐し、再造林していくかなど、それぞれの林分ごとにゾーニングした内容を計画に反映していただき、あわせて、森林整備への国庫補助制度等も活用しながら、適時、適所を管理していただくことで、先人たちの流した汗も報われるのではないかと思いますので、今後も引き続き関係機関としっかり連携をしながら、適切な森林管理に努めていただきますようお願いをいたします。

それでは次の質問に移ります。

先ほど、市有林の林齢構成が示されましたが、伐採適齢期を迎えた森林が多い状況は、民有林においても同じであることが推測され、近年では、これまでの間伐施業から皆伐施業へシフトする傾向になりつつあります。また、施業箇所も奥山ばかりでなく、市民の生活拠点周辺などでも広範囲の森林伐採が実施されるようになりました。森林を伐採する場合は、森林法に基づき届出をしなければなりません。

そこで、次の質問です。昨年度の届出状況と適合通知までの事務処理要領はどのようになっているか、お尋ねいたします。

○有働辰喜　議長

園田農林部長。

［園田和雄　農林部長　登壇］

○園田和雄　農林部長

御質問にお答えいたします。

伐採及び伐採後の造林の届出につきましては、森林法に基づき、森林所有者等が立木を伐採しようとするときに市へ提出していただくものでございます。

昨年度の届出状況につきましては、届出件数が24件、このうち皆伐が18件、間伐が６件、伐採面積の合計が37.56ヘクタールでございます。

事務処理につきましては、まず森林法に基づく届出書を受け付け、位置図、本人確認書類、土地所有者確認書類、境界関係書類などの必要書類を確認しております。

その上で、令和８年４月に山鹿市伐採及び伐採後の造林の届出書等に関する取扱要領を制定し、伐採者による適切な伐採活動の実施意思を確認する自主行動規範、森林所有者等の意思を確認する誓約書の提出を求めております。

さらに、必要に応じて、地元区長などへの説明状況が分かる説明報告書や公道管理者、河川管理者など関係施設管理者との協議書の提出も求めております。

これらの書類を確認した上で、山鹿市森林整備計画に適しているかを審査し、不足がある場合は補正を求め、適正と認められたものについて適合した旨を通知しております。

なお、この適合通知は伐採を許可するものではなく、届出内容が森林整備計画に適合していることを確認するものでございます。

本市としましては、提出書類や確認事項を明確にした取扱要領に基づき、届出の適正化、地域や関係機関とのトラブル防止に努めているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

北原議員。

［２番　北原和智　議員　登壇］

○北原和智　議員

昨年度の状況としましては24件の届出があり、うち皆伐が18件、間伐が６件で、伐採面積が37.56ヘクタールであったとのことですが、やはり皆伐施業の届出が増加している状況だと言えます。

林業の観点から見れば、適齢期を迎えた人工林を皆伐し、新たに再造林していくサイクルは必然ですが、一般市民から見れば、50年以上のサイクルは長く、山林は緑一面が当たり前であり、樹木がなくなる状況に驚く方も多いのではないでしょうか。

また、これまで皆伐や間伐等の施業を行う場合、主に地元の事業者が手がける状況がほとんどでしたが、近年は市外の事業者による施業も増加しつつあり、特に皆伐施業に関連することが多い傾向のようです。

伐採作業においては、様々な点に留意する必要があります。例えば、施工に際しては、主に大型の重機を使用する車両系システムによるのが主流であり、重機の搬出入や切り出した木材の運搬等には大型トラックが使用されます。その際、市道や林道のほか、受益者で開設した作業道等を通行しますが、車両等の重量が原因による道路の破損等が多く発生しており、作業が終わっても修理せずに立ち去る事例もあるなどの相談を市民の方々からお聞きすることが多々あるほか、伐採後、確実に再造林されるのかなどの心配もあります。

このような状況が今後も多く発生してしまえば、地元の事業者への風評被害などが起こりかねませんし、さらには林業自体へのイメージを損なう要因になることも否定できません。

そこで、最後の質問をいたします。届出内容に対して、どのような指導がされているかをお尋ねいたします。

○有働辰喜　議長

園田農林部長。

［園田和雄　農林部長　登壇］

○園田和雄　農林部長

御質問にお答えいたします。

届出内容に対しましては、まず伐採する権利者として適正であるか、隣接森林との境界が明確であるか、伐採後の造林計画が適切であるかといった点を確認し、必要に応じて補正や追加説明を求めております。

また、伐採に伴い地元との調整不足や林道・公道・河川等への影響が懸念される場合もあることから、自主行動規範や誓約書の提出に加え、必要に応じて地元区長

などへの説明状況が分かる書類や関係施設管理者との協議状況が分かる書類の提出を求めております。特に、伐採後の造林や森林の適正な管理が確実に行われているか、また、作業に伴う安全対策や周辺環境への配慮がなされているかについて確認し、必要な指導を行っております。

近年は、伐採規模の拡大や事業者の広域化により、地域との調整や災害防止への配慮がこれまで以上に重要になっております。このため、本市としましては、届出内容の適正な確認と必要な指導を徹底し、伐採を巡るトラブルの防止と森林の適正な管理につなげてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

北原議員。

［２番　北原和智　議員　登壇］

○北原和智　議員

適齢期の人工林を伐採することは、林業のサイクルとしては正常なことではありますが、実施の際は、周辺地域に対して様々な配慮が必要であると思います。あくまで個人的な意見ですが、目先の利益だけを優先することで、ほかに不利益を被ることがあっては林業とは言えないのではとの思いがあります。

また、皆伐の場合は、全ての立木がなくなるほか、重機が通行するための作業道などが開設されます。そこで心配されるのが、大雨等による崩壊などの危険性です。植林が盛んに行われていた時代と比べ、明らかに違うのが気象状況です。最近では、千葉県や北陸、東北地域で記録的な豪雨が発生しておりますが、本市でもいつ発生してもおかしくありません。

そのため、開設した作業道などに対しては、適切な水処理を施すことなど、細やかな対応を含め、今後も引き続き適切な指導を確実にお願いをいたします。

今回は、本市における森林管理状況に対しての質問をさせていただきました。総面積の半分は森林であります。この多くの森林からもたらされる経済的または公益的機能などの恩恵は計り知れません。森林管理を怠れば、必ずや自然の脅威を目の当たりにするかもしれません。

今後も適切な森林管理に努めていくことで、山鹿市産材のブランド化など、さらなる森林の活用につながることを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

○有働辰喜　議長

以上で、北原議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、髙松佳美議員の発言を許します。髙松議員。

［３番　髙松佳美　議員　登壇］

○髙松佳美　議員

皆様、こんにちは。議席番号３番、公明党の髙松佳美です。

初めに、このたびの熊本地震によりお亡くなりになられた方々に心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

地震発生後、私も現地に足を運び、被災された方々から直接お話を伺い、その声を必要な支援につなげてまいりました。災害は一つとして同じものではなく、そのとき、その場所、被害の状況によって支援も変わります。だからこそ、いざというとき、その方に必要な支援を一日でも早く届けるため、状況を想定し、平時から備えていくことが大切だと考えます。

そのような思いから、大規模災害から市民の命と暮らしを守る備えについて質問いたします。一問一答にてお願いいたします。

災害時における本市の人的受援体制について。

大規模な災害が発生した際には、避難所の運営や被害状況の確認、物資への対応、罹災証明をはじめ、平時にはない多くの業務が一斉に発生します。一方で、市の職員自身が、また、その家族が被災することや道路の寸断などにより予定どおり参集できないことも想定しておかなければなりません。

本市の地域防災計画においても、被災により職員の動員が困難となる場合を想定し、災害応急対策が実施できるよう、参集訓練等の実施に努めることが示されています。

そのような状況において、市だけでは十分な対応が難しい場合、国や県、ほかの自治体などから人的な応援を受け、その力をお借りしながら災害対応を進めていくことになります。本市の地域防災計画に、ほかの地方自治体等から応援職員が円滑に災害時の応急、復旧業務を遂行できるよう、事前計画を策定するとあります。

災害が発生してから、必要な人員や受入れ方法を一から考えるのではなく、平時に具体的に想定し、備えていくことが大切であると考えます。必要人員等の具体化について、本市では、災害発生後の時間経過も踏まえ、どの業務にどの程度の応援職員が必要となるのか、段階ごとに必要となる職員数と、本市で登庁できる職員数を把握しているでしょうか。

また、応援職員を円滑に受け入れ、必要な業務につなぐための受援担当者の選定と窓口など、現在どこまで体制が整えられているのか、併せてお伺いいたします。

○有働辰喜　議長

これより執行部の答弁を求めます。功能総務部長。

［功能宇治　総務部長　登壇］

○功能宇治　総務部長

御質問にお答えします。

災害対策本部が設置されると全職員が参集の対象となりますが、災害の規模や状況により被災した職員は参集できない場合が想定されます。

このため、既に参集した職員が補完的な役割を担い、迅速・的確な初動期の応急対策・活動を実施していくことで、受援までの初動体制が確立できるものと考えます。

また本市では、令和３年に策定した山鹿市受援マニュアルにおいて、災害発生後の応援職員の受入れ体制を整備しております。

受援対象業務として、避難所運営業務、健康・保健活動業務、物資集積拠点の運営業務、被災建築物応急危険度判定業務、被災宅地危険度判定業務、住宅被害認定調査業務、罹災証明書発行業務、災害廃棄物処理業務の８つの業務を位置づけており、災害発生後の時間経過に応じて、段階的に応援職員を受け入れる計画としております。

なお、必要な応援職員数については、災害対策本部に設置する総務対策部の統括の下、各対策部からのニーズ報告を集約し、応援職員の配置先を一元的に調整・配分する体制を整備しておりますので、実際の災害時には、この体制に基づき、効率的な人的受援が実現できるものと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

髙松議員。

［３番　髙松佳美　議員　登壇］

○髙松佳美　議員

災害発生後に各対策部のニーズを集約、必要な応援職員を配置する体制については理解いたしました。様々な状況を想定し、より具体的な受入れ体制を平時から計画していただきたいと思います。

受援体制の実効性と訓練について、地域防災計画では、平時から応援の受入れを想定した訓練を行い、その結果を踏まえて計画を継続的に見直すとされています。応援職員に十分に力を発揮していただくためには、一連の流れを事前に確認していくことが大切です。

本市ではこれまで、人的支援の受入れを想定した訓練をどのように行ってきたのか。また、令和８年熊本地震を受け、本市の受援計画を改めて点検するお考えはあるのか、お伺いいたします。

○有働辰喜　議長

功能総務部長。

［功能宇治　総務部長　登壇］

○功能宇治　総務部長

御質問にお答えします。

現在、応援職員の受入れに関する人的訓練は実施できておりません。ただし、本市から熊本地震で被災地に派遣を経験した職員からは、被災自治体における応援職員の受入れ体制の課題や実際の対応状況について貴重な報告を受けております。

本市といたしましても、派遣職員の現場での経験や教訓を、本市の受援体制の改善に生かしていくことが重要と考えております。

今後、被災地派遣職員の報告内容を取りまとめ、応援職員の受入れを想定した実践的な人的訓練の実施を含め、受援マニュアルの定期的な点検・見直しに努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

髙松議員。

［３番　髙松佳美　議員　登壇］

○髙松佳美　議員

現在、人的訓練は実施されていないとのことですが、被災地へ派遣された職員の皆様が現場で得られた経験や教訓は、本市にとって大変貴重なものだと思います。その経験や教訓を受援マニュアルの見直しと実践的な訓練に生かし、具体的な取組を進めていただきたいと思います。

次に、大規模断水時における水の確保についてお伺いします。

大規模災害時、飲料水はもちろん、トイレや洗濯などに使う生活用水の確保も市民の命と暮らしを守る上で欠かすことはできません。本市では、上水道だけでなく、井戸水を利用されている世帯も多くあります。

そこで、現時点での上水道地域と井戸利用世帯の実態はどのようになっているのか。また、大規模断水となった場合の給水対応をどう行うのか、お伺いいたします。

○有働辰喜　議長

豊田水道局長。

［豊田秀行　水道局長　登壇］

○豊田秀行　水道局長

御質問にお答えします。

本市の上水道普及率につきましては、給水人口を行政区域内人口で割った値で、令和７年度末の普及率については約62％です。残りの約38％は自家用井戸等を使用され、生活用水を確保されていると認識しております。

次に、災害時の給水対応について、災害の発生に伴う大規模な漏水や濁り水等により断水となった場合、復旧するまでの間は被災箇所に給水車や給水タンクを配備するなど、応急給水活動を展開してまいります。

なお、大規模な災害時に、被災した自治体が自立での対応が困難な場合には、水道事業体が加盟する日本水道協会が主軸となり、他の水道事業体に応援を要請する相互応援体制が確立されております。現に、日本水道協会からの要請により、本年７月に発生した令和８年熊本地震では、全国の水道事業者及び工事業者が派遣され、本市においても、被災地の水道復旧支援として、熊本市に対して７月29日より７日間、職員２名と給水車を派遣し、避難所への応急給水支援を実施しました。また、八代市に対しても、８月６日より職員２名体制で、水道復旧作業に伴う漏水箇所の調査及び給水タンクの設置による支援を実施しております。

今後も、災害時において生活に欠かせない水の供給が図られるよう、水道施設の強靭化を計画的に進め、併せて関係機関と連携を図ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

髙松議員。

［３番　髙松佳美　議員　登壇］

○髙松佳美　議員

山鹿市においても、発災後、復旧支援及び給水支援を行っていただいたことに心より感謝申し上げます。

続いてお伺いします。地域防災計画では、井戸を利用した給水も想定されております。

そこで、災害時に使用できる井戸について、本市としてどの程度把握されているのかをお伺いいたします。

○有働辰喜　議長

功能総務部長。

［功能宇治　総務部長　登壇］

○功能宇治　総務部長

御質問にお答えいたします。

大規模断水時における水の確保は、市民の生命と健康を守る極めて重要な課題であります。

本市の水道の状況は、先ほどの説明のとおりですが、井戸を使用されている世帯や企業も相当数ございますので、これらの井戸が災害時に使用できるかまでは、把握できておりません。

しかし、市内の自主防災組織の中には、既に井戸水の世帯を把握し、上水道が断水した場合に水を分け合う仕組みが構築されている組織も存在します。

本市としましては、このような先進的な取組を行っている自主防災組織の事例を他の組織に積極的に紹介し、組織が地域内の井戸を把握し、災害時の利用体制を構築するための啓発活動を行っていきます。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

髙松議員。

［３番　髙松佳美　議員　登壇］

○髙松佳美　議員

続いて、飲料水だけでなく、生活用水についてお尋ねいたします。

生活用水を確保するための、現在山鹿市内で３割が井戸を利用されているということでありましたが、災害時の協力井戸の登録制度などを検討できないかをお伺いいたします。

○有働辰喜　議長

功能総務部長。

［功能宇治　総務部長　登壇］

○功能宇治　総務部長

御質問にお答えいたします。

先ほど、先進的な取組を行っている自主防災組織について御紹介しましたが、こういった事例が増えていくことが、地域の暮らしを守る一つの備えだと思っております。

本市としましては、現時点で登録井戸制度の導入について考えておりませんけれども、地域で井戸を把握する取組が進むよう啓発活動を行っていきます。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

髙松議員。

［３番　髙松佳美　議員　登壇］

○髙松佳美　議員

地域の中で井戸を把握し、災害時に水を分け合う取組が既に行われていることは大変心強いことだと思います。水は飲料水だけでなく、トイレや洗濯など、生活を維持するためにも欠かすことができません。登録井戸制度については、現時点では導入を考えていないとのことですが、災害時に市民の皆様が水に困ることのないよう、地域にある井戸も生かしながら、水の確保について、引き続き検討していただ

きたいと思います。

次に、避難所機能を踏まえた学校体育館のエアコン設置についてです。

現在、本市でも計画中との午前中の答弁にもございましたが、その中で停電時でも空調を使用できる非常用発電設備や蓄電池等まで含めて整備を検討されているのでしょうか。

また、災害時に体育館が使用できない場合、既に空調が設置されている普通教室を避難所スペースとして使用できるのか、お伺いいたします。

○有働辰喜　議長

田上教育部長。

［田上博之　教育部長　登壇］

○田上博之　教育部長

御質問にお答えいたします。

屋内運動場は、児童生徒の学習の場であるとともに、災害時には避難所として活用する施設でもあります。

停電時に屋内運動場の空調機器を使用するためには非常用電源が必要ですが、避難所としての利用頻度や設置費用・維持管理費用など総合的に判断し、非常用電源の設置はいたしません。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

功能総務部長。

［功能宇治　総務部長　登壇］

○功能宇治　総務部長

普通教室の避難所利用についてお答えいたします。

普通教室につきましては、既に空調が完備されているものの、学校教育施設としての利用が本来の目的であることから、通常の避難所に先んじて避難者を受け入れる想定は行っておりません。

ただし、現在の避難所だけでは避難者の収容が困難となるなど、真にやむを得ない場合には、これを補完するための選択枠の一つとして、普通教室の避難所利用はあり得るものと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

髙松議員。

［３番　髙松佳美　議員　登壇］

○髙松佳美　議員

災害時には、そのときの状況に応じて臨機応変に対応し、地域の皆様が安心して避難できる環境の確保に努めていただきたいと思います。

最後に意見として申し上げます。

大規模災害時には、本市の職員自身も被災者でありながら、長時間にわたり災害対応に当たることも想定されます。応援職員の受入れ体制と併せて、職員の皆さんが心身の負担を抱え込まず、自らＳＯＳを発信し、相談できる体制や心のケアについても備えていただけたらと思います。

そして、応援職員の力を、一日でも早く被災者支援につなげ、避難所で支援を待っている方、そして、被災した一人を中心に考える人的受援が必要です。いざという混乱の中でもしっかりと機能する体制づくりと訓練をお願いして、この質問を終わります。

次の質問にまいります。本市の歴史文化資産の発信と次世代への継承についてです。

本市には、方保田東原遺跡、八千代座、チブサン、オブサン古墳など、数多くの歴史文化資産があります。こうした歴史文化資産を市民により身近なものとし、その価値や魅力を伝え、次の世代をどうつないでいくかという観点からお伺いします。

まず、誰もが利用しやすい博物館についてです。

現状についてお伺いします。過去３年間の博物館の来館者数と毎年の来館目標を設定されていましたらお示しください。また、市内外の内訳が分かりましたら、併せてお願いいたします。

○有働辰喜　議長

田上教育部長。

［田上博之　教育部長　登壇］

○田上博之　教育部長

御質問にお答えいたします。

山鹿市立博物館は、菊池川流域で発見された考古資料を中心として、郷土の貴重な文化財や歴史資料の収蔵と展示・公開を行っております。さらに、我が国を代表する装飾古墳の一つである国史跡チブサン古墳に近いことから、そのガイダンスにも対応しております。

なお、今年の秋には、姉妹都市である赤穂市との交流の契機となった堀内伝右衛門の没後300年を迎えることを記念して、「赤穂義士と山鹿」という企画展の開催を予定しております。

博物館の過去３年間の入館者数ですが、令和５年度が4278人、令和６年度が4114人、令和７年度が4139人と、ほぼ横ばいで推移しております。

入館者数のうち、市内在住の方の人数と割合は、令和５年度が192人で約4.5％、令和６年度が437人で約10.6％、令和７年度が197人で約4.8％と、ほとんどが市外からの来館でした。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

髙松議員。

［３番　髙松佳美　議員　登壇］

○髙松佳美　議員

今年の秋には、「赤穂義士と山鹿」の企画展を予定されているとのこと、姉妹都市である赤穂市とのつながりを知る機会にもなると思いますので、多くの方々に足を運んでいただきたいと思います。また、市外からも多くの方に来ていただいていることは大変ありがたいことです。

私も改めて博物館を訪れ、展示資料を見てまいりました。２階の展示室への移動は階段のみで、体の御不自由な方や車椅子を利用される方、高齢者の方などにとって利用しにくい部分もあると感じました。

そこで、現在のバリアフリーの現状と課題をどのように捉えておられるのか。あわせて、今後、誰もが利用しやすい博物館としていくことについて、どのようにお考えであるのか、お伺いいたします。

○有働辰喜　議長

田上教育部長。

［田上博之　教育部長　登壇］

○田上博之　教育部長

御質問にお答えいたします。

本博物館は、昭和53年に熊本博物館に次いで、県北地域では最初の博物館として建設され、２階展示室への移動は階段のみとなっております。高齢者や障害のある方が展示室への移動をしやすくするためのエレベーターの未整備など、バリアフリー化の遅れが課題となっております。

本市の文化財や歴史資料を次世代へ継承するとともに、誰もが利用しやすい博物館の実現に向けて、本市過疎計画にも挙げていますとおり、検討を継続してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

髙松議員。

［３番　髙松佳美　議員　登壇］

○髙松佳美　議員

山鹿市過疎地域持続的発展計画では、博物館の老朽化を踏まえ、今後の博物館の在り方について検討を継続するとされています。今回の御答弁でも、バリアフリー化の後れを課題として認識されていることは分かりました。実際に利用される方々の声も聞きながら、ぜひこの計画を計画のままにすることなく、誰もが利用しやすい博物館の実現に向けて具体的な検討を進めていただくことを強くお願いいたします。

次に、歴史文化資産の情報発信についてです。

令和７年３月に策定された山鹿市文化芸術推進基本計画の市民アンケートでは、今後力を入れるべき施策として、文化芸術の情報を収集、発信するが112件、37.2％と最も多い結果となっています。

そこで、博物館をはじめとする本市の歴史文化資産について、現在どのように市内外へ情報発信をしているのか。また、今後さらに情報発信を広げていくことについて、どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○有働辰喜　議長

田上教育部長。

［田上博之　教育部長　登壇］

○田上博之　教育部長

御質問にお答えいたします。

本市には、八千代座に代表される豊前街道の歴史的まちなみ、弥生時代の集落遺跡である方保田東原遺跡や装飾古墳など、ほかの自治体にない貴重な文化財が存在します。

これらを知っていただくための取組として、本市のホームページや公式観光サイトである「山鹿探訪なび」での紹介のほか、山鹿市立博物館で毎年企画展を実施しています。

企画展の開催に際しては、チラシ・ポスターを市内外の文化、観光施設に配布するとともに、本市のホームページや広報やまが、やまがメイトなどのＳＮＳにより周知に努めております。

これ以外にも、子供の学習用として、ホームページ「ふるさと山鹿の歴史」を開設し、本市の歴史や文化財を動画などで分かりやすく伝えているほか、漫画による解説パンフレットを市内の小・中学生に配布しております。

今後も各種メディアを活用し、積極的に情報を発信してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

髙松議員。

［３番　髙松佳美　議員　登壇］

○髙松佳美　議員

様々な方法で情報発信されていることが分かりました。大切なのは、その情報が実際に市民や市外の方に届き、行ってみよう、もっと知りたいという行動につながることだと思います。

山鹿の歴史の文化の価値や魅力が届くよう、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

次に、子供たちの体験学習機会の充実について。

博物館では、竹細工や埴輪づくり、陶芸など、子供たちが歴史や文化に親しむ体験教室が実施されています。令和７年度には申込みが多数となり、中には定員の７倍に達した教室もあったとされています。

そこで、令和７年度の各体験教室の申込者数と参加できなかった人数、また、より多くの子供たちに体験学習の機会を広げていくことについて、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○有働辰喜　議長

田上教育部長。

［田上博之　教育部長　登壇］

○田上博之　教育部長

御質問にお答えいたします。

本市の歴史や文化の魅力を伝える機会として、体験学習は重要であると考えております。その一つとして、本年度の夏休み期間中には、山鹿市立博物館を会場として家族向けの体験教室を開催しました。内容は竹細工、怪談の読み聞かせと肝試し、ミニ埴輪づくり、陶芸です。

教室に参加された方からのアンケートでは、自分でつくることができた、大人も子供も楽しめたなど、高い評価の感想が見られました。

このように、子供たちが体験を通じて学ぶ機会は、郷土への愛着や理解を深める上で有意義であると認識しております。

体験教室は好評で、今回は合計で328人の申込みがあり、平均倍率は3.6倍となりました。特に人気の高かったミニ埴輪づくりについては、講師とスタッフが手配できたことから、２回の追加開催を実施しております。

子供たちの体験学習推進のため、会場や講師の調整を図り、開催回数を増やすなどして充実に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

髙松議員。

［３番　髙松佳美　議員　登壇］

○髙松佳美　議員

328人の申込みがあり、平均倍率3.6倍ということからも、関心の高さが分かりました。開催回数だけでなく、定員や開催方法なども工夫していただきながら、一人でも多くの子供たちに山鹿の歴史や文化に触れ、学ぶ機会が生まれるよう取り組んでいただきたいと思います。

本市の大切な歴史文化資産をより多くの方に知っていただき、次の世代へつないでいけるよう、私自身も引き続き取り組んでまいります。

以上で、この質問を終わります。

次の質問にまいります。

最後に、帯状疱疹ワクチン定期接種後の現状と、今後の支援について質問いたします。

令和７年３月定例会でも質問させていただきました。帯状疱疹は、年齢を重ねるにつれ発症する方が増え、強い痛みや帯状疱疹後神経痛が長く続く場合があります。私自身、市民の方から帯状疱疹にかかって大変だった、痛みがなかなか取れなかったといった声を伺うことがあります。

令和７年度から定期接種が始まり１年が経過いたしましたので、その実績と今後の支援について伺います。令和７年度の対象者数、接種者数及び接種率をお示しください。

また、その状況から、市民の帯状疱疹予防ワクチン接種への関心をどのように捉えておられるのか、お伺いいたします。

○有働辰喜　議長

原福祉部長。

［原　幸徳　福祉部長　登壇］

○原　幸徳　福祉部長

御質問にお答えいたします。

帯状疱疹ワクチンは、昨年度から定期接種として65歳以上の５歳刻みの高齢者を対象に実施しております。

本ワクチンには、１回の接種で済む生ワクチンと２回接種が必要な組換えワクチンの２種類があり、昨年度実績は、対象者4068人に対し、生ワクチン接種が225人、割合にして5.5％、組換えワクチン接種が944人、23.2％という実績で、全体の接種率は28.7％でした。近隣市の接種率も30％前後であったことから、特に本市の帯状

疱疹ワクチン接種率が低かったものとは考えておりません。

ただ、定期予防接種となってまだ間もないワクチンでもございますので、引き続き帯状疱疹に対する正しい理解やワクチンの有用性について分かりやすい周知に努めながら、接種率向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

髙松議員。

［３番　髙松佳美　議員　登壇］

○髙松佳美　議員

定期接種が始まってまだ間もないからこそ、制度の周知だけでなく、帯状疱疹やワクチンについて必要な情報を分かりやすく届け、正しい理解につながるよう、周知の工夫を重ねていただきたいと思います。

次に、本市では、市民の帯状疱疹の罹患状況について、どの程度実態を把握されているのか。また、十分な把握が難しい場合もはじめ、今後の予防政策を考える上で罹患状況を把握していくことについて、市としてどのようにお考えであるのか、お伺いいたします。

○有働辰喜　議長

原福祉部長。

［原　幸徳　福祉部長　登壇］

○原　幸徳　福祉部長

御質問にお答えいたします。

帯状疱疹は、小児期などに感染する水痘ウイルスが原因で発症します。このウイルスが体内の神経節に潜伏し、加齢や疲労、ストレスなどにより免疫力が低下するとウイルスが再活性化することで、神経支配領域に沿って、体の左右どちらかに帯状に、時に痛みを伴う水泡が出現する病気です。

国の資料によりますと、70歳代での発症をピークに、80歳までに３人に１人が発症するとされております。なお、本市における帯状疱疹の患者数等につきましては、市民全ての医療データを把握できないことから不明でございます。

いずれにいたしましても、市として、市民へ帯状疱疹やワクチンに関する正しい情報の普及・啓発に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

髙松議員。

［３番　髙松佳美　議員　登壇］

○髙松佳美　議員

最後に、定期接種の対象とならない50歳以上の方への接種費用助成についてお伺いします。

私は、以前の一般質問でもこのことについて市のお考えをお伺いしました。１年が経過したことで、実際の接種状況も見えてきました。一方、現在の定期接種は、65歳を迎える方を基本としており、50歳から64歳までの多くの方々は対象となっておりません。この年代は、仕事や子育て、親の介護など、家庭や社会の中で様々な役割を担う世代でもあります。帯状疱疹を発症し強い痛みが続けば、本人だけではなく、家族の生活にも影響することがあります。

助成対象を広げるには、財源など、様々な検討が必要であることは理解しております。令和７年度の定期接種の実績や市民の接種への関心も踏まえ、50歳以上の方への接種費用の一部助成について、今後の支援の一つとして、改めて検討していただくことを市としてどのようにお考えでしょうか。

○有働辰喜　議長

原福祉部長。

［原　幸徳　福祉部長　登壇］

○原　幸徳　福祉部長

御質問にお答えいたします。

本市では、国が帯状疱疹ワクチンの接種対象者に65歳以上を基本としていることを踏まえ定期接種を実施しているところです。国が65歳以上を定期接種の対象としている理由として、帯状疱疹発症のピークとされる70歳時の罹患率や合併症発症の抑制に最大効果を発揮するのが疫学的に65歳とされているためです。

本市といたしましては、国が示す65歳以上をワクチン接種の対象とすることに合理性があるものと考えていることから、50歳から64歳までの方は助成の対象外と整理しているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

髙松議員。

［３番　髙松佳美　議員　登壇］

○髙松佳美　議員

国が65歳以上を定期接種の対象としていることには合理性があり、本市としては、現時点では50歳以上への独自助成は行わないとのお考えでした。病気になってから支えるのではなく、発症や重症化を防ぐという視点からの支援も大切だと考えます。

また、接種を希望していても、費用負担から接種をためらう方がいらっしゃると

すれば、そうした方々への支援も必要ではないでしょうか。

今回は、助成は行わないとの御答弁でしたが、今後の接種状況や市民の声、国の動向なども見ながら、50歳以上の方への支援について、引き続き検討していただくことをお願いし、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○有働辰喜　議長

以上で、髙松議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、10分間の休憩をいたします。再開は、14時35分といたします。

午後２時25分　休憩

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

午後２時35分　開議

○有働辰喜　議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、金光一誠議員の発言を許します。金光議員。

○有働辰喜　議長

金光議員。

［13番　金光一誠　議員　登壇］

○金光一誠　議員

こんにちは。議席番号13番、金光一誠です。もうしばらくお付き合いをお願いいたします。

一般質問３件、災害時の避難所設置について、まちなかグランドデザインについて、物産館の運営方針についてお尋ねをします。

初めに、災害時のペットの避難所設置について質問します。

自然の出来事には抗うことができなく、令和８年熊本地震が発生しました。今も国内だけでなく、世界のどこかで地震、火事、台風、干ばつなどにより甚大な被害をもたらし、人々の生活に支障を来しています。被害に遭われた方へお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興を願うところであります。

本題に入ります。

日本国内におけるペットの飼育数は、犬・猫合わせて1567万頭と推計されておりまして、15歳未満の子供の人口を犬・猫が上回っている状況にあります。また、５世帯に１世帯程度が飼育しており、変化する社会とライフスタイルの多様化により、今やペットは家族と言っても過言ではありません。

そのような中、熊本地震が発生し、ペット同伴の避難所についても不自由を感じている人が多く、報道でもありますように、車中避難を余儀なくされている方も多

くおられます。

そこでお尋ねしますが、本市における現状と今後の対策について、どのように進めていくのか、お伺いをします。

○有働辰喜　議長

これより執行部の答弁を求めます。功能総務部長。

［功能宇治　総務部長　登壇］

○功能宇治　総務部長

御質問にお答えいたします。

ペットの同行避難につきましては、現在、避難所内の屋外専用スペースを確保し、飼い主の責任において管理していただく形で対応しております。

一方、居住スペースも一緒となるペット同伴避難につきましては、アレルギーや動物が苦手な方への配慮、衛生管理など課題も多いため、今後、関係機関とも協議しながら適切に対応してまいります。

なお、同行避難が可能な場所については、ホームページ、やまがメイトなど、複数の広報媒体を活用して周知してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

金光議員。

［13番　金光一誠　議員　登壇］

○金光一誠　議員

幸いにも山鹿市は、これまで大規模な地震が起きていませんが、自然災害はいつ発生するとも限りません。起きてからでは間に合いませんので、備えや訓練など、対策を進めていただくよう願うところです。

次に、令和７年６月の一般質問でお聞きしました移住定住プロジェクトのまちなかグランドデザイン策定事業について再度お尋ねをしたいと思います。

中心市街地の将来像については、観光客などが訪れ、平日の昼間からにぎわいを目指していること、そして、20年間という期間設定については、まちづくりや市街地再生はすぐにはできるわけではなく、継続して事業を実施していくことにより、持続可能なまちづくりを実現し、市中心部の魅力向上、経済活性化につなげるんだという強い気持ちがあると、市長は答弁をされております。

また、この事業は２か年間の継続事業で、令和７年度に検討された成果、原案がまとめられ、令和８年５月に公表されており、仮ではありますが、20年後の将来ビジョンを山鹿ニュー宿場町に設定されています。一読をさせていただきましたが、まちづくりや市街地再生についてのプロジェクト事業がまだはっきりと見えてはい

ませんので何とも言えませんが、あと半年間でグランドデザインの策定事業が完成し、その方向性が示されることかと思っております。

さらに並行して、10月からグランドデザインを実現させるため、令和９年度に実施される予算要求も始まるかと思います。ということは、大枠でアクションプランの策定は既に完了していると推察するところです。

市長は、まちなかのにぎわいを創出させるため、この事業を強力に推し進めていかれると思っており、頼もしく思っております。20年後の将来像を描くためには、官民の連携や市民の理解なしには成り立たず、重ねて言いますが、仕掛けたのは市長と思っておりますし、その役割は非常に重要かと思います。

グランドデザインが出来上がってから聞くのでは遅過ぎるとの思いから、行政が主体的に関わり取り組んでいくと思われる事業について、何点かお聞きをしたいと思います。

１点目、将来像を達成させるために、行政が主導的に実施する事業について、どのように考えているのか。全国の都市部では、老朽化したビルの建て替えが進み、魅力あるまちに生まれ変わっている風景をたくさん見かけます。本市においても、エリア内に市所有の老朽化した建設が幾つかありますが、中でも広町住宅の再整備について。

２点目、広町住宅は、住宅と店舗が入居している複合ビルとなっており、プラザファイブと関連しており、再生の鍵を握っていると言っても過言ではありません。現状と今後の進め方について。

３点目、エリア内を走っている国道325号沿いの区画整理事業による再開発、住宅整備や大型バス駐車場整備について。

以上３点、最終調整ができていないかもしれませんが、できる範囲内で見解を求めます。

○有働辰喜　議長

森建設部長。

［森賢治　建設部長　登壇］

○森賢治　建設部長

御質問にお答えいたします。

現在、策定中のまちなかグランドデザインでは、住民・行政・企業が共有するビジョンの下、持続可能で魅力的なまちづくりを目指しており、広町ビル団地及び温泉プラザ山鹿を含む、まちなかのにぎわい創出につながる活性化策について検討しております。

広町ビル団地につきましては、昭和49年に建設され、老朽化が深刻な状況となっ

ております。当該施設については、市営住宅を含む区分所有者で組織するビル管理組合が設置されており、定例的に開催される管理組合の総会等の場においても、市も区分所有者の一人として、今後の方針等について協議を行っています。

また、温泉プラザ山鹿は、地域の生活や観光の拠点となっている複合商業施設ですが、民間の施設であることから、本施設を含む中心市街地の活性化に向けて、関係者との協議を慎重かつ丁寧に進めていく予定です。

次に、大型バスの駐車場や乗降場所の整備については、観光客の利便性向上や中心市街地への回遊性を高める上で重要な課題であると認識しており、大型バスの駐車場を含む交通機能に関する課題や方向性を整理しながら検討を進めているところです。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

金光議員。

［13番　金光一誠　議員　登壇］

○金光一誠　議員

まだ漠然とした感じがしますので、このことについては引き続き検討をお願いしたいと思っております。

２回目の質問をします。

グランドデザインの目標達成に向けて、次年度以降も官民が話合いを続けるための期間、連携会議などの創設について必要ではないかと思うところでございますが、その見解をお尋ねします。

○有働辰喜　議長

森建設部長。

［森賢治　建設部長　登壇］

○森賢治　建設部長

御質問にお答えいたします。

本計画の推進におきましては、行政が単独で進めるのではなく、豊前街道周辺をはじめとする中心市街地の事業者や住民をはじめとした関係者の皆様とビジョンを共有し、一体となった推進体制を構築していくことが不可欠と考えており、それぞれが役割を担いながら、主体的にまちづくりに取り組むことができる組織づくりを目指してまいります。

また、計画策定をゴールとせず、事業の進行管理と成果の検証・評価を定期的に行い、社会情勢の変化や地域のニーズに応じて柔軟に見直し・改善を図る、いわゆるＰＤＣＡサイクルを取り入れます。

そのため、令和８年度中の完成に向けた検討を進めるとともに、計画を効果的で実効性の高いものとするための体制づくりもグランドデザインの重要な事業の一つとして位置づけ、持続可能で魅力的なまちなかの実現を目指して取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

金光議員。

［13番　金光一誠　議員　登壇］

○金光一誠　議員

この計画は20年後を見据えた計画となりますので、まちづくりの計画が総花的な文言の整理に終わってほしくありません。アクションプランについては、諸般の事情により全てが達成できるとも思っておりません。将来の子供たちが山鹿に住みたいと思える、そして、希望の持てるまちなかグランドデザインが出来上がることを期待するところです。

最後に、物産館の運営方針について質問をします。

本市には、菊鹿町のあんずの丘に農産物直売所あぷりぃが、そして鹿央町に鹿央生産物直売所が、鹿北町に小栗郷が、そして鹿本町に水辺プラザかもとがあり、市が所有している４つの農産物直売所、物産館があります。少し多いような感じがしますが、これまで地域の特徴を捉え、農産物の販売等を主に行いながら地域経済の活性化に寄与してきたことに対し、大変ありがたく感謝するところです。

しかし、時の流れは速く、社会経済状況も変化し、物産館の老朽化による修繕等の維持費増加、近隣にできた農産物直売所との競合による売上げ減少、そしてコロナへの対応などにより、第三セクターの運営にも支障を来していると考えるのは私だけでしょうか。

今回は、開会日当日に報告のあった株式会社鹿本町振興公社と株式会社小栗郷の２つに絞り、今後の運営方針について質問をいたします。

令和７年度の損益計算書から、水辺プラザ、小栗郷、どちらの営業利益も1062万1000円と1899万円の赤字となっており、非常に厳しい経営状況にあり、救いは、指定管理料によりどうにか黒字決算となっている状況にあります。令和８年度の事業計画を見ても、指定管理料に頼った事業計画となっているのが現状です。

また、主要施策の成果に関する説明書から、令和７年度の決算額は、水辺プラザかもとが2520万2000円、うち指定管理料1070万5000円、小栗郷が4719万9000円、うち指定管理料2231万3000円、合計7240万1000円の一般財源が投入されており、これから先も改修・修繕費を含んだ多額の財源が必要になるかと考えるところです。

２つの施設ともオープン来30年近くになりますので、温泉施設のある水辺プラザかもとは、さらに投資が必要になるかと推測するところです。早急な対策が望まれます。

そのような状況を踏まえ、１回目の質問をします。

令和８年度はまだ実績が出ませんので、令和４年度から、先ほど申しました令和７年度までの４年間に投入した金額について、指定管理料も併せ、お尋ねをします。

○有働辰喜　議長

園田農林部長。

［園田和雄　農林部長　登壇］

○園田和雄　農林部長

御質問にお答えいたします。

令和４年度から令和７年度の４年間に各施設の維持管理に要した項目及び経費について、まず、水辺プラザかもとにつきましては、指定管理料約8200万円、修繕料約800万円、工事請負費約9500万円、総額１億8500万円を支出しております。

次に、道の駅小栗郷につきましては、指定管理料約9800万円、修繕料約40万円、工事請負費約4200万円で、総額１億4040万円を支出しております。

これらの施設は、地域住民の利便性向上や観光振興といった重要な役割を担っており、適切な維持管理を行うことが地域経済の活性化にも大きく寄与するものであるため、必要な経費であったと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

金光議員。

［13番　金光一誠　議員　登壇］

○金光一誠　議員

２つの物産館の投資した金額を合わせますと、４年間で総額３億2540万円、年平均8000万円以上が山鹿市から投入されております。営利目的のためだけに造った施設ではありませんが、施設を所有する市としても、公共施設管理計画の中で対策が必要な施設ではないでしょうか。

２回目の質問に移ります。

６月の一般質問で、山下議員が、次期指定管理者の募集方法について質問され、答弁では、非公募から公募により実施すると答弁がありました。聞くところによると、次期の指定管理者の公募が始まったとのことです。

これを聞いて、いつまで物産館の指定管理を続けていくのか、民営化への移行はどうなっているのか疑問を抱いたところです。

話を遡って、四、五年前の一般質問の答弁を思い起こしますと、令和３年に冨丸議員が第三セクターの考え方について質問をされており、市長は、平成20年に策定した第三セクターの自立経営を図るための措置に関する方針の中で、第三セクターの経営改善をするとともに、事業体の連携、再編、統合等を検討し、自立経営を図りながら、最終形態として、完全民営化を目指していくこととするが、コロナ禍の影響もあり、民営化に移行するには若干の時間を要すると答えておられます。

また、令和４年９月に第三セクターの改革の進め方について私が質問をしており、市長は、大変厳しい経営状況となっているが、前回と同じく、最終形態として、完全民営化を目指すこととしていると言われております。

さらに、市長は、水辺プラザかもと、小栗郷は、経済面、地域振興、観光面の影響が大きく、今後も維持すべき施設であると言われています。このことについては私も同感であります。

このように、市の方針は、早い時期から、物産館の形態を維持しながら、民営化へ移行する方針は決定しているということでございます。

そこで２回目の質問をします。

早田市長答弁から５年が経過しております。

１点目、民営化に向け、どのような整理を行ってきたのか。

２点目、２つの物産館について、譲渡や売却目的でこれまで相談があったのか、お尋ねをします。

○有働辰喜　議長

園田農林部長。

［園田和雄　農林部長　登壇］

○園田和雄　農林部長

御質問にお答えいたします。

本市の第三セクターの将来の方向性につきましては、以前より民営化を目指すことを基本方針としております。過去の一般質問におきましても、安定した一定水準の自立経営が見込めることを前提条件として、最終形態として完全民営化を目指す旨を答弁してきたところでございます。

民営化の実現には、企業としての自立経営が必要不可欠であるとの認識から、市といたしましても、これまで経営改善に向けた指導・助言を継続して行ってきたところでございます。しかしながら、近年の第三セクターを取り巻く環境は厳しさを増しており、近隣における類似施設との競争に加え、コロナ禍による来場者数の激減後も完全な復活が見られず、現時点では民営化には至っておりません。

また、既存施設を活用した新たな取組や事業実施に対する問合せもいただいてお

りますが、具体的には進展していないという状況でございます。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

金光議員。

［13番　金光一誠　議員　登壇］

○金光一誠　議員

私の質問と、ただいま部長が答弁された内容そのものに、私は大きな差異を感じていますので、少し整理しますと、市の考え方は、第三セクターの経営改善に向け指導・助言を行い、第三セクターを民営化するのが最終目的となっており、一定水準の自立経営が見込めたら完全民営化に移行する方針であります。一体誰が指導・助言を行うことができますか。部長さんですか。課長さんですか。これまで誰が行ってきましたか。できていないのが実情で、このことは片手間ではできません。

また、一定水準の自立経営とは、営業利益の赤字を解消できれば民営化に移行できるということなのか、判断に迷うところで、自立経営ができれば、第三セクターをわざわざ民営化にする必要はありません。

私の民営化に対する考え方は、物産館に投資する市の投資額をなくすことにあり、経済を活性化させるノウハウを備えた民間の業者に有償、無償譲渡にかかわらず売却することにあります。このことにより、施設に係る維持管理費、指定管理料などの市の投資額はなくなり、財源を他の農業振興などの事業に活用することにより、新たな農業の振興にもつながると思うところです。加えて、市税の増収にもつながります。

それから、譲渡や売却目的での相談についてはあったけれども、具体的には進展しないということですが、答弁のとおり、考え方が違い過ぎ、民営化が進まない謎が解けました。

そこで、３回目の質問をします。

今後、民営化に向けた取組をどのように進めていくのか、お尋ねをします。

○有働辰喜　議長

園田農林部長。

［園田和雄　農林部長　登壇］

○園田和雄　農林部長

御質問にお答えいたします。

民営化を進めるに当たり、まず企業としての自立経営の確立が必要不可欠であり、現段階においては最も重要な前提条件であると認識しております。

市といたしましては、経営改善に向けた指導・助言を継続するとともに、一定水

準の自立経営が確認できた段階において、具体的な民営化の手続へ進む方針でございます。

また、民営化を見据えた今後の取組としては、国・県との協議や土地・建物等の鑑定評価の実施、さらには隣接地との境界確定等の協議などを慎重かつ計画的に進めてまいります。

第三セクターの民営化は、本市における極めて重要な政策課題であります。施設の設立経緯や地域住民の皆様への影響を十分に配慮しながら、安定した自立経営の実現を目指し、引き続き取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

金光議員。

［13番　金光一誠　議員　登壇］

○金光一誠　議員

答弁内容が２回目と変わりません。第三セクターを民営化させる方針と受け止めました。

今の現状はどうかというと、８月24日に４つの物産館の次期指定管理者の受付が始まっており、募集要項を見てみると、水辺プラザかもとの指定管理料の基準価格は、年1070万5000円から1980万円に、909万5000円の増、３年間総額5940万円。小栗郷は2231万3000円から2460万1000円に、228万8000円の増、３年間総額7380万3000円が設定されており、さらに、市の持ち出しが増える指定管理料に設定をされております。

指定期間中、あれだけ管理料の見直しをしなかったのが、水辺プラザに至っては900万円もの増額になっており、どのような考え方で設定してあるのか分かりません。

そもそも、第三セクターを民営化するのであれば、これまでの非公募から公募方式に変更する必要はなく、指定管理者の募集もなくて済みます。さらに、今回のように公募で募集をかければ、企画力、運営能力、資金力のある事業者が選定された場合には、第三セクターの民営化もできず解散することになります。ちぐはぐに思えて仕方ありません。

物産館の民営化に向けた取組について、早田市長、どのように進めていかれるのか、再度お伺いをします。

○有働辰喜　議長

早田市長。

［早田順一　市長　登壇］

○早田順一　市長

本市の物産館は、その運営が地域住民の皆様や利用者の方々に与える影響を十分に考慮する必要があると認識しております。

しかしながら、財政面や施設の将来的な在り方については、本市が抱える極めて重要な課題であり、これに対応するためには、自立経営の確立を図ることが必要不可欠です。

このため、最終的には完全民営化を目指すという方針の下、今後は、民間主導による形態への移行についても慎重に検討し、計画的な取組を進めていくことが重要であると判断しております。

その際には、地域住民の皆様への影響を十分に配慮しながら、計画性を持って対応を進める所存でございます。

本市における物産館の今後につきましては、市民の皆様とともに課題の解決に向き合いながら、しっかりと取り組んでまいります。

○有働辰喜　議長

金光議員。

［13番　金光一誠　議員　登壇］

○金光一誠　議員

今、市長が答弁されましたけれども、１つ目に、自立経営ができたなら第三セクターを完全民営化にするということですが、完全民営化にできたとしても、建物は市の持ち物として残りますので、老朽化した物産館の維持管理費は継続していくことになります。

２つ目に、地域住民の皆様や利用者への影響を心配しておられますが、自立経営ができたら、完全民営化にする必要はありません。

市長は、前回の答弁で、水辺プラザかもと、小栗郷は、経済面、地域振興、観光面への影響が大きく、今後も維持すべき施設であると言われているように、先ほども言いましたが、私も同感です。財政面が大きな課題ですので、財政面をクリアしながら、そして、今ある施設の営業形態を維持しながら民営化に移行していくことが重要で、例えば一つの提案です。水辺プラザかもとについては、物産販売、温泉施設、宿泊施設などの営業形態、そして従業員も引き継ぎ運営してくれる民間の事業者を募集し、民営化に移行する方法、そのためには、無償譲渡が条件になりますが、補助金適正化法に関わる補助金の免除申請を行い、要件をクリアすれば補助金の返還はなくなる対策が講じられていますので、このような手法を利用して民営化に移行することもできるのではないかと考えるところです。パソコンで答えるなら、古くなったパソコンは使えません。常にインストールするか、バージョンアップす

ることが必要で、視点を変えた考え方もすべきかと思っております。くしくも、山鹿市には、菊鹿町農産物直売所あぷりぃの事例があります。第三セクターはなくなっても物産館は継続して今も運営されております。扉を広く開けて対応していただくよう、早田市長にお願いし、私の一般質問を終わります。

○有働辰喜　議長

以上で、金光議員の一般質問は終了いたしました。

――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――

散　会

○有働辰喜　議長

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後３時07分　散会

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

９月９日（水曜日）

令和８年（第５回）山鹿市議会９月定例会会議録

議　事　日　程（第４号）

令和８年９月９日（水曜日）午前10時開議

第１　一般質問

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

発言通告

１．隈部賢治

（１）有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）の検出に伴う行政の対応について

（２）これまでの焼却施設について

２．古家茂臣

（１）市内２か所の道の駅の指定管理の現状と今後の方針について

３．芋生よしや

（１）介護保険保険者努力支援交付金について（認知症総合支援）

（２）防災対策・支援について

４．勢田昭一

（１）障害者雇用について

（２）文化財保護と市立博物館の再整備について

５．高橋龍一

（１）湯の口ため池・井手の世界かんがい施設遺産登録について

（２）公営住宅の包括管理について

（３）学校給食について

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

出席議員（20名）

１番	工　藤　彩友美
２番	北　原　和　智
３番	髙　松　佳　美
４番	小　林　文　江
５番	古　家　茂　臣
６番	永　田　壮　拡

7番	原　　芳　郎
8番	隈　部　賢　治
9番	高　橋　龍　一
10番	豊　田　新二郎
11番	山　下　誠　治
12番	古　川　和　博
13番	金　光　一　誠
14番	松　見　真　一
15番	小　川　榮　二
16番	芋　生　よしや
17番	勢　田　昭　一
18番	有　働　辰　喜
19番	服　部　香　代
20番	永　田　紘　二

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	早　田　順　一
副市長	阿蘇品　貴　司
教育長	堀　田　浩一郎
総務部長	功　能　宇　治
総務部首席審議員	永　田　健　一
市民部長	鬼　塚　敦　夫
福祉部長	原　　幸　徳
農林部長	園　田　和　雄
商工観光部長	新　堀　竜一郎
建設部長	森　　賢　治
教育部長	田　上　博　之
消防本部消防長	黒　田　武　徳
市民部次長	堀　　拳　也
福祉部政策審議員	川　上　高　博
建設部政策審議員	大　和　由　奈
教育部首席教育審議員	黒　木　幸　博
市民医療センター事務部事務次長	甲　斐　通　博
防災監理課長	山　部　玲　史

福祉課長	小林正和
長寿支援課長	北原敬年
農業振興課長	佐伯勝徳
農村整備課長	福島光浩
都市整備課長	豊田隆一郎

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

事務局職員出席者

議会事務局長	中村武志
書記	服部隆文
書記	竹丸泰行

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前10時00分　開議

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

○有働辰喜　議長

改めまして、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

日程第１　一般質問

○有働辰喜　議長

日程第１、昨日に引き続き、一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。隈部賢治議員。

［８番　隈部賢治　議員　登壇］

○隈部賢治　議員

皆さん、おはようございます。

議席番号８番、隈部賢治です。

発言通告に従い、一般質問を行います。一問一答にてお願いをいたします。

前回、６月定例会の一般質問におきましても、鹿央地区で有機フッ素化合物、いわゆるＰＦＡＳが検出された問題について取り上げ、質問をいたしました。

この問題は単に水質の問題にとどまるものではありません。地域住民の皆様にとって毎日の生活に欠かすことのできない飲み水の安全性、さらには健康への影響、そして、これからも安心してこの地域で暮らしていけるのかという、生活そのものに関わる大きな問題であります。

実際に鹿央地区の住民の皆様からは、飲み水に対する不安や健康の影響を心配する声、また、今後市としてどのような対応をしていくのか分からないことへの不安の声が寄せられております。

前回の一般質問では、こうした住民の皆様が抱えておられる不安を踏まえ、市の対応についてお尋ねをいたしました。

しかし、この問題については、まだ住民の皆様の不安が解消されたとは言えない状況にあります。そこで、今回はＰＦＡＳ問題について引き続き確認するとともに、これまでの市の対応、今後の調査や情報提供、そして地域住民の皆様が安心して生活できる環境をどのように確保していくかについて、改めて市の考えをお尋ねいたします。

前回の答弁では、令和５年度から令和７年度までの３年間で、自治公民館の飲用井戸15か所についてＰＦＡＳの検査を実施され、また、ＰＦＡＳが検出された飲用井戸から半径500メートルの範囲である飲用井戸について、熊本県と連携をして採

水調査を実施されたと示されました。

さらに、原因究明に向けた取組の一環として、調査を実施した世帯に対し井戸の深さなどを把握するアンケート調査を行い、地元からの要望に応じた説明会を開催し、住民の皆様から質問や要望、意見を聴取されているとのことでした。しかし、住民の皆様にとって最も重要なのは、調査を実施することだけではなく、そこで寄せられた不安や意見、要望を行政がどのように受け止め、今後の対策や生活の安心につなげていくのかということではないでしょうか。

市として、これまで実施されたアンケート調査や説明会等を通じて、地域住民からどのような意見や要望が寄せられていると認識されているのでしょうか。また、アンケート調査の結果や住民から寄せられた意見・要望について、今後、住民の皆様へどのような形で結果を説明し、その声をどのように今後のＰＦＡＳ対策に反映していかれるのでしょうか。

鹿央地区の住民の皆様が現在の状況を正しく理解し、将来にわたって安心して生活できるようにするためにも、調査結果や住民の声を行政として共有し、今後の具体的な対応につなげていくことが重要だと考えます。

市として、住民の皆様が安心して暮らし続けることができ、「健幸になれるまち」の実現に向け、今後どのように取り組んでいかれるかお尋ねをいたします。

○有働辰喜　議長

これより執行部の答弁を求めます。鬼塚市民部長。

［鬼塚敦夫　市民部長　登壇］

○鬼塚敦夫　市民部長

御質問の、まずアンケート調査の結果についてお答えいたします。

飲用井戸の利用状況及び浄水器の設置意向について、基準値を超過した134世帯のうち86％に当たる116世帯から回答をいただきました。

その結果、井戸水をそのまま飲用水として利用していると回答された世帯が37世帯、既に浄水器を設置している、ウオーターサーバーや市販のペットボトルを購入している、または、湧水地で水くみをしていると回答された世帯が79世帯でした。

なお、浄水器の設置意向については、14世帯の方が早急に設置する、74世帯の方が設置を検討していると、合計88世帯の方から回答をいただきました。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

隈部議員。

［８番　隈部賢治　議員　登壇］

○隈部賢治　議員

それでは、次の質問に移ります。

浄水器設置に向けたメーカーによるプレゼンテーションについてお尋ねをいたします。

先ほどの質問にもありましたように、市ではＰＦＡＳが検出された地域の住民から浄水器設置についての要望が多く寄せられたことを受け、５月20日に浄水器メーカー６社によるプレゼンテーションを開催されたとのことでした。

このプレゼンテーションは具体的にどのような目的で開催されたのか。住民の皆様がそれぞれの浄水器の性能やＰＦＡＳへの対応、設置費用、維持管理などについて比較検討し、御自身の判断で浄水器を選択できるようにすることが目的だったのか、あるいは、市として一定の基準を設け、その基準を満たす浄水器を住民に示すことが目的だったのか。

また、プレゼンテーションについては仕事や用事、その他様々な事情により、当日参加することができなかった住民の方もいらっしゃるのではないかと思います。参加できなかった方に対し、当日の各メーカーの説明内容や浄水器の性能、ＰＦＡＳ除去能力、それから費用、維持管理などの情報について、市としてどのような方法で情報提供されるのか。さらに、浄水器の設置を希望される住民の方が十分な情報を得た上で安心して選択できるよう、プレゼンテーションの資料や各メーカーの比較資料など、後からでも確認できるような対応をされるのか。

ＰＦＡＳの問題については、住民の皆様が自分の健康や生活に関わる問題として大きな不安を抱えておられます。だからこそ浄水器の設置についても、参加できた方と、できなかった方との間で情報格差が生じることのないよう、全ての住民の皆様に公平に情報提供することが重要だと考えます。

市としてプレゼンテーションの開催目的と、その内容を住民の皆様へどのように情報提供し、安心して浄水器を選択できる環境をどのように整えていかれるのか、お尋ねをいたします。

○有働辰喜　議長

鬼塚市民部長。

［鬼塚敦夫　市民部長　登壇］

○鬼塚敦夫　市民部長

御質問にお答えいたします。

今年４月中旬に行った地元説明会の中で浄水器について多数の質問がありました。そこで、県内外の浄水器メーカーへ依頼し、各社の品質の紹介をしてもらい、住民の方が浄水器の性能と費用、維持管理等について確認され、浄水器設置の判断材料とされることを目的とした、６社によるプレゼンテーションを鹿央市民センターで

開催いたしました。

そのプレゼンテーションの後、ＰＦＡＳの基準値超過が判明した下原公民館の蛇口に６社の浄水器を設置し、それぞれの水質検査を行い、その結果について各世帯へ配布しております。

プレゼンテーションに来られなかった方への対応ですが、各世帯へ６社の性能検査結果一覧表を配布しております。また、希望される方には各社のパンフレットを配布しております。

環境課へ直接相談があった場合は、丁寧に説明を行っております。

なお、プレゼンテーションの開催日時につきましては、浄水器メーカーと対象地区の区長様と協議をし、決定したものです。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

隈部議員。

［８番　隈部賢治　議員　登壇］

○隈部賢治　議員

それでは、次の質問に移ります。

浄水器設置補助額の決定根拠と、補助申請期間についてお尋ねをいたします。

前回の一般質問において、浄水器設置補助金について質問をした際、市から現在の補助制度はＰＦＡＳに対応したものではなく、硝酸性窒素など水質項目も含め、今後、補助制度について改めて内部で検討していくとの答弁がありました。

今回、鹿央地区のＰＦＡＳ問題を受け、住民の皆様から浄水器設置への要望が出され、市として補助制度を活用して支援されることになったことについては、住民の不安を少しでも軽減するための対応として理解をしております。

しかしながら、住民の皆様が安心して浄水器を設置するためには、補助制度の内容について、なぜこの金額なのか、どこまで市が支援するのかを明確にする必要があります。

現在の補助制度では、浄水器の設置費用の２分の１、上限10万円とされていますが、この２分の１、上限10万円という補助額は、どのような根拠や考え方に基づいて決定されたのか。実際には、ＰＦＡＳの除去に対応した浄水器の中には設置費用が10万円を大きく超えるものもあります。例えば、25万円の浄水器を設置した場合、２分の１であれば12万5000円となりますが、上限が10万円であるため、住民の負担は15万円となります。

さらに、浄水器の設置後、ＰＦＡＳを除去するためのフィルターの消耗品交換や修理、更新など継続的な費用も発生いたします。また、浄水器設置後の水質検査に

ついても購入者の負担とされているとのことですが、こうした費用まで住民が負担することとなると、実際に住民が負担する金額は浄水器本体の購入費だけではありません。

この10万円という上限額は、実際のＰＦＡＳ対応浄水機能、価格や設置後に必要となる維持管理費、水質検査費用なども考慮した上で決定されたものなのか、また今後、浄水器のフィルター交換や修理、更新にかかる費用について補助の対象とする考えはないのか。さらに、浄水器設置後の水質検査について、なぜ購入者の負担とされているのか。

市がＰＦＡＳ対策として浄水器の設置を支援するのであれば、設置後に本当にＰＦＡＳが除去され、安全な水になっているのかを確認することも、行政として重要な役割ではないかと考えます。水質検査についても、市が実施する、あるいは少なくとも補助対象とするなど、住民の負担を軽減する考えはないのか。また、ＰＦＡＳだけではなく、今回の調査では硝酸性窒素など、他の水質項目についても住民の不安はあります。

前回の答弁では、硝酸性窒素なども含めて補助制度を改めて検討するとのことでしたが、ＰＦＡＳと硝酸性窒素が同時に検出された場合には、両方の物質を除去できる浄水器が必要になる場合もあります。その場合、除去する機能が増えることで浄水器の価格も高くなることが考えられます。

補助額についてどのように対応されるのか。今回、補助制度について、住民の方が浄水器を設置しようと思っても、仕事や家庭事情でメーカーの比較検討などに時間がかかり、申請期間内に判断できない場合も考えられます。

また、ＰＦＡＳの原因究明には時間を要するとの市の答弁もありました。

そうした中で住民の皆様が安心して生活するために、浄水器の設置を希望される場合、補助金の申請期間をどのように設定されているのか、申請期間を過ぎた場合には補助を受けることができなくなるのか、また、今後、水質検査や原因究明の状況によって補助制度の期間を延長するなど、柔軟に対応する考えはあるのか。

ＰＦＡＳの問題は一時的な問題ではなく、住民の皆様が将来にわたって安心して生活できるかどうかに関わる問題です。原因究明には時間がかかるとのことでありますから、その間、住民の皆様が安心して飲み水を確保できるよう、補助制度についても実情に応じた柔軟な対応が必要だと考えます。

そこで、市として今回の浄水器設置補助について、補助額の設定、維持管理費や水質検査への支援、補助対象となる水質項目、そして申請期間について、今後、どのように見直し、住民の負担を軽減していかれるのか、市の考えをお尋ねいたします。

○有働辰喜　議長

鬼塚市民部長。

［鬼塚敦夫　市民部長　登壇］

○鬼塚敦夫　市民部長

御質問の浄水器設置補助額の決定根拠と補助申請期間についてお答えいたします。

現行の山鹿市浄水器設置補助金交付要綱は、合併前の菊鹿町フッ素除去機設置補助金交付規則、それと、鹿央町ヒ素及び硝酸性窒素除去装置設置補助金交付要綱、これらを基にしたものであります。

国の示す水質基準を超過した飲用井戸に設置する浄水器の購入に係る費用を補助するものです。

なお、この水質基準に、令和８年４月１日、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡが追加されており、改めて山鹿市浄水器設置補助金交付要綱の補助対象となるものとして、ヒ素及びその化合物、フッ素及びその化合物、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、これらに加え有機フッ素化合物を指定しております。

６月の定例会一般質問において、補助金についてＰＦＡＳに対応したものではない、硝酸性窒素も含め、内部で検討すると答弁いたしましたが、以上の経緯から、現要綱でそれぞれに対応をしております。

次に、補助額10万円の根拠につきましては、当時、浄水器１台当たり20万円程度という見積りだったことから、その半額の10万円としたと聞いております。

今回、５月のプレゼンテーションに参加した６社の浄水器の購入設置費の平均額は20万円ほどでした。また、補助対象経費は浄水器の購入費のほか、新たに設置に係る工賃及び水質検査費用も対象としております。

また、プレゼンテーション時の水質検査では、ＰＦＡＳと硝酸性窒素の検査を同時に行い、６社のうち４社が２つの物質とも基準値以下の数値となっております。その結果につきましても、対象世帯へ配布した性能検査結果一覧表にて公表しております。

なお、山鹿市浄水器設置補助金の申請手続につきましては、令和８年度予算分については８年度中、受付を行いますが、年度内に設置が完了し、水質検査に合格したものが補助金の対象となります。また、次年度以降につきましても同様に対応する予定としております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

隈部議員。

［８番　隈部賢治　議員　登壇］

○隈部賢治　議員

ただいまの答弁では、現行の山鹿市浄水器設置補助金交付要綱、これは合併前の平成13年、菊鹿町で制定されて、それから平成15年、鹿央町で制定されたものに基づいて決められたことだというふうに思います。

平成13年となりますと、25年前になります。合併前の25年前を基準にされるのは随分無理があるのではというふうにも思います。

全国的な物価高騰が続く中、山鹿市においても今年度の予算や各種事業について物価高への対応という言葉が多く聞かれる中、補助金が10万円は本当に適正なのか。そして、水質検査費用も含めることとなれば、例えば水質検査費用が５万円かかるとなると、浄水器設置費用は５万円の補助にしかなりません。そして、浄水器設置費用20万円、水質検査費用５万円で、水質検査に合格しなければ補助金の対象とならないとなれば、25万円の自己負担となります。その上、飲用水としても使用できない状況になります。

不安を抱えている住民の方に対して、行政が支援するどころか経済的な負担をさらに重ねることになってしまいます。結果として、二重、三重に負担を負わせる制度になってしまいます。これは再度、検討していただければというふうに思います。

この質問の最後に、有機フッ素化合物ＰＦＡＳが検出された原因、調査方法と進捗状況についてお尋ねをします。

今回、鹿央地区においてＰＦＡＳが検出されたことで、地域住民の皆様は、なぜこの地域の井戸水からＰＦＡＳが検出されたのか、どこから流入したのか、今後もＰＦＡＳが検出され続けるのではないかと、大きな不安を抱えておられます。

これまでの答弁では、熊本県と共同でＰＦＡＳの数値が超過した周辺地域への聞き取り調査や、飲用井戸の深さなどを調査し、原因究明に努めていくとのことでありました。また、ＰＦＡＳが検出された飲用井戸から半径500メートル範囲にある井戸について採水検査を行い、さらに調査を実施した世帯に対して井戸の深さなどを把握するアンケート調査も実施されたとのことです。

まず現在、市と熊本県が行っているＰＦＡＳの原因調査について、具体的にどのような方法で調査を進めているのか。井戸の深さや水質の調査だけではなく、地下水の流れや地形、周辺の土地利用、過去の事業活動など、ＰＦＡＳがどこから、どのような経路で地下水に入り込んだかを特定するための調査も行っているのでしょうか。

また、これまでに実施された水質検査や井戸の深さの調査、住民への聞き取り調査などから、現時点でＰＦＡＳが検出された原因について、市として何らかの可能性や見解を持っておられるのか。

次に、原因調査の進捗状況については、これまでにどの範囲で、何か所程度の調査を実施し、その結果どのようなことが分かっているのか。

また、現時点では原因の特定には至っていないのであれば、今後、どのような調査を追加し、原因究明を進めていかれるのか。

原因究明には時間がかかるとの答弁がありましたが、住民の皆様にとっては時間がかかるという説明だけでは、いつまで不安を抱え続けなければならないのか分からないというのが実情ではないでしょうか。

そこで、市として原因調査について今後の具体的なスケジュールや次の段階の調査をどのように考えておられるのか、さらに重要なのは、原因を調査するだけではなく、その調査結果を地域住民の皆様に分かりやすく説明することだと考えます。調査の途中段階であっても、現在どこまで分かっているのか、何が分かっていないのか、今後、何を調査するのかについて、住民の皆様に適切に情報提供することが不安の解消につながるのではないでしょうか。

市としてＰＦＡＳが検出された原因について、熊本県とどのように連携して調査を進め、その進捗状況や調査結果を地域住民の皆様へどのように説明をしていかれるのか。

ＰＦＡＳの問題は、単に水質基準を超えたかどうかだけでの問題ではありません。そこに暮らす住民の皆様が、この水は大丈夫なのか、これからもここで安心して暮らしていけるのかという不安を抱えていることも、最も重要な問題であると考えます。原因を明らかにし、その結果を住民の皆様と共有し、必要な対策を講じることによって、初めて住民の皆様の安心につながるものと考えます。

最後に、市として鹿央地区のＰＦＡＳ問題について、原因究明をどこまで進め、今後どのような調査と対策を行い、地域住民の皆様が安心して暮らし続けることができる健幸なまち山鹿を実現していかれるのかを、お尋ねをいたします。

○有働辰喜　議長

鬼塚市民部長。

［鬼塚敦夫　市民部長　登壇］

○鬼塚敦夫　市民部長

御質問の、ＰＦＡＳが検出された原因、調査の方法と進捗状況についてお答えいたします。

熊本県環境保全課の職員と同行し、８月までに対象地区内の事業所を訪問し、産業形態や有機フッ素化合物、消火器の使用状況、排水の状況等について聞き取り調査を実施しております。

しかしながら、今回の調査ではＰＦＡＳ検出の要因と考えられる事業所はござい

ませんでした。

御指摘にありました地下水の流れや地形等については、専門性の高い調査となることから、引き続き、熊本県と協議し、検討してまいります。

調査の進捗状況ですが、今回の調査数値と範囲内で行っており、原因の特定には至っておりません。調査結果が判明次第、住民の皆様への説明を行う予定としております。

今後、土壌・水質の調査を実施する予定としております。対象地域の住民の方の敷地・所有地での採取を行う場合もございます。その際は改めて依頼を行います。何とぞ調査に御理解、御協力をいただきますようお願いいたします。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

隈部議員。

［８番　隈部賢治　議員　登壇］

○隈部賢治　議員

それでは、２番目の質問に移ります。

これまでの可燃物焼却場の移転の経緯と、クリーンセンターが10年間延長して使用されることになった経緯についてお尋ねをいたします。

山鹿市における可燃物焼却場については、これまで幾度か施設移転や更新が行われてきたと認識をしております。そこでまず、鹿央地区にあった可燃物焼却場のこれまでの経緯について確認させていただきます。

以前、鹿央地区の市民センター前に可燃物焼却場があったと聞いておりますが、あそこから鹿央福祉センター横への可燃物焼却場を移転することになった経緯について、当時、なぜ移転が必要になったか、また、移転先として現在の鹿央福祉センター横の場所が選定された理由は何だったのか。また、施設の建設や移転に際し、地域住民への説明や合意形成をどのように行われたのか。また、鹿央福祉センター横に設置されていた可燃物焼却場から、現在の川辺にある環境センターへ移転することになった経緯について。この移転についても施設の老朽化や処理能力、周辺環境への影響、将来的なごみ処理体制など、様々な理由があったものと考えます。

そこで、鹿央福祉センター横の焼却場を廃止し、川辺の環境センターへ移転・集約することになった具体的な理由と、その際にどのような検討が行われたのか。

また、現在の環境センターを整備するに当たり、鹿央地区を含む関係地域に対してどのような説明や協議が行われたのか。

さらに今回、特に確認したいのが、鹿央福祉センター横のクリーンセンターについてです。当初計画では施設の使用を終了する予定であったにもかかわらず、その

後、10年間を延長して使用することになったと認識しております。

そこで、この10年間の延長が決定された経緯について、なぜ当初の予定どおり廃止するのではなく、10年間延長して使用する必要が生じたのか。また、10年間という延長期間はどのような根拠や基準によって決定されたのか。

旧クリーンセンターと現在の環境センターとの処理能力や処理方法の違いについては、施設が更新・移転されたことによって、旧施設と現在の施設では処理能力や処理できるごみの種類、排ガス処理などの環境対策について具体的にどのような違いがあるのか。特に、現在の施設では、旧施設と比較して処理能力や環境への負荷を軽減するための設備・技術がどのように向上しているのか。

また、旧クリーンセンターにおいてはプラスチック類を焼却していた時期があったのではないかと認識をしております。そこで、旧施設にはプラスチック類を焼却する際に発生する可能性があるダイオキシン類などの有害物質について、適正に処理、排出抑制するための設備や能力が整えられていたのか。

また、上水道施設では水道水浄化処理のために活性炭が使用されていたと思いますが、山鹿市では浄水処理に使用した活性炭を最終的にどのような方法で処理・処分されているのか。

可燃物焼却場については、単にごみを処理する施設というだけではなく、地域住民の生活環境や健康、さらに地域の将来のまちづくりにも関わる重要な施設であります。特に、鹿央地域では現在、ＰＦＡＳの問題について地域住民の皆様から大きな不安の声が上がっております。もちろん、現在、ＰＦＡＳの検出と過去の焼却場の存在との因果関係については現時点で明らかになっているものではありません。

地域住民の皆様からすれば、過去にどのような施設があり、どのような経緯で移転し、どのくらいの期間使用されていたのか。また、その施設はどのようなごみ処理をされ、どのような処分方法が取られていたのかということを正確に知るのは、不安を解消するためにも非常に重要なことだと考えます。

今回の質問は、これまでの可燃物焼却場の移転の経緯と、クリーンセンターが10年延長して使用されることになった経緯についてをお尋ねいたします。

○有働辰喜　議長

鬼塚市民部長。

［鬼塚敦夫　市民部長　登壇］

○鬼塚敦夫　市民部長

御質問の焼却施設の稼働期間と、現在の環境センターを整備した経緯につきまして、お答えいたします。

鹿央町にあった焼却施設の稼働期間は、現鹿央市民センター前の清掃センターが

昭和48年12月から平成４年３月までの18年４か月、次に、鹿央地域福祉センターに隣接するクリーンセンターが平成４年４月から平成31年３月までの27年間となっております。

この間、植木町を含めた１市５町による山鹿鹿本広域行政事務組合、合併により、名称変更になりますが、現在、山鹿植木行政事務組合になっております、行政組合で事務処理を行っております。

クリーンセンターにおいては、施設の使用期限を平成24年度末までとする、また、次の新たな焼却施設は鹿央町以外へ設置を検討する、これらが明記された協定書が締結されておりました。

そのような中、平成22年、植木町と熊本市が合併したことにより、新たな焼却施設は山鹿市単独で整備することとなりましたが、協定書で定められた使用期限内に建設することができないことから、山鹿市として使用期限の延長をお願いするなど協議を重ね、周辺地域の御理解により、クリーンセンターの使用期限を平成31年３月末までと延長する協定を締結いたしました。

その後、鹿央町以外の公有地及び公募による建設候補地について総合評価を行い、山鹿市石の市民スポーツセンターを最終的な建設予定地として決定し、環境センターとして平成31年４月から稼働しております。

なお、山鹿植木広域行政事務組合が管理していたクリーンセンターにおきましても、周辺環境への配慮として、周辺井戸の水質検査を定期的に実施され、施設の稼働による水質の影響はなかったと報告を受けております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

隈部議員。

［８番　隈部賢治　議員　登壇］

○隈部賢治　議員

今回はこれまでの可燃物焼却場の移転の経緯と、クリーンセンターを10年延長して使用することになった経緯について確認をさせていただきました。

これまでの可燃物焼却場の処理能力、処理方法、上水道施設で使用された活性炭の処理・処分方法については、今後、お尋ねをしていきたいというふうに思います。

地域住民の皆様が安心して暮らしていくためにも、過去の経緯を含め丁寧に調査をし、分かりやすく説明していただくことをお願い申し上げ、私の一般質問を終わります。

○有働辰喜　議長

以上で隈部議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、古家茂臣議員の発言を許します。古家議員。

［５番　古家茂臣　議員　登壇］

○古家茂臣　議員

皆さん、こんにちは。

議席番号５番の古家茂臣です。

通告に従って、道の駅指定管理の現状と今後の方針についてお聞きいたします。

私、この道の駅水辺プラザと、それから小栗郷、鹿北、どちらもよく行くのですけれども、特に小栗郷はかなり人が少なくなっているのと、お客さんの層が全然違うといいますか、小栗郷のほうは結構福岡ナンバーの車が止まっていて、こちらの水辺プラザはそこまでではないのですけれど、以前、５年、10年前に行っていた頃に比べるとかなり人が減っていて、自分自身が県職員時代に、銀座熊本館というアンテナショップに３年間、店長みたいな仕事をやっていたのですけれど、その思いがあるので、もっと人がたくさん来てくれればいいなと思いながら、今回、この道の駅２社について質問をさせていただくようにしました。

この指定管理というのは、地方公共団体が設置した公の施設の管理運営を、議会の議決を経た後に指定した団体に行ってもらうという、公の施設の管理方法です。2003年に地方自治法の改正でできた制度ですので、まだ20数年しかたっていないのですけれども、以前の管理委託制度ですと自治体や自治体の出資法人に委託先が限られていたので、今回、通常の株式会社であったりＮＰＯ法人、こういったところに委託できるようになったということで、背景には住民ニーズが非常に多様化しているというのと、効果的・効率的な対応ができるようにということで、さらに民間のノウハウを活用して行政サービスの向上を上げる、それと行政コストの縮減という目的でこの制度が始まっています。

本市では現在25件、31施設の指定管理があります。本日は今、申しましたとおり、水辺プラザと道の駅小栗郷、この２施設について質問させていただきます。

この２つは今申しましたとおり、道の駅、いわゆる地域振興の拠点として期待されて、第三セクターの株式会社鹿本町振興公社、それと、株式会社小栗郷が現在は運営に当たっております。

道の駅は全国に1,234か所ありまして、県内には何か所あるか分かりますか。38か所あります。天草とか菊池とか、天草は３社以上あるのですけれど、山鹿はその中でも２社あって、非常に期待されているこの２つの道の駅。一問一答で質問させていただきます。過去３年間の経営状況についてまずお尋ねいたします。

○有働辰喜　議長

これより、執行部の答弁を求めます。

園田農林部長。

［園田和雄　農林部長　登壇］

○園田和雄　農林部長

御質問にお答えいたします。

初めに、水辺プラザかもとの当期純利益につきましては、令和５年度が286万9000円の赤字、令和６年度が35万9000円の黒字、令和７年度が400万3000円の黒字でございます。

次に、道の駅小栗郷につきましては、令和５年度が1145万7000円の黒字、令和６年度が400万7000円の黒字、令和７年度が475万4000円の黒字でございます。

これらの金額は、いずれも施設運営に係る指定管理料を含んだ金額でございますが、過去３年間を比較しますと、経費の節減やイベント事業への取組などの成果により、経営状況は徐々にではありますが改善傾向でございます。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

古家議員。

［５番　古家茂臣　議員　登壇］

○古家茂臣　議員

今の御説明を聞けば、ずっと黒字で安心できるというふうに思いますけれども、実際は今おっしゃったとおり、指定管理料が入っていますから、いわゆる営業利益だけでですと逆に赤字なのですけれども、その点はまたこの後の、４番目の質問の中で詳しく触れます。

それで、２つ目の質問に移ります。

今年度、６月の定例会での一般質問で、今回のこの２社、水辺プラザ、それから小栗郷の指定管理については、従来、非公募だったのが今回は公募方式を取るとの回答があっています。

それで、現在の公募状況についてお尋ねいたします。

○有働辰喜　議長

園田農林部長。

［園田和雄　農林部長　登壇］

○園田和雄　農林部長

御質問にお答えいたします。

募集に係る申請書の受付期間を令和８年９月25日までと設定しているため、現時点での参加者数を確定することはできません。

今後、申請があった各団体からのプレゼンテーションを経て、候補者選定委員会

による審査会により指定管理者を決定していく運びとなります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

古家議員。

［５番　古家茂臣　議員　登壇］

○古家茂臣　議員

ただいま御答弁いただきましたとおり、本件に係る市の案内には、令和８年８月24日から９月２日までが、参加表明書というのをまず出してもらって、さらに９月11日、まだ先の話ですが、11日から９月25日までが申請受付の期間となっています。

したがって、まだ申請期間外ですので、今日現在ですね、だからもちろん、当然この参加表明書を出している企業は多分あるのでしょうけれども、まだ確定していないということで、そういうことですね。

ですから、そういうふうにして、やり方も参加表明書を出して、それからまた申込受付をして、その後にまたこのプレゼンテーションを経て、審査会で調べていくということになってます。ただ、今現在は公募状況が確定できないということですので、それは了解しました。

それでは、３つ目の質問に移ります。

指定管理料は、水辺プラザかもと、これが毎年約1000万円です。それから道の駅小栗郷の指定管理料、これが約2000万円。どちらもかなり大きな経費だとは思いますけれども、この指定管理料の算定方法におけるその経費の内訳、これについてお尋ねいたします。

○有働辰喜　議長

園田農林部長。

［園田和雄　農林部長　登壇］

○園田和雄　農林部長

御質問にお答えいたします。

指定管理料の算定につきましては、施設の管理運営に必要な経費を基に算定しております。その内訳は、人件費、清掃費、光熱水費、公園管理費等でございます。

また、物産館やレストランといった収益施設につきましては、販売経費に含まれる人件費や光熱水費、販売促進費等は一切含んでおりません。

このように、施設管理経費と販売経費を明確に区分することにより、施設運用における公的な役割と収益事業の分離を適切に行うことで、市民サービスの向上と効率的な運用の両立を図っているものでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

古家議員。

［５番　古家茂臣　議員　登壇］

○古家茂臣　議員

今、御説明いただきましたように、施設管理経費と販売経費、いわゆる公的な部分の経費と実際営業といいますか、それとを分けられるということで、そこを分類されているというのはよく分かったのですけれど、なかなかその経費の内訳までは、今、お聞きしていないので細かいことは分かりませんけれど、ただ私が言いたいのは、本来民間会社であれば、営業利益で会社の全ての経費を負担するわけです。これはもちろん三セクでやっていて、しかも道の駅ということですから、そういう事情はありますけれども、この両社のそういう計算書を見れば、営業利益だけを見れば両者とも赤字です。

水辺プラザのほうが約1000万円、それから小栗郷のほうが約2000万円。そして指定管理料もそれぞれ、水辺プラザのほうに約1000万円、小栗郷のほうに2000万円。要は営業利益の赤字の分が、たまたまかどうか分かりませんけれど、ちょうど同じぐらいの金額が指定管理料で入っています。ですから、これがなければもう赤字で、普通の民間会社ではなかなかやれないと思います。

さらに昨日、金光議員の質問に対しての答弁の中で、市は実際は指定管理料だけではなくて、工事請負費、こういったものも負担しています。

この２社に対して、昨日の執行部の御答弁の中で、過去４年間で３億2540万円、年にすると約8000万円の税金が投入されているわけです。

公園等、純粋に公的な施設の管理も含まれておりますから、一概にその金額だけで評価はできないのですけれども、ただ、やっぱりこれだけの金額をずっとこの２社に投入されているわけですから、今後、このままこの指定管理を維持されるのか、それとも民間移譲等、いわゆる民間へ売却するという意味ですね、具体的に言えば、それも検討していかれるのかをお聞きいたします。

○有働辰喜　議長

園田農林部長。

［園田和雄　農林部長　登壇］

○園田和雄　農林部長

御質問にお答えいたします。

御指摘の施設につきましては、現行の指定管理者の適切な施設管理と利用促進により、指定管理料を含めた全体収支としては黒字を確保しており、市民サービスの維持向上に貢献しているものと認識しております。

一方で、純粋な営業利益ベースでは赤字となっている点につきましては、施設の持つ公共性やサービス提供の性格上、指定管理料の投入は必要経費であると考えておりますが、この現状につきましても重く受け止めております。

しかしながら、直ちに民間移譲やほかの手法へ転換するのではなく、次期指定管理期間におきましては指定管理者による施設運営を継続する方針としております。

その上で、本市における将来の方向性として、民営化を基本方針に掲げ、その実現に向けた対応を進めているところでございます。

前日の答弁でも申し上げましたが、民営化につきましては本市における極めて重要な政策課題であるとの認識に加え、施設の設立経緯や地域住民の皆様への影響を十分に配慮しながら、安定した自立経営の実現に向けてしっかりと取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

古家議員。

［５番　古家茂臣　議員　登壇］

○古家茂臣　議員

今の御答弁を聞いていて、今からまた、指定管理がこれからさらに３年、今までは５年でしたけれど、今回は３年を限度で開始されて、どちらなのか、基本的にはもう民営化といいますか、要は譲渡、売却ですよね。

今、公共財産を売却することを前提に話を、今から検討されていくのだと、そう理解してよろしいですね。

それで、今、この道の駅が最初にできた経緯といいますか、もともと、もちろん国交省の事業でしょうけれど、山鹿の鹿本町、それから鹿北町、ここに道の駅を置いて、地域振興といいますか、地域活性化のために置かれたと思います。

指定管理といいますか、第三セクターはみんなそうですけれども、そこはもうけるというか、もうかるとかいうことではなくて、多少赤字でもやらなければいけない業務がたくさんあります。博物館とか美術館とか、みんなそうでしょうけれど、この物産館は、先ほど私が申しましたように、自分もそういうものを、銀座熊本館という県の、あれは直営ですけれども、そこでやっていたのですけれども、いかに人がいっぱい来てくれるか、いっぱい来てくれればそれだけアンテナショップの役割も果たせますし、またそこの物産館といいますか、銀座熊本館の経営もうまくいくということで頑張ってきたつもりですけれど、ですから私が言いたいのは、この物産館といいますか道の駅、これをただこの利益だけ、もう赤字だからもう全て駄目とかいうことではなくて、もともとのできた趣旨というのは、最初に申しました

ように地域の活性化、地元の住民の皆さんに喜んでもらえるような施設としてできたはずです。それがなかなかうまく、施設の老朽化とかいろいろな意味があってそうなってきたのですけれども、でもせっかくできたこの道の駅ですから、ここを守るというのも一つの選択肢かと。それが民間に全く譲渡して、そこがうまくやってくれればいいですけれども、それがもし、まだはっきり分からないようであれば、今の三セクでの運営、経営も全て否定するものではないと思います。

ただ、それでも年間8000万円近い金額をかけてまでやるのか、それは市の財政の問題と、一方では地域の皆さんがせっかく期待していらっしゃるこの道の駅、これを守るためにはどうしたらいいか。

その中で、やっぱり三セクはもちろん、山鹿市としてもそこに投資をしているわけですから、簡単に解散とかどうこうと言えませんので、そういういろいろな問題を考えて、無償でもちろんこれを提供すれば、補助金は返還する必要はないとはいえ、市の財産を無償で簡単に出すというのもまた問題でしょうから、その辺をじっくり原課のほうで考えていただいて、地元の皆さん方の期待にも応えながら、どうやったらここが活性化するか。

最後に一つだけ、私が物産館といいますか、銀座熊本館へ行ったときには、どうやって人が集まるかというときに、いろいろな広報媒体を使ったり、それからイベントを相当やったんですよね。だからイベントをやればすぐ人が集まるというわけではないのですけれども、その辺も含めて、第三セクターだからもう任せてしまっているのではなくて、市の執行部の担当課のほうと、物産館を運営しているこの第三セクターの会社と、じっくり連携を取って、もっと活気のある道の駅になられることを期待しております。

以上で今日の質問を終わります。

○有働辰喜　議長

以上で、古家議員の一般質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩をいたします。再開は11時10分といたします。

午前10時57分　休憩

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

午前11時10分　開議

○有働辰喜　議長

休憩前に引き続き、一般質問を開始します。

次の通告順により、芋生よしや議員の発言を許します。芋生議員。

［16番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

皆さん、こんにちは。

議席番号16番、日本共産党の芋生よしやです。

まず、質問に入ります前に、議長に資料配付の許可をお願いいたします。

○有働辰喜　議長

ただいま資料配付の要求がありましたので、これを許可いたします。

［資料配付］

○芋生よしや　議員

資料は使用しますときに後ほど示しますので、よろしくお願いします。

やっと昨日、足の装具を外す許可が下りまして、大変身軽になりました。そして、この夏、自分のけがに始まり、地震に次いで豪雨災害で人的・物的被害が起きています。被災された皆様には心よりのお見舞いを申し上げます。

そして、続く猛暑日、酷暑日の毎日で、外へ出ることもままならない夏だったと思います。

しかし、その中でもうれしいことがありました。幾人かの方が言及されていますが、高校野球での２人の活躍です。有明高校の斉藤君は保育士として１年、受け持ったことがあり、私はあまり高校野球は観戦しないのですが、本当に夢中になって姿を追いました。熊本の方だけではなく、日本中の方に元気と希望をもたらしてくれたと思います。さらなる活躍が楽しみです。

では今回、通告に従い、２項目について質問を行います。

１つ目は、介護保険保険者努力支援交付金について。

６月議会でも同じ、この交付金についてお尋ねをいたしました。

そのときに、経緯をお聞きしましたところ、１、令和２年度から介護保険事業の充実に充てることを目的。２、令和７年度から新たな評価項目として、難聴高齢者の早期発見・早期介入を加えた。３、山鹿市も令和７年度から、難聴に関する「耳にやさしい生活」や、生活習慣病の見直しを進めるチラシやチェックリストを作成し、医療機関や介護予防教室などで配布、普及啓発を行うと同時に、必要な方には専門医の受診を促すなど、難聴に関する情報発信・啓発に努めて、交付金算定上の加算を受けているとのことでした。４、幅広い視点からの１次予防に重点を置き、高齢者の自立した生活を支援するため介護予防に総合的に取り組んでおり、その充実に向け見直しを図っているとの答弁をいただいておりました。

今回は山鹿市の取組について、もう少し突っ込んでお尋ねをいたします。

厚労省の保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金について、インターネットの検索をしてみますと、市町村や都道府県が自立支援や重度化防止、介護予防などの取組を進めることを目的としたインセンティブ交付金、成果や目標

に応じて支給される交付金のことです、そして、事業者や住民を含めた関係者の参考になるよう、さらなる見える化を推進するため、掲載を始めたとされています。「地域の実情を踏まえたよりよい取組を進めていく観点から、ＰＤＣＡ、計画、実行、評価、改善のサイクルを回していく上での関係者間のコミュニケーションツールとして活用していただけたら幸いです」と書かれています。

厚労省の介護保険保険者努力支援交付金評価指標、県と市町村があるのですが、これも公開されています。山鹿市の評価指標も市のホームページに掲載がされています。

その資料を１として示します。

表の、２段に分かれていますが、下段の介護保険保険者努力支援交付金の評価得点支援合計は、400点満点の中で240点となっています。

次の資料２は、厚労省が公表している資料から、令和８年度評価指標の介護保険保険者努力支援交付金、熊本県自治体の認知症の総合支援を推進するところのみを私が抜き出したものです。

目標２というところに、認知症総合支援を推進するという項目が立てられていて、１、認知症サポーター活用支援体制、２、専門機関との連携、早期発見・早期対応につなげる体制構築、３、難聴高齢者の早期発見・早期介入の取組が挙げられています。その表では、１、２の項目は目標値に達して、満点となっています。

しかし、３番の難聴高齢者の早期発見・早期介入の取組は、20点満点中10点となっています。

そこで、山鹿市も令和７年度から、難聴に関する耳にやさしい生活や、生活習慣病の見直しを進めるチラシ、チェックリストを作成し、医療機関や介護予防教室などで配布、普及啓発を行うと同時に、必要な方には専門医の受診を促すなど、難聴に関する情報発信、啓発に努め、取組評価は年々上がっていて、山鹿市での取組が評価されてきているのが分かります。

しかし、満点までどんな取組が必要になるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○有働辰喜　議長

これより、執行部の答弁を求めます。原福祉部長。

［原幸徳　福祉部長　登壇］

○原幸徳　福祉部長

御質問にお答えいたします。

介護保険保険者努力支援交付金につきましては、高齢者の自立支援や重度化防止、また、認知症総合支援など、国が推進する動向に沿った各種の取組状況を客観的に評価し、交付金に反映させる仕組みであり、本市では取組を見直すことで、毎年、

得点が向上しております。

御質問の難聴高齢者の早期発見・早期介入の項目で満点を得るためには、普及啓発や早期発見の段階から受診状況の把握、未受診者への再度の受診勧奨を実施して、かつ受診率50％以上の実績を上げるという、一連のプロセスをクリアする必要がございます。

しかし、本市におきましては、現時点で受診状況の把握や一定の受診率の確保といった段階には至っておらず、この点は全国他の自治体におきましても非常にハードルが高く、多くの自治体が得点を得られない項目であると認識しております。

本市といたしましては、評価の点数だけに捉われるのではなく、住民の皆様に向けた施策の充実を第一に考え、実効性のある取組を地道に積み重ねることで、サービスの質的向上と持続可能な体制づくり、そして、着実な成果の獲得につなげてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

芋生議員。

［16番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

今の答弁によりますと、ハードルが高く他の自治体が得点を得られない項目で、住民の皆様に向けた施策の充実を第一に考え、実効性のある取組を地道に積み重ねることで、サービスの質的向上と持続可能な体制づくり、そして着実な成果の獲得につなげたいとの御答弁でした。

しかし、いろいろ私も調べてみました。まず、令和７年度から令和８年度の取組状況を厚労省が示している資料、これは示しておりませんが、その資料で見ますと令和６年の評価指標合計得点は山鹿市259点、全国順位は1645位でした。

そして、こちらは資料２にありますが、左側の黄色い枠の最後の欄にあります、Ｒ７年度評価指標合計得点というのがあります。山鹿市のところは線を引いておりますが、そこは485点、順位は568位と大変上がっております。そして、この資料の一番右端になりますが、こちらも合計得点が533点、全国順位は339位となっています。

山鹿市がそれぞれの係と連携し、努力を重ね、取組が充実し、評価得点も増え、全国順位が上がってきていることがよく分かります。

それでは、その取組で交付金の変化、評価得点による交付金の変化はどうなっているのかお尋ねします。

もう一つ、得点が上がり、順位が上がれば交付金は増えていくのでしょうか。こ

の交付金を補聴器補助の財源に活用することはできないでしょうか。

答弁お願いいたします。

○有働辰喜　議長

原福祉部長。

［原幸徳　福祉部長　登壇］

○原幸徳　福祉部長

御質問にお答えいたします。

本交付金につきましては、評価点が上がれば交付金の額も上がる仕組みとなっておりますが、実際の算定に当たっては、介護保険の第一号被保険者の数や事業規模なども総合的に考慮されることから、点数の伸びがそのまま交付額に反映されることとはなりません。

そのため、交付額の多寡だけに捉われることなく、あくまでも住民の皆様に向けた施策の充実を第一に考え、その裏づけとして交付金を有効に活用していくことが重要であると考えております。

なお、本交付金は高齢者の自立支援や重度化防止、介護予防等の事業に活用することは可能でございますが、個別の補聴器購入に対する補助事業そのものが交付金の評価アップに直接結びつく性質のものではございません。

本市といたしましては、こうした制度の性質も踏まえながら、社会参加の促進や地域での交流体制の充実など、実効性のある高齢者福祉施策の推進に向けて交付金を活用していきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

芋生議員。

［16番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

評価点数がそのまま交付額に反映されるものではない、あくまで住民の皆様に向けた施策の充実を第一に考え、交付金の有効活用が重要とのこと。さらに、個別の補聴器購入に対する補助事業そのものが交付金の評価アップに直接結びつく性質のものではない、との答弁をいただきました。

住民の皆様に向けた施策の充実と言われますが、では、住民が望み、何度も市に、議会に要望されていることにはどう応えられるのでしょうか。なぜ全国で補聴器補助に取り組む自治体が増えているのでしょうか。

大阪年金者組合が公表しております、全国の難聴高齢者への補聴器助成自治体数では、2022年10月31日現在、114自治体から、2025年８月15日、475自治体と４倍に

急増したとなっています。また、東京都23区では100％の取組、新潟県全30市町村も100％実施されているそうです。これらは、住民の皆さんの声に応えて取り組まれてきています。昨年、2025年の８月15日ですから、さらに増えております。

熊本市では、市民の要望に応え、今年６月から高齢者介護予防促進事業、補聴器購入補助が取り組まれました。目的は、「聞こえづらさから日常生活に不安を感じている高齢者に対し、補聴器の購入費用を助成します、適切な補聴器使用につなげることでコミュニケーション能力の維持・向上を図るとともに、フレイル予防や社会参加を促進します」とされていて、５つの要件のうち、市民税非課税世帯に属する方または生活保護受給の方とされていて、熊本市は難聴高齢者全てが対象ではありません。

しかし、長洲町、こちらでは議会で取り上げられたことをきっかけに、高齢者向けの補聴器購入費助成が令和５年４月１日以降に購入した補聴器について適用されて、始まりました。長洲町のほうは65歳以上の長洲住民が対象です。町内に住所を有する65歳以上の高齢者、聴覚障害の身体障害者手帳の交付対象とはならないこと、聴力機能低下のために日常生活に支障があり補聴器の必要性を医師が判断するもの。そして、助成の内容としては、補聴器購入の費用の２分の１以内、上限が片耳３万円となっており、お一人１回限りとなります。購入してから１年以内の補聴器が対象となります。診察料、検査料、修理・保守料は助成の対象とはなっていません。

熊本市の場合は、先ほども申しましたが、対象者が限られてしまい、実際に補聴器を購入するとなれば３万円では足りず、持ち出し分に苦労されるかもしれません。しかし、厚労省が呼びかけている認知症予防を目的とするのであれば、一人でも多くの難聴高齢者に、一刻でも早く支援を行っていくことこそ大事ではありませんか。

長洲町実施要綱には、聴力機能の低下により日常生活に支障がある高齢者に対し、補聴器の購入に要した費用の全部または一部を予算の範囲内において助成することにより、聴力機能の低下によるコミュニケーションが取りにくい高齢者の社会参加及び地域交流を支援し、もって高齢者福祉の増進に資することを目的とすると述べられています。

どこまでも助成をするというのではなく、まず予算を立てて、その範囲で進めていけば、まずスタートさせ、実態や活用を検証しながら進めていくことができます。市民の願いに応えて実施すべきではないでしょうか。答弁を求めます。

○有働辰喜　議長

原福祉部長。

［原幸徳　福祉部長　登壇］

○原幸徳　福祉部長

御質問にお答えいたします。

難聴が心身の活動や社会的なコミュニケーションに与える影響であったり、補聴器等が日常生活の支えとして果たす役割の重要性につきましては、認識しているところでございます。

その上で、認知症の発症や進行の要因につきましては、医学的な知見においても難聴のみに起因するものではなく、高血圧や生活習慣、運動不足、さらには社会的孤立など、数多くの危険因子や複雑な要素が重なり合って生じるものであることが示されております。

本市といたしましては、個別の物品購入に対する補助にとどまることなく、社会参加の促進や地域での多様な交流機会の充実、そして健康づくりの推進といった総合的な１次予防の取組に力を入れることが、住民の皆様の健康寿命の延伸と認知症予防においても最も効果的であると考えておりますので、引き続き、このような取組に注力していきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

芋生議員。

［16番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

今の答弁は、補聴器の重要性は認識しているものの別な取組を進めていきたいという、これまでと同じ、市民の願いに背く大変残念な答弁でした。

私はこの期間、入院しておりましたが、退院後すぐ出会った方から、補聴器の補助はどうなっているのか、購入したいので補助があると大変助かるのだがとお声をかけられました。そういった市民の願いに応えていくべきではありませんか。

2023年から取り組んでいる長洲町の様子を聞いてみました。65歳以上の住民に片耳３万円の補助が行われていて、令和８年の予算は６万円掛ける26人、156万円、令和７年度決算も156万円で、内訳は片耳３万円の方が15件、両耳６万円の方が19件の、合計34件で159万円だったそうです。

長洲町の人口は約１万4000人です。令和８年度当初予算総額は約148億円です。

山鹿市と規模は全く違っていますが、同じように補聴器補助に取り組む自治体の多くでは、年間20人から30人の希望だったそうです。

山鹿市で補聴器補助を取り組むとして、例えば１年間に両耳で６万円、30人を想定しますと、180万円です。もう少し、山鹿市でしたら枠が増やせるのではないかとも思います。

先ほど、指定管理料について質疑応答があっていましたが、桁を考えると、もう

本当にまるっきり違う額で補助ができるわけです。

長洲町で補聴器補助を取り組んだことによって相乗効果があったそうです。補聴器補助を受けたいから、まず耳鼻科に行き、自分の状態をきちんと確認するようになった。受診によって耳の状態が障害者であると認定され、公的支援の障害者での補聴器補助を受けることになった。また、補聴器をつけるのは片耳だけではなく、両耳につけることが効果が高いということも分かったそうです。

これまでの答弁で、「難聴高齢者の早期発見・早期介入の項目で満点を得るためには、普及啓発や早期発見の段階から受診状況の把握、未受診者への再度の受診勧奨を実施し、かつ、受診率50%以上の実績を上げるという、一連のプロセスをクリアする必要がある。だが、現時点で受診状況の把握や一定の受診率の確保といった段階には至っていない。交付金は個別に補聴器補助に使えるわけではないが、評価点が上がれば額も上がる仕組みであり、施策の充実を第一に考え、その裏づけとして交付金を有効に活用していくことが重要である」とのことでした。

それでいきますと、長洲町の例で考えると、病院受診率は上がるのではないでしょうか。また、交付金は上がっていくわけですから、財源そのものは生まれてくる。ですから、やはり補助をスタートすべきだと考えます。市長に答弁を求めます。

○有働辰喜　議長

早田市長。

［早田順一　市長　登壇］

○早田順一　市長

補聴器補助の要望の取扱いについては、議会でのこれまでの審議においても様々な意見や経過があって、今日に至っているものと認識をしております。

市民の皆様から多種多様な御要望がある中で、どのような優先順位で取り組んでいくのかは、議会の皆様にとっても、私にとっても大変悩ましい問題です。

市の将来を見据え、活力を維持するための基盤づくり、今議会でも質問を多数いただいている災害対応の問題、将来を担う子供たちの教育環境の充実、高齢者福祉の維持・充実等、多くの取組を迫られています。

そうした中、本件、補聴器補助についての考え方は福祉部長が答弁したとおりです。私から付け加えて申し上げますならば、様々な課題に広い視野から取り組むこと、多くの市民の皆様、市議会の皆様と共に考え、常に総合的な判断に努めることが重要であると考えております。

○有働辰喜　議長

芋生議員。

［16番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

市長、広い視野でまた議会と共に考えていくとのことでした。今回も要望が出ておりますので、ぜひ、引き続き検討していただくことをお願いして、次の防災対策支援についてお尋ねをいたします。

熊本地震に続き、８月13、14日千葉県、27日石川県・富山県、30日福井県、そしてネパールと中国国境付近での土石流、福島県、伊豆諸島と、日本だけではなく世界で気候危機の影響を受けたと考えられる災害が起き、人的・物的被害は大きく、心を痛める毎日が続いています。

９月３日の時事通信によると、ＷＭＯ（世界気象機関）は海の温度、海温上昇が過去40年のデータを大きく上回る勢いで、世界各地の降水量や気温に大きな影響を及ぼすおそれがある。さらなる洪水、干ばつに警鐘を鳴らしています。

気候変動の影響による災害が世界各地で起きています。ますます大きな被害となっているこの状況を、自治体の長として住民を守る立場から、気候変動に対する市長の見解をお尋ねいたします。

○有働辰喜　議長

早田市長。

［早田順一　市長　登壇］

○早田順一　市長

気象変動の影響による災害が各地で頻発している現状については、私も大きな危機感を持っております。また、近年において気象災害が激甚化する中、市民の生命、身体、財産を守ることは自治体の長として最優先の責務であると考えております。

しかしながら、線状降水帯の発生など、災害の危険性が急激に高まる状況下では、行政だけによる対応が難しくなる場合も想定されます。市民の皆様が危機を回避するため、命を守る行動を平時から取られるよう、地域防災力の向上を含めた体制の充実に引き続き取り組んでまいります。

○有働辰喜　議長

芋生議員。

［16番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

気候変動の影響は、大変危機感を持っていらっしゃるとのことでした。また、激甚化する気象災害の中で、命と財産、これを守るのは最優先の責務であると考えているとのことでした。

今回の議会、農業支援の中でも、環境保全型農業直接支払事業では、地球温暖化防止に努めるという言及があっておりました。地球温暖化、一自治体で解決できる

ことではないかもしれませんが、人々の小さな動き、また取組がこの地球温暖化にも影響し、また声を上げていくことが地球全体で気候温暖化への対応をしていくことになると思います。ぜひそういった取組も拡大・強化していただきますことをお願いいたします。

今回の熊本地震では、山鹿市の職員の皆さんをはじめ、支援に向かわれたことに大変敬意を表します。そして、今も様々な支援が続いていると思います。

私は、発災日は入院中でしたが、病院の中では自力歩行ができない方もいらっしゃる中での対応は、とても大変だということを改めて実感いたしました。お世話になっている担当ドクターや理学療法士さんたちも被災地支援に出かけられ、重要な役割を担っていらっしゃる様子も、見たり聞いたりすることができました。それら様々な経験が生かされた避難所、支援にしていくことが今、求められていると思います。

今回、スフィア基準に沿った居住空間の確保、パーティション、ダンボールベッド、食料備蓄と連携についてお尋ねします。

避難所の環境、人道憲章と人道対応に関する最低基準であるスフィア基準に沿った対応について、山鹿市は対応ができているのかお尋ねいたします。

○有働辰喜　議長

功能総務部長。

［功能宇治　総務部長　登壇］

○功能宇治　総務部長

御質問にお答えいたします。

本市の避難所整備につきましては、国連人道問題調整事務所が作成したスフィア基準の理念に基づき対応いたしております。避難所における居住空間について、避難者の１人当たり最低3.5平方メートル以上の面積確保が求められております。

本市ではこれに対応した避難所の指定及び整備を進めており、令和７年３月に備蓄計画を改定いたしました。

昨年度よりワンタッチ簡易テント及び簡易ベッドを計画的に導入し、避難所の環境改善に取り組んでおります。このことにより、避難者のプライバシー確保、女性への配慮、感染症対策を実施し、基準が求める人間の尊厳と安全の確保に向けた対応を進めております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

芋生議員。

［16番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

スフィア基準に沿った備蓄計画での対応が進んでいるとのことで、安心しました。

他の自治体や企業などとの連携はあるのでしょうか。現在、あれば示していただき、なければ進めていくべきではないかと思い、答弁を求めます。

○有働辰喜　議長

功能総務部長。

［功能宇治　総務部長　登壇］

○功能宇治　総務部長

御質問にお答えいたします。

本市では災害時の応援体制を整備するため、令和８年８月末現在、33件の相互応援協定を締結しております。

内訳として、国、県、県内市町村及び姉妹都市等や、県内消防本部及び隣接する県外消防本部などの公共団体が13件と、民間団体が20件となっております。

災害時には協定に基づき関係機関と連携し、協力体制を構築することで迅速な情報共有を図っております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

芋生議員。

［16番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

連携も取れているとのことです。しっかりした連携で、いざというときに、どちらも連携しながら支援ができるようにしていただくのが大変重要だと思います。

ダンボールベッドについてお尋ねします。

高齢者避難が呼びかけられます。そのときに、やはり高齢者ですので床にそのまま寝転がるというのが大変苦痛な方もいらっしゃいます。それで、ダンボールベッドは一体幾らぐらいの値段で、利用は何度もできるのか。また、体験の経験と日頃からの尊厳と安全、この姿勢が必要で、利用された方は、こういうところに寝かせていただいて、安心してまた次も避難することができるというような、日頃からの対応が必要ではないかと思いますので、その点についてお尋ねをいたします。

○有働辰喜　議長

功能総務部長。

［功能宇治　総務部長　登壇］

○功能宇治　総務部長

御質問にお答えいたします。

本市では、ダンボールベッドには備蓄面積を必要とし、組立てや解体にも人数を要する上、繰り返しの使用が困難であるという課題があることから、値段も１万5000円前後で、同等の機能がある折り畳み式簡易ベッドを採用しております。

居住空間につきましても、ワンタッチ簡易テントを採用し、高齢者を含む避難者が容易に利用できる仕様としております。

備蓄計画におきましては、平成28年熊本地震の平均避難者数を基に、1,044人を基準とし、計画的に備蓄しておりますが、必要数を確保するには備蓄スペースが足りないという課題があるため、備蓄倉庫の整備について検討する必要があるものと考えております。

また、高齢者避難時の簡易ベッド等の利用の際には、避難所スタッフが積極的に声かけを行い、避難者の皆様が安全に利用できるよう支援いたします。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

芋生議員。

［16番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

今回の熊本地震でも、ダンボールベッドのことは様々言及されておりましたが、ダンボールベッドでは保管、また連続使用は難しいことが大変心配でしたので、簡易ベッドが導入されているとのことで安心しました。

備蓄倉庫の検討とともに、やはり他自治体や企業等との連携を図り、お互いに助け合う関係をつくっていただきたいと思います。

高齢者避難時では、やはりたとえ１日であっても安心して避難生活ができ、次はまた早めに避難しようと思っていただける対応が必要です。いつも、お声をかけていただければ対応できますと言っていただいておりますが、今回、熊本地震の避難者、被災者の方が着のみ着のままで避難し、着替えがなく、入浴ができなかったと聞き取りに答えられたというお話を聞きました。

非日常で慌ただしい中、自分の要望や状態を伝えるのはなかなか難しいものです。積極的な声かけだけではなく、例えば受付用紙に一工夫してもらって、後で聞き取りができるような、伝えやすい工夫を検討していただくといいのではと考えております。

そして、次に何よりも大事な命の水、トイレについてお尋ねをいたします。

水、トイレの確保、連携を日頃から整えておくことが重要である。現在の対応はどうでしょうか。

答弁お願いいたします。

○有働辰喜　議長

功能総務部長。

［功能宇治　総務部長　登壇］

○功能宇治　総務部長

御質問にお答えいたします。

飲料水の確保につきましては、避難者の基本的な飲料水需要として、１人当たり１日３Ｌの３日間を想定した備蓄をいたしております。

しかしながら、大規模災害時には備蓄水だけでは対応が困難な場合も想定されることから、災害協定に基づく他自治体からの給水車派遣等に際しての、受援体制のさらなる充実を図ってまいります。

また、避難所におけるトイレにつきましては、避難者約20人当たり１個のトイレ設置が求められており、主要な避難所である各市民センター、市民交流センター及び総合体育館につきましては、バリアフリートイレ及び温水洗浄便座付トイレを備えておりますが、災害時には停電や断水により使用できない可能性がございます。したがいまして、誰もが安心して使用できるトイレ環境を確保するには、簡易トイレの備蓄が必要不可欠であると認識をいたしております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

芋生議員。

［16番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

災害が起きるたびに様々な問題が出てき、対応の遅さが言及されるところではあります。山鹿市もスフィア基準にのっとるトイレの設置などを求められていることを認識され、また、簡易トイレの備蓄も必要であるという認識を示されました。ぜひこの基準に沿った対応ができるように、引き続き、努力をお願いしたいと思います。

それでは、水についてなのですが、井戸水を、ほかの方も言及があっておりましたが、井戸水の確保、そして活用。また井戸水の場合、今、手動で水を出されているところは少ないかと思います。電源の確保など、現状どうなのか。また、計画があるのかお尋ねをいたします。

○有働辰喜　議長

功能総務部長。

［功能宇治　総務部長　登壇］

○功能宇治　総務部長

御質問にお答えいたします。

井戸の把握・活用につきましては、昨日、御答弁申し上げましたとおり、発災時に迅速に地元住民が水を確保できる体制を構築するためには、自主防災組織が地域内の井戸の所在地及び利用可能性を把握することが有効であると考えています。

したがいまして、本市は自主防災組織に対し、井戸の把握及び活用に関する情報提供などの支援を行い、災害時における水の確保手段として活用してまいります。

井戸の電源の確保につきましては、発電機や蓄電池等の資機材購入の支援を行い、災害時におけるポンプ稼働に必要な電力を得ることが可能であるものと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

芋生議員。

［16番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

今回、熊本地震、また各地での水害などに、私たちもそういう状況を見るにつけ、本当に災害、そのときの対応が本当に早くできることを願っているかと思います。

また、今、自主防災組織ということが、何度も繰り返し言っていただきましたが、自主防災組織も本気になって動くことがとても大事で、私も自分の地域にもっと働きかけをしたいなということは常々思っているところです。

さらに頑張って声をかけていきたいなと思いますので、行政のほうとしてもぜひお願いをいたします。

今、また支援ですね、再建に向けて様々な地域で、知恵や工夫が行われているところです。しかし、10年前の経験が生かされないなどとの声も上がっていることも事実です。そして、気候変動の影響は、いつどこで災害が発生するか分かりません。

今回の経験をさらに積み上げ、命を守る手だてをさらにつくっていただきたいと思います。

今日、質問しました以外にも心配なことがたくさんありましたので、引き続き、防災についての質問は続けていきたいと思っています。

それから、１つ付け加えて言及します。

被災地域の方が山鹿市においでになっているところを、ちょうど私お見かけしました。山鹿市においでになって、温泉に入られたり、ホテルに宿泊されているということをお店の方と話されている場に立ち会ったのですが、ゆっくり温泉に浸かって休養していただきたいなと思いました。

今、熊本地震、今後の支援、国が九州応援割実施を決めましたが、山鹿市として

上乗せ支援で様々な方がおいでになる、また、ほかの地域からも山鹿市を訪れていっていただく手だてを山鹿市も取れないかと思いました。

ぜひ検討をお願いして、今日の一般質問を終わります。

○有働辰喜　議長

以上で、芋生議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩をいたします。午後１時から再開をいたします。

午前11時57分　休憩

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

午後１時00分　開議

○有働辰喜　議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、勢田昭一議員の発言を許します。勢田議員。

［17番　勢田昭一　議員　登壇］

○勢田昭一　議員

皆さん、こんにちは。

議席番号17番、勢田昭一であります。

冒頭に、日本各地、世界各地にいろいろな自然災害が起きております。亡くなられた皆さんへ心からお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

それでは、発言通告に従って、次の２点について質問をいたします。

１点目に、障害者雇用について。２点目に、文化財保護と市立博物館の再整備についてであります。それぞれに一問一答でお願いいたします。

最初に、障害者雇用について質問をいたします。

2023年５月、山鹿市手をつなぐ育成会の総会において、栗川会長よりこんな言葉をいただきました。岡山県総社市では障害者雇用1,000人を実現され、活発に市政運営をなされています。議員の皆さんも一度、訪問されたらいかがですかという言葉をいただきました。

それを受け、その年の７月26日に、市民福祉委員会で岡山県総社市に行政視察に行きました。そこで、これまでの取組経過、障害者雇用の実態、課題などを調査研究してきました。

そして、その翌年の2024年、執行部はこの件で調査研究に行かれました。

また、国の障害者法定雇用率が、2022年には2.2％、今年の夏に2.7％と定められました。

この３つの事案を考えて、本市の障害者雇用の現状とその課題を検証していきた

いと存じます。

そこで、１回目の質問をいたします。

障害者雇用の現状と課題は何か。特に障害者の人数や雇用率は把握しているかを伺います。

○有働辰喜　議長

これより、執行部の答弁を求めます。原福祉部長。

［原幸徳　福祉部長　登壇］

○原幸徳　福祉部長

御質問にお答えいたします。

障害者の雇用状況につきましては、ハローワークが一定規模以上の事業所を対象に調査集計を行っておりますが、市町村別の集計、公表がなされていないため、本市の雇用率や実態の数値を把握することができません。

一方、市で状況が把握できる障害者福祉サービスの就労状況につきましては、令和７年度実績において、雇用契約を結んで働く、就労継続支援Ａ型の利用者が145名、生産活動の機会提供や訓練を行う、就労継続支援Ｂ型の利用者が213名となっております。

なお、利用者数を令和４年度と比較しますと、就労継続支援Ａ型で３名、就労継続支援Ｂ型で42名、令和７年度の利用者が増加しております。

次に、課題としまして、就職によりそれまでの生活リズムが変わったり、仕事や職場に慣れるまでに不調を来し、仕事を辞める方もいらっしゃいます。このことから、就職後の職場定着支援として、生活面も含めた相談支援のフォローアップ体制の強化が必要であると考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

勢田議員。

［17番　勢田昭一　議員　登壇］

○勢田昭一　議員

答弁にありましたように、雇用の現状は理解ができました。

また、全ての雇用者の数値については、ハローワークでしか分からないということも理解いたしました。

ただ、答弁にもありましたように、障害者福祉サービス就労状況は合計で358人、この３年間で45人増加しております。本市としても、この就労者の増加は障害者への理解が深まりつつあると考えます。

先ほども述べましたけれども、執行部は2024年、岡山県総社市に研修視察に行っ

ておられます。そこで学ばれたことを市政にどのように反映されたのか、検証したいと存じます。

そこで、２回目の質問をいたします。

これまでの具体的な取組、特に2024年、執行部の視察研修後の取組を伺います。

○有働辰喜　議長

原福祉部長。

［原幸徳　福祉部長　登壇］

○原幸徳　福祉部長

御質問にお答えいたします。

本市では、令和６年の岡山県総社市の視察研修を経て、２つの事業を障害者雇用の柱として取り組んでおります。

１つ目は、障害児就労見学バスツアーです。これは一般企業や就労継続支援事業所を見学するもので、実際に企業や障害者施設で働く障害者の体験発表を聞く機会も設けております。

２つ目は、障害者合同就職説明会の開催です。障害のある学生やその保護者のほか、進路担当の先生方も参加されており、複数の企業、福祉事業所ごとにブースが設けられ、学生や保護者向けの説明がなされております。

これらの取組は、障害児や障害者とその家族等にとって就労をより具体的にイメージできる貴重な機会となっておりますので、継続して取り組んでまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

勢田議員。

［17番　勢田昭一　議員　登壇］

○勢田昭一　議員

執行部のほうで視察研修に行かれて、２つの事業にしっかり取り組んでおられることを確認いたしました。

やはり１つの部署だけでは、このようにスムーズな進展はないと存じます。そこには就労支援及び雇用を促進される組織づくりが一番だと感じます。

特に今回、山鹿市の状況を見ますと、支援が必要な子供さんは保育園、それから小学校、中学校まではある程度、教育がなされております。そして、数年前にかもと稲田支援学校ができて、ある程度、高校生までは支援教育の進展が見られております。

そこまでは、山鹿市でもばっちり行くようになりました。一番必要なのは、その

後の就労という部分を危惧しております。これから先はその就労の部分をしっかり踏まえていく必要があると考えます。

そこで、３回目の質問をします。

雇用に向けて、障害者の雇用に向けての組織、ネットワークづくり、特に実際に組織され、機能しているのかを伺います。

○有働辰喜　議長

原福祉部長。

［原幸徳　福祉部長　登壇］

○原幸徳　福祉部長

御質問にお答えいたします。

本市では、障害のある方の就労支援及び雇用促進に向けて、関係機関が緊密に連携するネットワークの構築に努めております。

その主な取組として、山鹿市障害者支援地域協議会内に専門チームとなる就労支援部会を設置しております。

この部会には、市内外の就労継続支援事業所、鹿本地域振興局、熊本県北部障害者就業生活支援センター、基幹相談支援センターなどの関係機関が参画し、定期的な情報交換や課題の共有を行っております。

これにより、障害者一人一人の特性に応じた切れ目のない支援体制を構築し、就労に向けた取組を推進しているところです。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

勢田議員。

［17番　勢田昭一　議員　登壇］

○勢田昭一　議員

ただいまの答弁から、山鹿市障害者支援地域協議会の組織があり、そこを中心に展開されていることを確認できました。

このように組織をつくられて、就労支援をやはり徹底してされること、非常にいいことだと存じます。

これまで、障害者雇用の現状、課題、組織について検証してきましたが、これらを踏まえて今後の方針をどうされるのか。障害者雇用についての最後の質問をいたします。

今後の具体的なプラン、特に今後の障害者雇用の方向性と具体策を伺います。

○有働辰喜　議長

原福祉部長。

［原幸徳　福祉部長　登壇］

○原幸徳　福祉部長

御質問にお答えいたします。

今後の取組といたしましては、障害分野の就労継続支援事業所と農業分野を結びつけた農福連携に注力し、新たな雇用機会の創出に努めたいと考えております。

具体的には、熊本県の農福連携コーディネーターを中心に、農業分野を農業振興課、障害分野を福祉課で役割分担しながら、仕事を生み出す農業側の需要と、労働力を提供する障害者側の供給のマッチングを推進するものです。

農業分野では、農家と農業団体と地元特産品を中心に、年間を通した農作業に従事できる環境の構築に努め、障害分野では障害者の事業所を介してその方に合った農作業に結びつけるなど、関係機関が連携して取り組んでいくところです。

この農福連携に加えまして、前の答弁で申しました合同就職説明会と就労見学バスツアーも継続しながら、総合的な障害者雇用施策を推進してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

勢田議員。

［17番　勢田昭一　議員　登壇］

○勢田昭一　議員

ただいまの答弁から、障害者就労支援として、農業との連携を中心に考えていくとの方向性が分かりました。

それから、先ほど説明がありました障害者の就労について、就労相談会、そういった部分も併せて、見学会と併せてやっていきたいということも分かりました。

さて、第２次山鹿総合計画の中で、福祉部障害者自立支援の中で、目指す効果についてはこのように書かれてあります。障害者が住み慣れた地域で安心して自立できる生活の実現とあります。今後は、具体的な結果や総括がなされると存じます。

さて、障害者の方々の数は全人口の４％ぐらいと言われております。山鹿市の人口から算出いたしますと、約1,880人の方がおられることになります。

このことから、本市の障害者雇用を具体的な数値を掲げ、先ほど数値としては358という数字が出てまいりましたが、これを例えば500人、あるいは1,000人、障害者雇用を500人にする、1,000人にするという目標を掲げて、その実現に向けてさらなる促進を図っていただくことをお願いをしておきます。

それでは、２つ目の質問に移ります。

２つ目は、文化財保護と市立博物館の再整備についてであります。

第２次山鹿市総合計画、教育部社会教育課では基本計画、人が輝き、生きがいづくりと文化の振興とあります。主な施策は博物館展示事業と書かれております。

その内容は、博物館収蔵資料等を活用し、市内全域の歴史や文化財に親しんでもらうことを目的に、テーマ別に展示活動を推進しますとあります。

御案内のとおり、博物館は建築後48年が経過をして、老朽化をしております。そして、博物館についての一般質問は、私が2022年６月にしておりまして、その以降になります。

それでは１回目の質問です。

山鹿市における文化財の指定数。国指定、県指定、市指定とあります。そのことを伺います。

○有働辰喜　議長

田上教育部長。

［田上博之　教育部長　登壇］

○田上博之　教育部長

御質問にお答えいたします。

本市は、古代からの繁栄を物語る多くの貴重な文化財に恵まれた地域です。市内には弥生時代から近世に至るまで、様々な時代の文化財が点在しております。

これらの文化財のうち、特に価値の高いものは国や県、市によって指定され、国民の財産として、保存活用されています。

本市の指定文化財について件数を申し上げると、八千代座やチブサン古墳などの国指定文化財が11件、鹿央町康平寺の仏像など県指定文化財が20件、また、市指定文化財が160件あり、合計191件となります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

勢田議員。

［17番　勢田昭一　議員　登壇］

○勢田昭一　議員

ただいま答弁にもありましたように、詳しい件数は述べませんが、これだけの文化財があるのはやはり山鹿の誇りでもあります。

そして、長い歳月にわたり、災害に遭わず、先人たちに受け継がれた熱意があることをしっかりと感じました。

そして、最近話題になっているのが、山鹿市平小城にあった城村城跡です。先日の熊日新聞でも掲載をされました。

そこで、２回目の質問をいたします。城村城の国指定への働きかけ、特に歴史的

意義、保存活用などをどのように考えておられるのかを伺います。

○有働辰喜　議長

田上教育部長。

［田上博之　教育部長　登壇］

○田上博之　教育部長

御質問にお答えいたします。

城村城跡は、菊池氏の家老であった城氏が築城したとされる中世の城跡です。

特に、天正15年の肥後国衆一揆では、隈部親永・親泰親子が立て籠もり、豊臣秀吉の軍勢と戦いを繰り広げたという、重要な歴史的背景を有しています。

昭和62年に本丸の一部を本市の文化財に指定しております。

本年７月には、地元の皆さんを中心として「城村城跡保存活用を考える会」が設立され、城跡のＰＲや将来的な国指定に向けて活動を開始されました。

教育委員会としましても、城跡の価値を十分に認識しており、その意義を周知するために、考える会の活動に協力してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

勢田議員。

［17番　勢田昭一　議員　登壇］

○勢田昭一　議員

この城村城跡については、山鹿市に国指定の文化財が増えることを意味しております。先ほど、保存会もできたということですので、この機運を高めていただきたいものです。

これまで、山鹿市の文化財について、どのようなものがあるのか、そして、最近の話題はどこなのかということを、いろいろ質問をしてまいりましたし、答弁もいただきました。

ここでもう一つ、それは博物館でございます。

昨日の高松議員も指摘されておりましたが、博物館は老朽化や、バリアフリー化がなかなか進んでおりませんというのが課題になります。博物館についてはサイクリングターミナルの撤去問題と併せて議論された経過はありますが、具体的な進展はありません。その具体的な論議がされないのはどうしてか、疑問を感じます。

そこで、３回目の質問です。

博物館再整備に至らない課題は何かを伺います。

○有働辰喜　議長

田上教育部長。

［田上博之　教育部長　登壇］

○田上博之　教育部長

御質問にお答えいたします。

山鹿市立博物館の再整備につきましては、施設を改修するか、新たに建設するかの基本的な方針が未確定の状況にあります。

改修による対応の場合、既存施設の制約条件の中での対応となり、バリアフリー化や収蔵スペース拡充などの課題解決に限界が生じる可能性があります。

一方で、新規建設による対応の場合は、場所の選定のほか、多額の事業費と事業完了まで長期間を要することになります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

勢田議員。

［17番　勢田昭一　議員　登壇］

○勢田昭一　議員

答弁にもありましたように、課題が非常に山積をしているという状況も分かります。

財政の部分、あるいは土地の部分、そういったことも分かりましたが、しかしながら、先ほど述べましたように、この山鹿市の文化財、歴史を守るためにも基本的な方針を早く決定すべきではないかと考えます。これは教育部だけではなく、全庁的な方針を決めるべきだと考えます。

そこで、文化財保護、博物館再整備についての最後の質問です。

先ほど述べられた課題解決に向けての考え方を伺います。

○有働辰喜　議長

田上教育部長。

［田上博之　教育部長　登壇］

○田上博之　教育部長

御質問にお答えいたします。

先ほどの課題に加え、教育部内においても、本博物館以外に改修などの対策が必要な公共施設を多く有しています。

限られた財源の中でこれらの施設整備をどのように進めていくのかの調整が必要と考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

勢田議員。

［17番　勢田昭一　議員　登壇］

○勢田昭一　議員

答弁にもありましたように、教育部内で解決できるものとは考えられません。

先ほども言いましたように、全庁的に考えて、早く方針を出すべきだと痛感いたします。

先ほども、何回も述べましたように、これだけ歴史のある、そして文化財が多くある山鹿市でございます。私たちの世代で受け継がないという手段はないと考えます。リレーで例えると、第１走者、第２走者、どこの走者が欠けても最後までは行き着きません。

ですから、現在、48年たつ山鹿市立博物館、第２走者ぐらいまでは行っているかと思いますが、この後100年後、200年後の山鹿の文化財、歴史を守るためには、第３走者がきちんとした受け継ぎをやるべきだと考えます。

先ほど、教育部長からもありました、経済的には浮き沈みの変化がありますが、歴史・文化財は不変だと感じます。一度破損したら永久に復元できません。文化財を残すのはその時代を生きている者の使命でもあります。

最後に、博物館の意義と今後の方針といいますか、改修か建設かを早期に決定いただきますように、市長、教育長に強くお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○有働辰喜　議長

以上で、勢田議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、高橋龍一議員の発言を許します。高橋議員。

［９番　高橋龍一　議員　登壇］

○高橋龍一　議員

皆様、こんにちは。

議席番号９番、高橋龍一でございます。

本定例会最後の一般質問となります。どうか最後まで熱の籠もった御答弁を賜りますようお願いを申し上げます。

今回は湯の口ため池の世界かんがい施設遺産認定について、次に、公営住宅の包括管理について、最後に、学校給食の３点について質問してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、湯の口ため池の世界かんがい施設遺産認定について質問をいたします。

皆様には蒲生の池のほうがなじみのある呼び名かもしれませんが、正式には湯の口ため池といい、昨年の９月に湯の口ため池・井手として世界かんがい施設遺産へ登録されました。

農林水産省のホームページによりますと、世界かんがい施設遺産とは建設から100年以上が経過し、かんがい農業の発展に貢献したもの、卓越した技術により建設されたもの等、歴史的・技術的・社会的価値のある優れたかんがい施設を国際かんがい排水委員会（ＩＣＩＤ）が認定・登録する制度とあり、令和７年10月現在で、世界21か国200施設、日本国内では56施設が認定されております。

世界遺産というとユネスコの世界遺産が有名ですが、近代のかんがい農業の発展を支えた貴重な遺産として国際的に認定されたことは、地元に暮らす者としても非常に名誉なことだと思っております。

そこで最初の質問です。

この世界かんがい施設遺産登録までの経緯についてお尋ねをいたします。

○有働辰喜　議長

これより、執行部の答弁を求めます。園田農林部長。

［園田和雄　農林部長　登壇］

○園田和雄　農林部長

御質問にお答えいたします。

湯の口ため池・井手は、約170年前の江戸時代末期、当時の惣庄屋兼代官であった遠山弥二兵衛翁の計画の下、先人たちが卓越した技術と並々ならぬ努力によって築造された施設でございます。

その後、この施設は本市の農業生産と農村環境を豊かに支え続けてまいりました。

このたびの登録は、先人たちの偉業に加え、施設を保護し、維持管理に努めてきた地元農業者や地域住民の献身が評価されたものでございます。

さらに、毎年４月４日には遠山弥二兵衛翁の功績をしのぶ遠山祭が開催されております。

登録までの経緯につきましては、令和６年の遠山祭において、出席された遠山家の子孫から、歴史的価値のある農業用水利施設を登録する世界かんがい施設遺産について市長に紹介があり、申請するきっかけとなりました。

このように湯の口ため池・井手は、歴史的価値と現在も機能する農業施設としての役割が国際的に高く評価され、令和７年９月に国際かんがい排水委員会より、正式に世界かんがい施設遺産に登録されたものでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

高橋議員。

［９番　高橋龍一　議員　登壇］

○高橋龍一　議員

御答弁の内容を少し補足させていただきます。

私が住んでおります三玉地区の、特に不動岩の麓の蒲生地区は、江戸時代の末期頃は慢性的な水不足に悩まされておりました。遠山弥二兵衛さんの本人の記録によりますと、水田は用水が乏しく、毎年干上がり、ひび割れがあります。また、納める年貢米が不足するほどで、藩からの救い米が下されたともあります。

そのような窮状を見かねた、代官であった遠山弥二兵衛さんが地元民を説得し、費用を官費で賄い、大規模なため池の造成を成功させたものです。

現在のように、重機もない時代にあれだけの土木工事を人力で行ったことに驚くことはもちろんですが、山向こうの上内田川から約３キロメートルに及ぶ水路や、間歩と呼ばれるトンネルを掘り、高低差を解消するために、現代で言うサイホンの原理を利用したりして冬場のうちに取水するというアイデアは、現代人でも思いつかないような壮大なものです。

このため池の完成により、地元三玉地区はもちろん、山鹿湯の街や大道地区の白石十三部までその水の恩恵を受けたとあります。

また、この水のおかげで米の収量が飛躍的に伸びています。以前は反に２俵ほどであったものが、５から６俵取れるようになったそうです。当時の農家の収入源は米が中心だったと思われますので、簡単に言えば、年収が二、三倍になったということになります。その結果、村には蔵が建つ家が増え、人々の生活は豊かになったと記録されています。

また、このため池完成後、最初に水を入れる際、遠山御夫婦は白装束で見守られたそうです。もしも堤防が水圧に耐えきれず、決壊したときには、夫婦共々自決する覚悟であったと伝えられております。

このような大きな功績を残された遠山弥二兵衛さんをたたえて、ため池のほとりに遠山神社を建立し、地元蒲生地区ではその命日である４月４日を遠山祭として、現在まで脈々と受け継がれております。私の母校である三玉小学校の校歌にも、この遠山祭というフレーズがうたわれております。

このように地元に生まれた者にとりましては、特別な存在である湯の口ため池が世界的にも評価されたことは大変うれしく、名誉なことと喜んでおります。

さて、今回の世界かんがい施設遺産への登録は、地元民だけでなく、山鹿市にとっても名誉なことであるとともに、地域振興のきっかけにできないかと考えております。

この湯の口ため池の近くには、御存じのとおり、不動岩があります。私の子供の頃と違って、今では岩の真下に展望所も整備され、車ですぐに上がれるようになっております。お盆や年末年始にはライトアップをするなど、地元のシンボルとして

も位置づけられております。地元の区長さんのお話では、テレビ番組で取り上げられたことから、週末に不動岩を訪れる方が多いと聞きました。

先日の日曜日に展望所に登ってみました。駐車場には５台ほど車が止まっており、福岡や久留米といった県外ナンバーの車がほとんどでありました。その中の家族連れにお聞きしたところ、ネットで調べて初めて来たということで、不動岩の迫力と眼下に広がるパノラマにびっくりされている様子でしたが、宿泊は阿蘇方面ということでした。展望所から降りる道でも県外ナンバーの車と擦れ違いましたので、結構な訪問者があるようです。

そこで、２回目の質問です。

世界かんがい施設遺産として登録された湯の口ため池と不動岩一帯を地域資源として生かす方法はないでしょうか。農業用施設の保全と併せて、今後の振興策についてお考えはないか伺います。

○有働辰喜　議長

園田農林部長。

［園田和雄　農林部長　登壇］

○園田和雄　農林部長

御質問にお答えいたします。

世界かんがい施設遺産への登録は、ゴールではなく、未来へ継承し、地域づくりに生かすための新たな出発点であると考えております。

今後の振興策につきましては、２つの視点から取り組んでまいります。

まず、第１の視点として、農業用施設としての保全と防災力の強化です。

本施設は地域農業を支える現役のかんがい施設であり、気候変動に伴う局所的な豪雨や干ばつなどの気象災害への対応が求められております。

地域の住民の皆様や土地改良区と連携しながら、適切な維持管理を行うとともに、長寿命化対策を進め、安心して利用できる環境を整備してまいります。

次に、第２の視点として、地域資源としての活用と情報発信です。

この遺産は単なる農業用施設にとどまらず、地域の宝として次世代へ継承する取組が必要であると考えております。

その手始めとして、まず、本年度に歴史的背景を来訪者に周知するための案内板や解説板を設置したところですが、今後、関係部署とも連携し、学校教育や郷土学習などの活用を通じたふるさと教育の推進や、市のホームページ、ＳＮＳ、観光パンフレットなどの媒体を活用し、その魅力を発信してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

高橋議員。

［９番　高橋龍一　議員　登壇］

○高橋龍一　議員

ぜひとも地域振興の足がかりにしていきたいと考えておりますので、地元の意見も取り入れながら、引き続き、関心を持って御検討をお願いいたします。

次に、公営住宅の包括管理についての質問に移ります。

御承知のとおり、令和７年度より公営住宅の管理を民間事業者へ包括的に委託する事業がスタートしています。それまで職員が行っていた管理業務を専門業者に委託するもので、入居者からの修繕等の相談を専用窓口で受け付ける仕組みも設けられました。

これにより、入居者に対してはタイムリーで迅速な対応ができ、職員は滞納者への督促等に注力できるメリットがあるとの説明であったと思います。

しかし、私の地元である久原団地では、相変わらず空室の周囲の草木は生い茂り、管理が行き届いているようには見えません。また、団地周辺の住民からは、何度も市に境界部分の草取り等のお願いをしてきたが聞き入れてもらえない、との話を聞きました。

実際に７月の大雨の後、境界ののり面に生える木々が田んぼに迷惑しているので、伐採を私からお願いしましたが、２か月たってもいまだ伐採は行われていませんし、旧汚水処理施設の跡地ではカズラが伸びて、電線や道路標識に巻きついているところもあります。

地元自治会でも、刈払機やチェーンソーを準備して、公役も行われていますが、いかんせん入居者の高齢化と母子家庭が多く、思うような作業ができないのが実情です。

そこで、改めてこの包括管理について確認させていただきたいと思いますので、この間の委託料の推移と、入居者からの修繕等の相談件数がどれぐらいあって、それに対してどのように対応しているか伺います。

○有働辰喜　議長

森建設部長。

［森賢治　建設部長　登壇］

○森賢治　建設部長

御質問にお答えいたします。

まず、市営住宅の包括管理における入居者からの修繕等の依頼への対応状況につきましては、受託事業者が受付センターを窓口として対応しており、緊急の案件にも対応できる体制を整えております。

また、委託料の推移につきましては、令和７年度から５年間にわたり、公営住宅や公園施設、学校施設の管理業務とを一括して発注する包括委託方式を採用しており、住宅管理分の委託料は、各年度につき約１億3100万円としております。

次に、入居者からの相談件数の実績については、令和７年度は約800件となっております。

その主な取組内容としては、住宅設備の不具合に関する各種問合せをはじめ、軽微な修繕や緊急を要する修繕の要請など多岐にわたっており、これらの対応に際し、委託料に含まれる修繕費等の枠組みを活用し、適切に対応しております。

また、共有施設の維持管理や補修工事についても同様の取扱いとなっております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

高橋議員。

［９番　高橋龍一　議員　登壇］

○高橋龍一　議員

適切に対応しているとの御答弁でありましたが、毎年度１億3000万円の予算を費やしているにもかかわらず、対応を依頼している側にとっては不満が残る状態であり、包括管理と果たして言えるのか、疑問も残ります。

２回目の質問として、入居者や周辺住民からの相談に適切に対応するため、委託者である市として、業者とどのような連携体制を取っているのかを伺います。

○有働辰喜　議長

森建設部長。

［森賢治　建設部長　登壇］

○森賢治　建設部長

御質問にお答えいたします。

入居者からの相談等への対応における市と受託事業者との連携につきましては、通常の連絡調整に加え、月１回の定例会議を開催することで、業務の進捗状況や現場の課題に関する情報共有を図っております。

特に緊急を要する対応や修繕費が多額となる案件については、市への事前報告と協議を行う体制を取ることで、適正かつ円滑な管理を実現しております。

今後も、引き続き受託事業者との連携を強化し、入居者の皆様が安全で快適に暮らせる住環境の維持と、適正な委託管理に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

高橋議員。

［９番　高橋龍一　議員　登壇］

○高橋龍一　議員

本来、公営住宅の管理は、そこから発生する家賃収入の範囲内で行うことが原則というのは分かりますし、何もかもすぐに対応はできないことも理解しております。

しかしながら、周辺住民に迷惑がかかるような状態であれば、やはり優先して対応していただくべきだと考えますので、委託業者との連携の強化や適切な助言を切にお願いしたいと思います。

そもそも論から言えば、空室が目立つ老朽化したものについては集約化し、跡地を売却するなど、人口減少社会に対応して、公営住宅戸数のさらなる適正化を早急に進めていただくこともお願いして、次の質問に移ります。

最後に、学校給食についての質問です。

給食費の無償化については以前から議論がなされていましたが、今年度から小学校については国の方針で無償化が実施されました。

しかしながら、一部報道では、国庫負担分では不足するため自治体が独自に不足分を補填しているとありました。

また、中学校については、従来どおり保護者負担のままですが、男子生徒を持つ保護者から量が足りないとの指摘を受けました。育ち盛りの中学生となると、平均的な給食の量では足りないだろうなとは思いますが、無償化することで質や量が低下しているのでは本末転倒です。

そこで改めて、現在の給食費の状況と、小学校の無償化に対する国庫負担では不足する報道、また、質と量の確保についての見解を伺います。

○有働辰喜　議長

田上教育部長。

［田上博之　教育部長　登壇］

○田上博之　教育部長

御質問にお答えいたします。

給食費は給食原材料費の価格上昇に対応するため、令和７年度から１食当たりの給食単価を、小学校が260円から328円に、中学校が315円から388円に増額しております。

これにより、令和７年度以降の給食の質と量は十分賄えていると考えています。

続きまして、保護者の負担ですが、令和７年度は給食費１食当たりの増額分の、小学校68円、中学校73円を、国の重点支援地方交付金を活用し、保護者負担分を令和６年度と同額にいたしました。

本年度は、小学校給食費の保護者負担軽減につきましては、国の負担軽減交付金

及び重点支援地方交付金を活用し、最終的に保護者負担をゼロとしております。

次に、中学校につきましては、令和７年度と同様に、重点支援地方交付金を活用することで、保護者の負担は増額しておりません。

給食費の保護者の負担軽減につきましては、国の動向を注視し、研究してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜　議長

高橋議員。

［９番　高橋龍一　議員　登壇］

○高橋龍一　議員

――――――

○有働辰喜　議長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後１時56分　散会

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

９月１８日(金曜日)

令和８年（第５回）山鹿市議会９月定例会会議録

議　事　日　程（第５号）

令和８年９月18日（金曜日）午前10時開議

第１　議案第65号　山鹿市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
議案第66号　山鹿市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例及び山鹿市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
議案第67号　山鹿市下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例
議案第68号　山鹿市社会体育施設条例の一部を改正する条例
議案第69号　山鹿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
議案第70号　山鹿市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
議案第71号　山鹿市民医療センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
議案第72号　令和８年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）
議案第73号　令和８年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第74号　令和８年度山鹿市工業団地整備事業特別会計補正予算（第１号）
議案第75号　令和８年度山鹿市水道事業会計補正予算（第１号）
議案第76号　令和８年度山鹿市病院事業会計補正予算（第１号）
議案第77号　令和８年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第１号）
議案第78号　財産の取得について（学校給食共同調理場厨房機器）
議案第79号　財産の取得について（高規格救急自動車）
議案第80号　訴えの提起について（工業団地整備事業に係る抵当権抹消登記請求）
認定第１号　令和７年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第２号　令和７年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第３号　令和７年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第４号　令和７年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第５号　令和７年度山鹿市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第６号　令和７年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第７号　令和７年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第８号　令和７年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第９号　令和７年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
認定第10号　令和７年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
認定第11号　令和７年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
認定第12号　令和７年度山鹿市農業集落排水事業会計決算の認定について
請願第１号　加齢性難聴者の認知症予防のために、補聴器購入に公的助成を求める請願

（委員長報告）
討　　論
採　　決

第２　意見書案第１号　非核三原則の堅持を求める意見書
議案第81号　令和８年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

出席議員（20名）

１番	工　藤　彩友美
２番	北　原　和　智
３番	髙　松　佳　美
４番	小　林　文　江
５番	古　家　茂　臣
６番	永　田　壮　拡
７番	原　　芳　郎
８番	隈　部　賢　治
９番	高　橋　龍　一
10番	豊　田　新二郎
11番	山　下　誠　治
12番	古　川　和　博
13番	金　光　一　誠
14番	松　見　真　一
15番	小　川　榮　二

16番	芋　生　よしや
17番	勢　田　昭　一
18番	有　働　辰　喜
19番	服　部　香　代
20番	永　田　紘　二

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	早　田　順　一
副市長	阿蘇品　貴　司
教育長	堀　田　浩一郎
総務部長	功　能　宇　治
総務部首席審議員	永　田　健　一
市民部長	鬼　塚　敦　夫
福祉部長	原　　幸　徳
農林部長	園　田　和　雄
商工観光部長	新　堀　竜一郎
建設部長	森　　賢　治
教育部長	田　上　博　之
市民医療センター事務部長	入　江　智　紀
消防本部消防長	黒　田　武　徳
市民部次長	堀　　拳　也
福祉部政策審議員	川　上　高　博
建設部政策審議員	大　和　由　奈
水道局長	豊　田　秀　行
教育部首席教育審議員	黒　木　幸　博
財務課長	富　﨑　嘉　隆
子ども課長	森　　英　州
観光課長	長　迫　　貴

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

事務局職員出席者

議会事務局長	中　村　武　志
書記	服　部　隆　文
書記	竹　丸　泰　行

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前10時00分　開議

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

○有働辰喜　議長

改めまして、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

この際、お諮りをいたします。

高橋龍一議員から、去る９月９日の本会議における発言の一部について、不穏当な発言があったとの理由により、お手元の発言取消申出書に記載した部分を取り消したい旨の申出がありました。

この取消しを許可することに、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○有働辰喜　議長

御異議なしと認めます。

よって、高橋議員の発言取消申出を許可することに決しました。

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

日程第１　議案第65号～認定第12号及び請願第１号

○有働辰喜　議長

日程第１、各常任委員会に付託してありました議案第65号から認定第12号及び請願第１号までの全案件を一括議題といたします。

各常任委員長の報告を求めます。金光建設経済委員長。

［金光一誠　建設経済委員長　登壇］

○金光一誠　建設経済委員長

おはようございます。建設経済委員会から報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託された案件は、議案５件、認定７件であります。

去る９月10日、午前10時から本庁５階501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催しました。

議案審査に先立ち、今議会提案の下水道事業２か所の現地調査を行い、担当職員から詳細な説明を受けました。

現地調査後、午前11時から委員会を再開し、付託された案件を慎重に審査しました。

その結果について報告をいたします。

議案第67号、議案第74号、議案第75号、議案第77号及び議案第80号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第５号から認定第９号、認定第11号及び認定第12号は、原案のとおり認定す

べきものと決しました。

以上、建設経済委員会の報告を終わります。

○有働辰喜　議長

隈部市民福祉委員長。

［隈部賢治　市民福祉委員長　登壇］

○隈部賢治　市民福祉委員長

皆さん、おはようございます。市民福祉委員会から御報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案６件、認定４件、請願１件であります。

去る９月11日、午前10時から、501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

初めに、市民部所管の議案を、その後、福祉部及び市民医療センター所管の議案を慎重に審査いたしました。

その結果について御報告をいたします。

議案第65号から議案第66号まで、議案第70号から議案第71号まで、議案第73号及び議案第76号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、認定第２号から認定第４号まで及び認定第10号は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

請願第１号につきまして、請願の紹介議員である高橋龍一議員に出席を求め、請願の趣旨説明を求めました。

委員より、本請願について、「加齢性難聴が高齢者の社会参加や日常生活に影響を及ぼすことから、補聴器購入に対する支援の必要性については、委員会としても十分理解するところであるが、令和７年６月定例会における本請願と同趣旨の陳情が本会議で不採択となった一方で、令和７年12月定例会において、難聴者の補聴器購入に対する国の公的支援制度の創設を求める意見書を本市議会として全会一致で採択しているところである。こうしたこれまでの経緯を踏まえ、今回、請願については、直ちに結論を出すのではなく、県内自治体における補聴器購入助成制度の実施状況や助成実績、執行率、財源、さらには国・県の今後の動向等について、さらに調査・検証する必要がある」として、継続審査が出されました。

この動議を採決した結果、継続審査すべきものと決しました。

以上、市民福祉委員会の報告を終わります。

○有働辰喜　議長

松見総務文教委員長。

［松見真一　総務文教委員長　登壇］

○松見真一　総務文教委員長

おはようございます。総務文教委員会の報告をいたします。

本定例会において、当委員会に付託されました案件は、議案４件であります。

去る９月14日、午前10時から、501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開会しました。

審査に先立ち、鹿本体育館空調設備の現地調査を行いました。

現地調査後、再開し、議案を慎重に審査いたしました。

その結果について御報告いたします。

議案第68号、議案第69号及び議案第79号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第78号は、学校給食共同調理場厨房機器一式の取得に関するものであります。学校給食センターの整備の必要性自体については、委員から異議はありませんでしたが、審査の過程において、次のような質疑が交わされました。

厨房機器の購入に当たり、競争入札ではなく随意契約とする必要があったのはなぜか。また、５億3350万円という取得金額が適正であるかどうかの判断基準は何か。工期内での完了を目指す必要があることは理解するが、それであれば、なぜ業務の発注をより早い時期に行わなかったのか。プロポーザル方式による設計業務の発注に際し、厨房機器の取得価格が高額になることはあらかじめ想定できたのではないか。随意契約となることを事前に説明しなかったのはなぜか。これに対して、執行部からは、透明性、公平性の確保並びに価格競争によるコスト削減の必要性について説明がありました。

質疑終了後、討論に付したところ、反対の立場から、「山鹿市民の大切な税金を使う以上、公平性、透明性を確保するためにも、一般競争入札とすべきである」として、反対討論がなされました。

また、「厨房機器の購入先を決定する過程において、十分な競争性が確保され、その価格の妥当性が客観的に検証されているとは認められず、議会が議決すべき十分な説明と検証が尽くされたとは判断できず、反対します」との反対討論がなされました。

討論終結後、挙手採決の結果、議案第78号は、賛成少数により否決すべきものと決しました。

以上、総務文教委員会の報告を終わります。

○有働辰喜　議長

小川予算決算委員長。

［小川榮二　予算決算委員長　登壇］

○小川榮二　予算決算委員長

皆さん、おはようございます。予算決算委員会の報告をいたします。

今期定例会において、当委員会に付託されました案件は、議案１件、認定１件であります。

今月４日、７日、本議場において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催し、議案第72号及び認定第１号について、執行部からの説明を受け、質疑を行いました。

15日、第１、第２会議室において、討論・採決を行いました。

採決の結果、議案第72号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、認定第１号は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、採決後に行った委員間討議の結果について御報告いたします。

まず、議案第72号につきましては、「今回、物価高騰対策として計上されている上下水道料金の免除に関し、これに該当しない市民もおられるため、今後は恩恵を受けない市民に対しても平等に行き届くような支援の在り方を検討していただくよう要望する」との意見を付することに決しました。

次に、認定第１号につきましては、「工業団地整備事業などの大型で長期に及ぶ事業については、市民の関心も高いことから、今後はさらなる事業進捗の情報発信に努めていただくこと。また、決算書やその関係資料については、より詳細な説明や積算根拠を加えるなど、決算の審査をする上で必要となる情報の充実に努めていただくよう要望する」との意見を付することに決定いたしました。

以上、予算決算委員会の御報告といたします。

○有働辰喜　議長

以上で、各常任委員会からの報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○有働辰喜　議長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論の通告があっておりますので、発言を許します。

服部香代議員。

［19番　服部香代　議員　登壇］

○服部香代　議員

議席番号19番、服部香代です。議案第78号　財産の取得について、賛成の立場から討論いたします。

今回の議案は、学校給食共同調理場の厨房機器一式を５億3350万円で取得しようとするものであり、財産の取得に関する条例で定める予定価格2000万円を超えていることから、議会の議決に付されているものでございます。

地方公共団体の契約は、競争入札が原則でありますので、その意味では、５億円を超える大きな契約を随意契約によって行う以上、なぜこの契約方法を採用するのか、これは執行部と議会が共に市政を預かる立場として、市民に対する説明が十分にできると判断できるまで、しっかりと議論をし、合意形成を図っていく責任があると考えます。

そのため、今回の契約方法が随意契約であることについて、その妥当性や説明が十分であったのかという指摘や疑問が示されるということは当然のことであると受け止めています。

一方で、今回の契約については、これだけを切り離して見るのではなく、これまでの経緯も踏まえる必要があると考えています。令和６年度に厨房機器の選定や配置などに関する技術的な設計業務支援について、プロポーザル方式による業者選定が実施されております。その際、公表されている公募要領では、将来の厨房機器購入を見据え、プロポーザルの際に提示した見積額を上回らないことを前提として、厨房機器購入に係る優先交渉権を付与するとの記載があり、この点につき、参加機会の公平性は担保されていたものと考えられ、また、今回示された５億3350万円という金額も、その当時の前提条件を満たして据え置かれたものとされています。

そこで仮に、現在の設計仕様、規格で改めて積算をやり直し、競争入札の手続を行うこととなれば、資材価格や人件費等の上昇などから、契約金額が増額となる可能性があることも予想されます。もちろん、実際に入札を行わない以上、競争入札をすれば必ず高くなると断定することはできません。しかし、契約手続を一からやり直すとなれば、再積算に伴う予算措置、入札手続などに一定の時間を要することになります。学校給食共同調理場については、現在、令和８年度、令和９年度に本体及び厨房工事を行い、令和10年８月、２学期からの供用開始が予定されております。

そのため、今回の議案を判断するに当たっては、契約方法だけではなく、手続をやり直すことに伴う契約金額への影響、そして事業スケジュールへの影響、また、学校給食の供用開始時期への影響まで含めて考える必要があると思っています。

私は、今回の契約に至るまでの進め方や議会への説明の在り方については、必ずしも十分ではなく、検証すべき点が残っていると考えておりますので、今回の議決によって、これまでの進め方の全てが是とされるものではないと思っています。

今後、このような大規模な契約、とりわけ随意契約を予定する場合には、なぜそ

の契約方法を採用するのか、価格の妥当性をどのように確認するのか、そして、どのような事業スキームになっているのかを、もっと早い段階から議会に明確に説明することを求めます。

その上で、本議案については、これまでの事業の経緯、提示されている契約金額、契約手続をやり直した場合の財政的な影響、さらに、令和10年８月の供用開始を予定している学校給食共同調理場全体の事業スケジュールを鑑み、本案に賛成いたします。

以上、賛成討論といたします。

○有働辰喜　議長

以上で、服部議員の討論は終了いたしました。

次に、金光一誠議員の発言を許します。

金光議員。

［13番　金光一誠　議員　登壇］

○金光一誠　議員

議席番号13番、金光一誠です。議案第78号　財産の取得につきましては、反対の立場から討論を行います。

厨房機器購入のための実施設計額は、５億3350万円で、令和８年３月議会で予算の確保があっております。遡ってみますと、令和６年３月に山鹿市学校給食施設再編整備基本構想・基本計画が策定され、６月に厨房設計に係る技術的支援業務の補正予算331万1000円が計上、９月から10月にかけ、学校給食調理場厨房設計に係る技術的支援業務を公募型プロポーザル方式により業者が選定され、見積額216万7000円で随意契約が締結されています。

また、この契約の業務内容は、実施要領で示されているとおり、給食共同調理場新築工事基本プラス実施設計の技術的支援と既存学校の配膳室改修工事基本プラス実施設計の技術的支援となっており、あくまでも新築等設計業務を行うための設計業者への補完的支援業務と私は理解しており、私の考えは、担当部署の優れた業者を特定したいとの思いとは少し違っておりまして、公募型プロポーザル方式による業者選定とは、業務内容から見て切り離すべき案件ではなかったかと思っており、このことは、他市の事例からも見てとれます。

考え方の相違かもしれません。もちろん、担当部署の責任でもなく、選定業者の責任でもないと思っております。結論として、現に５億3350万円の詳細な設計書が出来上がっていますが、プロポーザルの選定会議で評価された厨房機器購入見積書の上限額６億1600万円に対して、選定業者の提案価格が一番高いと価格の提示はありませんでしたが、委員会の質疑でお聞きしましたので、果たして５億3350万円が

高いのか、安いのか見当がつかず、法的にはクリアするかもしれませんが、随意契約でよいのか判断がつきません。

質疑でも言いましたように、公共の調達は、公平性や透明性を保つ観点から、複数の業者に競わせる競争入札が原則でありますし、今回は競争入札が望ましいとの考えから、議案第78号　財産の取得については反対とします。

○有働辰喜　議長

以上で、金光議員の討論は終了いたしました。

次に、永田壮拡議員の発言を許します。

永田議員。

［６番　永田壮拡　議員　登壇］

○永田壮拡　議員

議席番号６番、永田壮拡でございます。議案第78号　財産の取得について、反対の立場から討論をいたします。

私は、子供たちの安全な食育環境のための新しい学校給食共同調理場の整備や専門性の高い厨房機器について、事業者の技術的知見を設計段階から活用すること、また、プロポーザル方式そのものを否定するものではございません。

しかし、今回、議会に求められているのは、５億3350万円の厨房機器を随意契約によって取得することの是非であります。市は委員会の冒頭説明で、「今回の厨房機器の購入につきましては、令和６年度に公募型プロポーザル方式を導入して行っております」と説明をし、４社が参加したことから、競争性、公平性が確保されていると説明がございました。

しかしここは明確に分けて考える必要があります。令和６年度に４社が競ったのは、今回の５億3350万円の厨房機器購入そのものではなく、厨房設計に係る技術的支援業務についてのプロポーザルです。そして、その受託者には、委託契約を結んだ時点で、将来の厨房機器契約について優先交渉権が与えられることになっておりました。委員会では、この優先交渉権が随意契約を意味するとの説明がありました。

しかし、優先交渉権を与えていたこと自体が、地方自治法上の随意契約の要件を満たすものではありません。実際、市も今回の随意契約の法的根拠として、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号及び第６号を上げております。これを分かりやすく申し上げれば、第２号は、契約の性質または目的が競争入札に適しない場合、第６号は、競争入札に付することが不利と認められる場合に例外として随意契約を認める規定でございます。

したがって、今回、議会が確認すべきなのは、優先交渉権があったかどうかではなく、今回の契約が本当に競争入札に適しないのか、本当に競争入札にすると、市

にとって不利になるのか、その法的要件を裏づける客観的な根拠が示されているかどうかであります。

市は、競争入札を実施した場合、同等品での代用はできず、納期内納入が難しいことや費用がさらに増大する可能性があると説明をされました。

さらにその後の質疑では、設計段階において、契約相手方以外から見積りを取っていないことが明らかになりました。他社から見積りを取っていないのであれば、他社では実際にどの程度費用が増大するのか、本当に納期内納入が困難なのか、その判断をどのように客観的に確認をされたのか疑問であります。

また、可能性があるということと、法律が定める競争入札に付することが不利と認められるということとは同じではありません。

さらに、山鹿市自身の契約規則について申し上げます。山鹿市契約規則第20条では、随意契約であっても、できる限り複数の事業者から見積りを取り比較することを求めております。もちろん同条には例外規定もございますが、今回、契約相手方以外から見積りを取っていないのであれば、なぜ複数の事業者から見積りを取らなかったのか、その理由についても十分な説明があったとは言えません。

今回の厨房機器購入そのものについて価格競争は行われず、他社見積りによる価格比較もない中で、予定価格と契約金額は同額の５億3350万円と説明もございました。この価格が適正であることを、何をもって客観的に確認したのか、大変疑問が残ります。

また、他自治体との価格差の理由の一つとした本市独自に導入する新たな機器についても、当初約１億1000万円との説明がありましたが、委員会審議直前に約6000万円だったということで訂正をされました。約5000万円もの差が生じる金額の訂正は、単なる説明上の誤りとして済まされるものではありません。これは議会の議決判断の前提となる説明の正確性そのものに関わる問題であり、議会として軽視することはできません。

さらに、本議案の採決結果次第では、今後の整備スケジュールや事業費などに影響が生じる可能性があることも理解をしております。しかし、そうした影響と今回提案されている５億3350万円の随意契約の妥当性については、分けて判断するべき問題です。将来的な影響を理由として、契約方法や価格について十分な検証がなされないまま議会が議決することは適切ではないと考えます。

最後に申し上げます。新しい学校給食共同調理場の整備にこれまで取り組んでこられた教育委員会や担当部署、そして現場の皆様の日々の努力については、心から敬意を表するところでございます。そして、この議案を議会に提案している以上、これは担当部署だけの問題ではございません。市の最高責任者である市長において

も、その責任を十分に認識するべきであるというふうに考えます。

行政が行う契約、とりわけ多額の公金を支出する契約については、公平性と透明性を確保し、市民から疑念を抱かれることのない契約手続でなければなりません。競争入札を行わないのであれば、なおさら１社との随意契約とする合理的な理由と価格の妥当性について、競争に代わるだけの客観的な検証が必要であります。

今回の審査では、競争入札に適しないとする根拠、競争入札に付することが不利とする根拠、そして５億3350万円という価格の妥当性について、議会が責任を持って議決するに足る十分な検証が尽くされたとは判断できません。

以上の理由から、議案第78号　財産の取得について反対をいたします。

○有働辰喜　議長

以上で、永田議員の討論は終了いたしました。

次に、芋生よしや議員の発言を許します。

芋生議員。

［16番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

皆さん、おはようございます。議席番号16番、日本共産党の芋生よしやです。

私は、今回の議案５件、認定４件について、反対の立場から討論を行います。

議案第66号　山鹿市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例及び山鹿市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例は、医療費助成の事務処理、受給資格の確認や情報連携を行うに当たり、マイナンバーやオンラインシステムを利用する国が進めるマイナ保険証への一本化方針により、マイナンバーの利用範囲を拡大するものです。

災害時や停電時において、通信インフラの遮断により、マイナ保険証のシステムが利用できなくなる不具合やリスクが全国で見られます。救急医療の現場では、一刻を争う対応が求められるため、カードの読取りや暗号入力、資格確認に手間取ることは時間のロスにつながり、現行の健康保険証のほうが確実で早いとの現場の声もあります。

福祉医療の受給資格確認は、従来の資格確認書や紙の受給資格証で十分可能であり、マイナンバーのひもづけや利用拡大は不要です。取得や利用が本来任意であるべきマイナ保険証を事実上強制するものであり、反対です。

議案第68号　山鹿市社会体育施設条例の一部を改正する条例は、鹿本体育館の冷暖房設備使用料を9,200円とするものです。電気料金に加え、設備投資費用も算定根拠にするとの説明がありました。

近年の物価高騰は、市民生活に大きく影響を及ぼしています。公共施設の維持管

理やエアコン設置、これは行政が公費で賄うべき基本的な福祉インフラであり、その設備投資費用を個々の利用者に転嫁すべきではありません。利用料が高くなることで、高齢者や子育て世代が利用しづらくなり、地域のつながりや社会教育の機会が奪われることにもなりかねません。以上の理由で反対です。

議案第71号　山鹿市民医療センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例、これは特別室使用料を、7,000円を8,000円に、5,000円を6,000円に、3,000円を3,600円に引き上げるものです。

物価高騰や人件費の上昇で、医療センターの経営が悪化していることは大変懸念しております。それを患者の自己負担増、特別室料値上げによって補塡すべきではありません。市民が安心して公的医療を受けられる環境を維持するため、使用料の値上げには反対です。

特別室料金の扱いは審議の中でも確認されていました。病院側の都合で個室利用の場合には患者に差額ベッド代を請求してはならないことは明確化されているとは思いますが、どなたにでも分かるように徹底をお願いします。

議案第72号　一般会計補正予算には、議案第66号　ひとり親家庭医療費助成事業49万3000円、子ども医療費助成事業49万3000円のシステム改修費が含まれていて、反対です。

議案第78号　学校給食共同調理場の厨房機器財産の取得です。

私はこれまでも主張しておりましたが、各学校に調理場を設け、その場で調理、提供する自校調理方式が、五感を培う食育が毎日の学校生活にある、配送ではなく、調理員も児童も顔が見え、出来たての温かい給食が届く、何らかのトラブルが発生すれば被害が大きくなるという点などからも、自校方式が最も優れているという立場を取ってきました。

今回の学校給食再編事業は、3,000食一括調理という大規模化に懸念があるということで反対でした。

今回の共同調理場厨房機器の取得、先ほども討論があっておりましたが、５億3350万円の価格のことで、本当に妥当なのか、もっと十分な議論が必要だと思いますので、反対といたします。

認定第１号　一般会計決算、令和７年度予算編成時、選ばれる山鹿、だから山鹿を体現する取組の推進を述べられ、第２次総合計画に基づく施策、人口減少対策を掲げられました。

歳入395億4882万9404円で、昨年度に比べ増加しております。歳出では、人件費の増加、鹿本体育館空調設備設置費用、保健所、バイオマス、矢谷キャンプ場の解体、また、物価高騰の影響を受けたものの、実質収支は約38億円の黒字となってい

ます。

また、工業団地整備事業が特別会計となり、市民医療センターに貸付金15億円と、大きく財政調整基金が取り崩されましたが、それでも、財政調整基金額は、標準財政規模の10％以上は保持していると答弁もあっております。市民福祉増進のために活用すべきと考えます。

支出では、マイナンバー関連の支出です。日本共産党は、国民一人一人に生涯変わらない番号をつけ、他分野の個人情報をひもづけして利用できるようにすること自体、プライバシー権の侵害の危険を持つ重大な問題であると、マイナンバー制度については反対であり、廃止すべきと求めております。

社会保障・税番号制度関連事務、個人番号カード交付関連事務費など、マイナンバー促進のための支出。

また、自衛隊への名簿提供、軍事的国際情勢は著しく悪化しています。防衛費の大幅な増大が進む中、自衛隊の任務の危険性が高まっているという見解を示される中、名簿提出自治体が2025年度には前年度より27自治体減り、2016年度以降、９年ぶりに減少となりました。名簿提供に対しては、各地で批判が高まっています。24年には、奈良市の高校生が、憲法第13条が保障するプライバシー権の侵害だとして、国と市を相手に国家賠償を求める訴訟を初めて起こしました。2023年３月にも、岐阜市の高校生が、国と市に対して損害賠償を求めて提訴。各地の平和委員会が学習会や申入れを行い、昨年からオンライン署名も開始しました。住民から批判の声が上がり、提供を取りやめた自治体もあるのです。

このような中、本市の自衛官募集事務に関する庁舎の横断幕は、自衛隊の広報の役割を果たすかのようであり、見直すべきです。これまでの方針を改め、次年度から名簿提供を中止するよう求めます。

また、学校給食再編事業については、議案第78号で述べた理由で反対。フッ化物洗口については、急性中毒過敏症状の危険性があり、幼児・低学年児童においては、誤飲の可能性も否定できず、その場合、身体影響への懸念も払拭されていません。ＷＨＯ専門委員会報告書は、６歳未満のフッ化洗口を禁忌としています。フッ化物洗口の有効性は、従来考えられてきたより低い可能性があり、フッ素配合歯磨き剤が普及している現状においては、フッ化物洗口による併用効果にも疑問があります。虫歯予防においては、フッ化物洗口以外にも様々あり、虫歯が減少している現状においては、学校などにおいて集団的にフッ化物洗口を実施する必要性、相当性には重大な疑問があります。有効性、安全性についての追加調査はなされておりません。

集団によるフッ化物洗口後の廃液により水質汚濁防止法、下水法上の排水規制違反など、環境汚染へのおそれがあります。

以上の点から、認定第１号　一般会計決算に反対といたします。

認定第２号　山鹿市国民健康保険特別会計決算、国民皆保険の中核をなす国民健康保険は、人口減少、被用者保険拡大などに伴い、加入者の多くが高齢者や低所得者であり、加入者自身で支えるという制度の構造そのものに限界が来ています。

国保加入者の命と暮らしを守る観点から、本予算には反対です。

認定第３号　山鹿市後期高齢者医療特別会計決算、後期高齢者医療制度は、75歳以上の人を他の世代から切り離し、際限のない負担増と差別医療を押しつけるもので、制度そのものに反対です。

高齢者の負担は限界です。市が市民の暮らしを守るため、運営主体である県広域連合にも働きかけ、保険料の抑制を図る具体的な措置を行うよう強く求めるべきだと考えます。

認定第４号　介護保険事業特別会計決算、訪問介護の基本報酬削減などにより、ホームヘルパー不足や事業所の廃業などが起こり、これまでの事業所ではないところへサービスを受けるために行かなければならなくなったり、必要なサービスが受けられなくなる危機的状況となっています。

また、国が主導する軽度者への給付見直しや予防重視の名目による介護保険外しも行われ、介護への信頼が損なわれる状況にもなっています。介護保険料利用料の負担増ではなく、国や自治体による公費負担、国庫負担の引上げを求めるべきです。

あわせて、低所得者への保険料利用料の本市独自の減免を実施すべきであると、介護保険事業特別会計決算に反対するものです。

以上で、私の反対討論は終わります。

○有働辰喜　議長

以上で、芋生議員の討論は終了いたしました。

これをもちまして、通告による討論は全て終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。

古川議員。

［12番　古川和博　議員　登壇］

○古川和博　議員

議席番号12番、清風やまが、古川和博です。議案第78号　財産の取得について、賛成の立場から討論いたします。

まず、本件について、総務文教委員会において、慎重に協議を重ねられたことに対し、委員の皆様の御努力に敬意を表したいと思います。

その上で、今回、私は今回の議案について賛成の立場を明確にいたします。

本件は５億3350万円の随意契約であります。この契約については、令和６年に公

募型プロポーザルが実施され、４社が参加し、その中から選定された事業者との契約であります。また、契約額についても、令和６年度の見積額から増額されておらず、近年の異常な物価高騰の影響を受けていないとの説明を受けております。

私は、今回の審議を通して、契約の進め方や執行部の説明について様々な意見が出されたことは、決して無駄な議論ではなかったと考えています。むしろ、こうした議論を今後の行政運営に生かし、説明責任や透明性をさらに高めていくことこそ、議会として求めていくべきことだと思います。

しかし、ここで私が申し上げたいのは、契約の進め方について、今後改善を求めることと、今回の給食センター整備を前に進めることは分けて考える必要があるのではないかということであります。

なぜなら、学校給食共同調理場は、令和10年８月下旬の運用開始をめどに進められており、夏休み期間中に十分な試運転を行い、機器の操作訓練などを確実に進める必要があるからです。ここで整備に遅れが生じれば、こうした準備期間の確保にも影響が出ることが懸念されます。

そして、今回取得する金属探知機や食器カウント装置などは、単に給食を作るための機械ではありません。子供たちに安全な給食を提供し、作業の効率化を図り、過去に鹿本給食センターで発生した異物混入のような事態を防ぐためにも、重要な役割を果たす機器であります。

つまり、今回、私たちが判断しようとしているのは、単なる機械を買うか、買わないかという問題ではございません。これからの山鹿市の学校給食をどのように安全・安心なものとして子供たちに届けていくのか、そのために必要な整備を予定どおり進めるかどうかという判断であると私は考えます。

仮に再入札となれば、物価高騰の影響による費用の増加や工期の遅延も懸念されます。そして何より、給食の時間を満面の笑顔で楽しみに待っている子供たちがいます。その子供たちに、私たち大人の議論の結果として、必要な給食環境を届けることが遅れてしまうことがあってはならないと思います。私はそのことを今回の判断において大切にしたいと思います。

契約の進め方については、今後さらに改善を求めていく一方で、子供たちの安全・安心な給食につながる今回の整備については着実に前へ進める。この２つは決して相反するものではありません。むしろ議会として必要な指摘をしながら、必要な事業は前に進めていくことこそ、今、私たちに求められている責任ではないでしょうか。安全で安心な給食を一日も早く子供たちへ届ける、そのためにも、私は今回の議案を前に進めるべきだと判断いたしました。

以上の理由から、議案第78号　財産の取得について賛成いたします。

議員各位の御賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○有働辰喜　議長

以上で、古川議員の討論は終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○有働辰喜　議長

それでは、討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、これより採決を行います。

議案第65号に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○有働辰喜　議長

御異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第66号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

［各議員採決ボタンを押す］

○有働辰喜　議長

ボタンの押し間違いや押し漏れはございませんか。

［画面に「投票結果」の文字が出る］

○有働辰喜　議長

ないものと認め、採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第67号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○有働辰喜　議長

御異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第68号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

［各議員採決ボタンを押す］

○有働辰喜　議長

ボタンの押し間違いや押し漏れはございませんでしょうか。

［画面に「投票結果」の文字が出る］

○有働辰喜　議長

ないものと認め、採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第69号及び議案第70号の２案件を一括採決いたします。これら２案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○有働辰喜　議長

御異議なしと認めます。

よって、２案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第71号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

［各議員採決ボタンを押す］

○有働辰喜　議長

ボタンの押し間違いや押し漏れはございませんか。

［画面に「投票結果」の文字が出る］

○有働辰喜　議長

ないものと認め、採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第72号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

［各議員採決ボタンを押す］

○有働辰喜　議長

ボタンの押し間違いや押し漏れはございませんか。

［画面に「投票結果」の文字が出る］

○有働辰喜　議長

ないものと認め、採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第73号から議案第77号までの５案件を一括採決いたします。これら５案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○有働辰喜　議長

御異議なしと認めます。

よって、５案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第78号に対する委員長報告は否決であります。原案について採決をいたします。議案第78号は原案のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

［各議員採決ボタンを押す］

○有働辰喜　議長

ボタンの押し間違いや押し漏れはございませんでしょうか。

［画面に「投票結果」の文字が出る］

○有働辰喜　議長

ないものと認め、採決を決定いたします。

賛成少数であります。

よって、本案は否決することに決しました。

次に、議案第79号及び議案第80号の２案件を一括採決いたします。これら２案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおりに決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○有働辰喜　議長

御異議なしと認めます。

よって、２案件は可決することに決しました。

次に、認定第１号に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

［各議員採決ボタンを押す］

○有働辰喜　議長

ボタンの押し間違いや押し漏れはございませんか。

［画面に「投票結果」の文字が出る］

○有働辰喜　議長

ないものと認め、採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第２号に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

［各議員採決ボタンを押す］

○有働辰喜　議長

ボタンの押し間違いや押し漏れはございませんでしょうか。

［画面に「投票結果」の文字が出る］

○有働辰喜　議長

ないものと認め、採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第３号に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

［各議員採決ボタンを押す］

○有働辰喜　議長

ボタンの押し間違いや押し漏れはございませんでしょうか。

［画面に「投票結果」の文字が出る］

○有働辰喜　議長

ないものと認め、採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第４号に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

［各議員採決ボタンを押す］

○有働辰喜　議長

ボタンの押し間違いや押し漏れはございませんでしょうか。

［画面に「投票結果」の文字が出る］

○有働辰喜　議長

ないものと認め、採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第５号から認定第12号までの８案件を一括採決いたします。認定第５号から認定第12号までの８案件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○有働辰喜　議長

御異議なしと認めます。

よって、８案件は原案のとおり認定することに決しました。

次に、請願第１号に対する委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○有働辰喜　議長

御異議なしと認めます。

よって、請願第１号は閉会中の継続審査とすることに決しました。

ただいま、意見書案１件、議案１件が提出をされました。

お諮りをいたします。この際、２案件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○有働辰喜　議長

御異議なしと認めます。よって、これら２案件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

日程第２　意見書案第１号及び議案第81号

○有働辰喜　議長

日程第２、意見書案第１号を議題といたします。

提出者に説明を求めます。

髙松佳美議員。

［３番　髙松佳美　議員　登壇］

○髙松佳美　議員

皆様、おはようございます。ただいま議題となりました意見書案第１号　非核三原則の堅持を求める意見書について、提出者として、提案理由の説明を申し上げま

す。我が国は、世界で唯一の戦争被爆国です。広島、長崎において、一瞬にして多くの貴い命が奪われ、その後も長きにわたり多くの方々が苦しみを背負ってこられました。

この歴史を決して風化させることなく、核兵器の恐ろしさと平和の尊さを次の世代へ伝えていくことは、今を生きる私たちの責務であります。

山鹿市においても、平成22年９月17日に非核平和都市宣言を行っています。その中で、広島、長崎の惨禍を二度と繰り返すことがないよう、核兵器の恐ろしさ、平和の尊さを後世へ伝え、我が国の非核三原則が全ての国の原則となることを願い、戦争のない平和で安全な社会の実現を世界に訴えています。

今日、世界各地で戦争や紛争が続き、核兵器を巡る国際情勢も厳しさを増しています。しかし、このような時代であるからこそ、唯一の戦争被爆国である我が国が、生命の尊厳を何よりも大切にし、非核三原則を堅持するとともに、対立や分断を乗り越え、対話と協調によって平和への道を切り開いていくことが重要であると考えます。

平和は決して当たり前に存在するものではありません。戦争の惨禍を二度と繰り返さないとの決意を新たにし、先人たちが築いてきた平和を守り、未来を担う子供たちへと引き継いでいくため、本意見書では、国会及び政府に対し、非核三原則、核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませずを尊重し、将来にわたって堅持することを求めるものであります。

議員各位におかれましては、本意見書の趣旨に御理解を賜り、御賛同いただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○有働辰喜　議長

次に、議案第81号を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。

功能総務部長。

［功能宇治　総務部長　登壇］

○功能宇治　総務部長

議案第81号　令和８年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）につきまして、御説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の補正額は、8171万7000円で、補正後の総額は367億7599万9000円です。内訳は、令和８年７月28日に発生した熊本地震に係る被災者支援、復興支援及び公用、公共用施設等の災害復旧のための経費です。

補正予算の主な内容につきまして、歳出により御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

（款）総務費、（目）一般管理費の補正額2262万4000円は、熊本地震発生時の避難所運営及び宇城市をはじめ、被害の大きかった自治体への災害応援に係る職員の時間外勤務手当です。

（款）民生費、（目）災害救助費の補正額378万5000円は、熊本地震において被災した住宅・井戸等の応急修理に係る経費です。

（款）商工費、（目）観光費の補正額は、熊本地震の影響により落ち込んだ観光業関係店を支援する「やまが観光応援事業」に係る経費として6500万円を計上しております。内容としましては、市内宿泊者に対し、山鹿市内の観光業関係店で利用できるクーポン券を配布する事業になります。

11ページをお願いいたします。

11ページ、12ページは、地震により被害を受けた公用、公共用施設等の災害復旧に係る災害復旧費を計上しております。

被害箇所につきましては、水辺プラザかもと施設、第一児童館、山鹿健康福祉センター、中学校、鹿央多目的研修センター、鹿本市民センター及び文化財１件、災害復旧費の総額は1287万円です。

以上で、説明を終わります。

○有働辰喜　議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで議案審査のため、しばらく休憩いたします。

議員の皆様は、速やかに第１・第２会議室へお集まりください。

午前11時07分　休憩

――――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――――

午前11時40分　開議

○有働辰喜　議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております案件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○有働辰喜　議長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております２案件につきましては、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○有働辰喜　議長

御異議なしと認めます。

よって、２案件は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

永田壮拡議員。

［６番　永田壮拡　議員　登壇］

○永田壮拡　議員

先ほど追加議案で出されました意見書案第１号　非核三原則の堅持を求める意見書について、反対の立場から討論をいたします。

まず申し上げておきたいのは、私は、広島、長崎にもたらされた原爆の惨劇を二度と繰り返してはならないという思い、そして核兵器のない世界を目指していくという理念について異を唱えるものではございません。

また、我が国がこれまで、持たず、つくらず、持ち込ませずという非核三原則を掲げ、平和国家として歩んできたことについても、その意義を否定するものではありません。

私は以前、本議会に提出された日本政府に核兵器禁止条約への参加、批准を早急に求める陳情、これに対しても反対討論を行い、賛成少数で否決をされました。その際にも申し上げましたが、私自身、核兵器廃絶は人類が目指すべき究極の目標であると考えております。しかし一方で、我が国を取り巻く安全保障環境と、国民の生命と財産をどのように守っていくのかという現実にも向き合わなければなりません。今回もその基本的な考え方については変わりはございません。

今回の意見書は、国会及び政府に対して、非核三原則を将来にわたって断固として堅持するよう強く要請するものであります。しかし政府は、現在も非核三原則を政策上の方針として堅持すると明確に表明されております。現時点において、政府が非核三原則を廃止すると決定したわけでも、変更する方針を正式に示したわけでもありません。

そうした状況において、なぜ今、本市議会として国に対して改めて将来にわたって断固として堅持するよう強く要請する必要があるのか、私は、その具体的な必要性について十分な根拠を見いだすことができません。

また、我が国は、非核三原則を掲げる一方、現実の安全保障においては、米国による核を含む拡大抑止の下で国の安全を確保しているという側面がございます。

核兵器のない世界を目指すという理念と、厳しさを増す安全保障環境の中で、国民の生命と財産をどのように守っていくのか。これは決して単純な問題ではござい

ません。国際情勢や安全保障環境は絶えず変化していきます。

私は現時点で、非核三原則を変更すべきだとか、見直すべきだというふうに申し上げているのではございません。しかし、将来の安全保障環境がどのように変化するか予測できない中で、将来にわたる我が国の安全保障政策については、その時々の国際情勢を踏まえ、国民の生命と財産を守る観点から、国会と政府において責任ある議論が行われるべきであると考えます。

その意味において、本市議会から将来にわたって断固として堅持すると国に強く要請することについては、慎重に判断すべきであると考えます。

また、直近の県内の議会に目を向けますと、本年６月、熊本県議会において、非核三原則の堅持を求める意見書が提出されましたが、採決の結果、否決されております。熊本市議会においても、同じく本年６月、国是である非核三原則の堅持を求める意見書が提出されましたが、こちらも否決されております。もちろん、熊本県議会や熊本市議会が否決をしたから、本市議会も同じ判断をすべきだということではございません。しかし、こうした事実は、非核三原則の理念そのものとは別に、地方議会として国に意見書を提出することについては、異なる考え方や判断があり得るということを示しております。

平和を願うこと、核兵器のない世界を目指すことについては、皆さん同様、私もみんな同じ思いであるというふうに思います。だからこそ、理念だけで判断するのではなく、我が国を取り巻く安全保障環境や現実に国民の生命と財産を守る責任、そして、将来にわたって十分な政策議論を行う必要性も含めて慎重に判断しなければならないと考えます。

政府が現在、非核三原則を堅持すると明確に表明している状況において、本市議会から改めて、将来にわたって断固として堅持するよう強く要請する必要性については、私は十分に認めることができません。

以上の理由から、意見書案第１号　非核三原則の堅持を求める意見書について、反対をいたします。

○有働辰喜　議長

以上で、永田議員の討論は終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。

古家議員。

［５番　古家茂臣　議員　登壇］

○古家茂臣　議員

議席番号５番の古家茂臣でございます。

私は、非核三原則の堅持を求める意見書に賛成の立場から討論させていただきま

す。

現在、世界各地で戦争や紛争が続いております。ウクライナをロシアが攻めていますし、パレスチナをイスラエルが攻めている、こういう状況、それからさらに、我が国を取り巻く、特に中国、北朝鮮も含めて、安全保障環境も非常に厳しさを増しています。

こうした現実を踏まえて、国民の生活、生命と平和をどのように守っていくかということについて、今の反対討論もありましたように、様々な考え方や議論があることは十分分かっております。しかし、本意見書が求めておりますのは、安全保障を巡る個々の施策について賛否を求めているものではございません。核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませずという非核三原則を唯一の戦争被爆国である我が国が、これからも堅持していくことを求めるものであります。

先ほど、髙松議員の御説明の中にもありましたように、山鹿市は、平成22年９月17日に非核平和都市宣言を行い、広島、長崎の惨禍を二度と繰り返さないこと、それから核兵器の恐ろしさと平和の尊さを後世へ伝えること、そして戦争のない平和で安全な社会の実現を世界に訴えています。その宣言から、昨日でちょうど丸16年を迎えました。今を生きる私たちは、先人から受け継いだ平和への願いを次の世代へつないでいく責任があります。

確かに、今、なぜ各議会がこれを国に言わなきゃいけないかということですけども、現在、先ほど、熊本県議会、それから熊本市はこの意見書について否決をしたんですけども、菊陽町、水俣市については、逆に可決しているんです。それから、24都道府県で73の議会がこれについて意見書を国に出しております。ですから、山鹿市としてどう思っているのか。これはもちろん、市民の皆さんそれぞれの御意見があると思いますが、議会として、一度、安全保障上いろいろ考え方あるとはいえ、我々議員はどう思っているのか。ある程度、非核三原則、総理が踏襲をすると言いながらも、若干ニュアンスが違う言い方もされてますので、そういう危惧があって、いろんな議会がこれを出しているわけですから、そういう意味で、今回、山鹿市議会として、非核三原則を将来にわたり堅持することを国に求める本意見書の趣旨に議員各位の御賛同をお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

○有働辰喜　議長

以上で、古家議員の討論は終了いたしました。

ほかに討論はございませんか。

芋生議員。

［16番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

議席番号16番、日本共産党の芋生よしやです。

私は、今提案されました議案に対して、賛成の立場から討論を行います。

どういう状況なのかと言いますと、高市政権が年末に予定する国家安全保障戦略など、安保３文書の改定を巡り、国是である非核三原則の見直しが大きな焦点の一つとなっています。高市首相や小泉防衛相は、非核三原則を今後も堅持するとは決して言わず、議論の必要性を繰り返し言及しております。非核三原則の変更は、核兵器による力と力の対決を強め、周辺諸国との緊張をかつてなく高めることになります。核廃絶を目指す国際的な取組に一層の逆流を持ち込み、唯一の戦争被爆国である日本の立場を失墜させます。断じて許されません。

核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませずとした非核三原則は、歴代政府が堅持を表明してきた基本政策です。1967年に佐藤栄作首相が表明し、その後、数度にわたる国会決議で国是として確認されてきました。ところが、高市首相は、安保３文書の改定に向け、非核三原則の見直しを含め、当然、あらゆる課題についてしっかりと議論の俎上にのせると、７月６日、参議院決算委員会で表明しました。高市氏は、現行の安保３文書策定時、2022年ですが、閣僚として非核三原則の、持ち込ませずを同文書から削除するよう求めたことを著書で明らかにしています。小泉防衛相は、７月17日のインターネット番組で、フィンランドが自国への核兵器持込みを認めたことに触れ、あらゆる政策をタブーなく議論し進めなければいけないと語っています。

歴代政府は非核三原則の堅持を掲げる一方、米国の核の傘への依存に固執する矛盾した態度を取ってきました。1960年の日米安保条約改定時には、米国の艦船や航空機による日本への核持込みを認める日米密約を結び、今も廃棄しておりません。

今年３月から三沢基地への配備が始まった米空軍のＦ35Ａ戦闘機は、核爆弾の搭載も可能という状況です。非核三原則の見直しは、米国の核戦略への加担をさらに深め、日本を核戦争に巻き込む危険を高めます。

こうした愚行を絶対に許さない、党派を超えた運動を今、大きく広げていくことが急がれます。だからこそ、各自治体でこの非核三原則を堅持する請願、意見書が取り上げられているところです。

以上をもちまして、私の賛成討論といたします。

○有働辰喜　議長

以上で、芋生議員の討論は終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。

服部議員。

［19番　服部香代　議員　登壇］

○服部香代　議員

議席番号19番、服部香代です。

今の意見書につきまして、反対の立場から討論をさせていただきます。

私は、山鹿市防衛議員連盟の会長をしております。その立場から意見を述べさせていただきます。

本意見書の中では、我が国の安全保障についても言及がなされております。しかし、先ほど、永田壮拡議員からもございましたように、現在、我が国を取り巻く安全保障環境はかつてないほどの厳しさを増しているというところでございます。

国家の第一の責務は、国民の生命、財産、そして領土を守り抜くということであります。そのためには、現実的でかつ多角的な安全保障政策の議論が不可欠であると思っています。

したがいまして、地方議会から国へ意思を示す意見書においては、こうした多面的な安全保障の現実を十分に考えて出すということが必要だと思っています。

さらに、本意見書における、将来にわたって断固として堅持をするといった極めて強い表現については、これは国際情勢が厳しくて、流動化する現代においては、国家の防衛や外交にはあらゆる事態を想定した柔軟性と冷静な判断が求められると思っています

したがいまして、このように全く隙も与えないような、言わば、硬直したと言いますか、そういった文言を盛り込むことは、私たちの将来にわたる外交や防衛上の選択肢を自ら狭めることにならないかと、そのために国家の安全を担保する姿勢としては、いささか慎重さを欠くと言わざるを得ないと考えます。

私たちが平和を願う思い、そして国民の安全を願う気持ちにおいては、全く共通しているところでございます。非核三原則を堅持するということは当然のことだと思っております。しかし、国家の根幹たる安全保障に関わる問題だからこそ、表現には慎重を期すべきであり、現実の脅威に対する抑止力の議論を否定するような強い表現の意見書を山鹿市議会の総意として提出することには、防衛議員連盟会長として強く反対せざるを得ません。

以上の理由から、本意見書に対する反対の討論といたします。

○有働辰喜　議長

以上で、服部議員の討論は終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○有働辰喜　議長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。意見書案第１号について、原案のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

［各議員採決ボタンを押す］

○有働辰喜　議長

ボタンの押し間違いや押し漏れはございませんでしょうか。

［画面に「投票結果」の文字が出る］

○有働辰喜　議長

ないものと認め、採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第81号について、原案のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

［各議員採決ボタンを押す］

○有働辰喜　議長

ボタンの押し間違いや押し漏れはございませんでしょうか。

［画面に「投票結果」の文字が出る］

○有働辰喜　議長

ないものと認め、採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――

閉　会

○有働辰喜　議長

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和８年（第５回）山鹿市議会９月定例会を閉会いたします。

午後０時01分　閉会

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　　有　働　辰　喜

山鹿市議会議員　　小　林　文　江

山鹿市議会議員　　髙　松　佳　美